

平成26年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第1号

平成26年9月5日(金曜日)午前10時00分 開 会

出席議員

1番	来 栖 丈 治 君	9番	佐 藤 文 雄 君
2番	小 倉 博 君	10番	中 根 光 男 君
3番	川 村 成 二 君	11番	鈴 木 良 道 君
4番	岡 崎 勉 君	12番	小座野 定 信 君
5番	山 本 文 雄 君	13番	矢 口 龍 人 君
6番	田 谷 文 子 君	14番	藤 井 裕 一 君
7番	小松崎 誠 君	15番	山 内 庄兵衛 君
8番	加 固 豊 治 君	16番	廣 瀬 義 彰 君

欠席議員 な し

出席説明者

市 長	坪 井 透 君	土 木 部 長	渡 辺 泰 二 君
副 市 長	石 川 眞 澄 君	会 計 管 理 者	高 田 忠 君
市 長 公 室 長	木 村 義 雄 君	消 防 長	井 坂 沢 守 君
総 務 部 長	小松塚 隆 雄 君	教 育 部 長	飯 田 泰 寛 君
市 民 部 長	板 垣 英 明 君	水 道 事 務 所 長	田 崎 清 君
保 健 福 祉 部 長	金 田 克 彦 君	代 表 監 査 委 員	久 保 田 喜 久 男 君
環 境 経 済 部 長 (併)農 業 委 員 会 事 務 局 長	根 本 一 良 君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長 君	山 悟
〃	補 佐	乾 文 彦
〃	係 長	小 池 陽 子
〃	係 長	杉 田 正 和

議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 所信表明
- 日程第 4 報告第 6号 平成25年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率

- について
- 日程第 5 議案第 5 2 号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
 議案第 5 3 号 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
 議案第 5 4 号 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
 議案第 5 5 号 かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
 議案第 5 6 号 次世代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 議案第 5 7 号 かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 5 8 号 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5 9 号 平成 2 6 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 3 号）
 議案第 6 0 号 平成 2 6 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
 議案第 6 1 号 平成 2 6 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
 議案第 6 2 号 平成 2 6 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
 議案第 6 3 号 平成 2 6 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 7 議案第 6 4 号 美並小学校校舎耐震補強及び大規模改造工事請負契約の締結について
 議案第 6 5 号 霞ヶ浦中学校屋内運動場大規模改造工事請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第 6 6 号 平成 2 5 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
 議案第 6 7 号 平成 2 5 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第 6 8 号 平成 2 5 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第 6 9 号 平成 2 5 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第 7 0 号 平成 2 5 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第 7 1 号 平成 2 5 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第 7 2 号 平成 2 5 年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

日程第 9 議案第 73 号 市道路線の変更について

日程第 10 決算審査特別委員会の設置について

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 所信表明

日程第 4 報告第 6 号 平成 25 年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第 5 議案第 52 号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について

議案第 53 号 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第 54 号 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第 55 号 かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第 56 号 次世代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第 57 号 かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 58 号 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 59 号 平成 26 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 60 号 平成 26 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 61 号 平成 26 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 62 号 平成 26 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 63 号 平成 26 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 7 議案第 64 号 美並小学校校舎耐震補強及び大規模改造工事請負契約の締結について

議案第 65 号 霞ヶ浦中学校屋内運動場大規模改造工事請負契約の締結について

日程第 8 議案第 66 号 平成 25 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 67 号 平成 25 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 68 号 平成 25 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第69号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第70号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第71号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第72号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

日程第9 議案第73号 市道路線の変更について

日程第10 決算審査特別委員会の設置について

開 会 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

ただいまの出席議員数は16名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから、平成26年かすみがうら市議会第3回定例会を開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木良道君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、8番 加固豊治君、9番 佐藤文雄君、12番 小座野定信君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（鈴木良道君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月19日までの15日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、諸般の報告を行います。

初めに、議長、副議長が出席した会議等については、お手元に配付いたしました各月の行事等報告書のとおりであります。

次に、閉会中における各委員会の開催状況等については、お手元に配付いたしました委員会活

動状況一覧表のとおりであります。ごらんおき願います。

次に、閉会中の所管事務調査として、総務委員会から調査の経過並びに結果について、調査結果報告書が提出されておりますので、委員長から報告を求めます。

総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

総務委員会の閉会中における所管事務調査の協議の経過等についてご報告いたします。

本委員会は、平成26年第2回定例会において、閉会中の所管事務調査として決定されました所管事務の調査項目につきまして、8月8日に調査を実施いたしました。

調査事件と致しましては、入札制度に関する事項として、入札におけるくじ引きによる予定価格決定の取りやめについてを議題とし、執行部より担当部課長等の出席を求め、説明を聴取しながら慎重に調査を実施いたしました。

協議の経過・内容については、お手元に配付させていただいている委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で、閉会中の所管事務調査に係る総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩といたします。

休 憩 午前10時04分

再 開 午前10時04分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、閉会中の所管事務調査における委員長報告を終わります。

次に、本日までに請願第6号 規制改革会議農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に関する請願書及び請願第7号 教育予算の拡充を求める請願を受理し、お手元に配付しました請願文書表に記載のとおり、所管の各常任委員会へ付託いたしましたので、ご報告をいたします。また、請願第8号 「集団的自衛権容認の閣議決定」の撤回を求める意見書提出の請願書を受理しておりますので報告を申し上げます。また、陳情等2件を受理し、お手元に写しを配付しておきましたので、ごらんおき願います。

次に、平成26年第2回定例会会議録及び第2回臨時会会議録をお手元に配付しておきましたので、ご活用願います。

次に、監査委員より平成26年5月から7月までの例月出納検査報告書が提出されておりますので、その抜粋をお手元に配付しておきました。

なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 3 所信表明

○議長（鈴木良道君）

日程第3、所信表明を行います。

市長より所信表明について発言を求められておりますので、これを許します。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

かすみがうら市議会第3回定例会に当たり、市政運営に取り組む所信の一端を申し述べ、議員の皆様方、市民の皆様方に格別のご理解とご協力をお願いするものでございます。

ご案内のとおり、先般のかすみがうら市長選挙におきまして、私は多くの市民の皆様方からご支持、ご支援をいただき、第4代のかすみがうら市長という栄に浴することができました。市民の皆様方から寄せられました心温まるご厚情に対し、この場をお借りいたしまして衷心より御礼を申し上げます。

今、こうして壇上に立ちますと、市政運営をつかさどる職責の重さに身の引き締まる思いでございます。初心を忘れることなく、公平かつ着実な市政運営に努めてまいり所存でございます。

私は東日本大震災や原発事故後の4年間、一人の市民として市政を案じ、市政を思いながら過ごしてまいりました。その中で、多くの市民の皆様方がこの大震災や原発事故からの復興に向けて、生活や懸命に事業の再生に取り組んでおられる状況や、景気、雇用の厳しさ、人口減少等に伴う空き家の増加、少子高齢化社会に伴う高齢化率が上がってきている様子を目の当たりにしてまいりました。一方では、恵みの大地で育ったさまざまな特産品や常磐自動車道や国道6号、354号線、JR常磐線など恵まれた交通インフラ体系など、かすみがうら市の発展の可能性を改めて確信をしたところであります。

これからの4年間、このすばらしいかすみがうら市をより発展させるためには、私の将来を見据えた行政のかじ取りに加え、市民の皆様とともに市民協働のまちづくりに全力で取り組んでまいります。

まず、早急に取り組むことといたしましては、市民と行政の合意形成であります。

私が目指す市民協働のまちづくりを推進する上で、常に市民と接し、市民の声を身近に聞くことのできる市役所の役割は、大変重要であると考えております。その上で、市議会での審議内容や協議を尊重することこそ、市民の皆様方の声を市政に反映させることであると思っております。

さらに、地方分権の進展によりまして、地域課題への対応は地域の責任で解決していく必要があります。市民との協働はその基本といえます。そのため、例えば市民協働条例や自治基本条例の制定といった可能性も探ってまいりたいと思っております。

次に、活力みなぎる市政の実現について申し上げます。

まず第1に、暮らしの応援についてであります。市民の皆様方の生活に直結したさまざまな施策に真摯に取り組んでまいります。その中でも、ごみ処理問題については、現在の新治地方広域事務組合、クリーンセンターの施設老朽化に伴い、将来的に市民負担増が予想されることから、周辺市町との広域処理に取り組んでまいります。

次に、石岡地方斎場については、3市での共同処理を行っておりますが、式場料金については格差が生じております。この問題を解消するための検討を行ってまいります。

次に、上水道料金の値下げについてですが、国の経済景気対策と東京オリンピックの開催決定

により、経済回復の期待が膨らんでおります。一方では、石油や食品の価格、さらに電気料金等を上昇させる影響で、暮らしの先行きに心配も募りつつあります。このような情勢を踏まえ、水道料金の値下げに取り組んでまいります。

次に、若者や女性の就労機会の場を提供するための窓口を設置し、雇用促進を支援してまいります。

第2は、子育て応援についてであります。次代を担う子どもたちを安心して育てることのできる環境づくりは、極めて重要課題の一つであると認識していただいております。

まず、さくら保育所の今後の対応については、保護者と合意形成を持って判断してまいりたいと考えております。そのほかの3つの保育所については、幼児期の子どもの課題を議論するときには何よりも子どもたちの立場を最優先に政策推進を発想していくことが最も重要なことであります。平成27年4月から本格的な実施が予想されております子ども・子育て支援新制度を踏まえ、今後の公立保育所のあり方について検討を進めてまいります。

次に、学校統合問題については、既に霞ヶ浦地区の小中学校の統合は進んでおりますが、千代田地区については市民の合意が得られていない状況にあります。地域の学校を残すことは理想ですが、少子化も進んでいることから、まずは市民の合意形成を進めてまいります。

次に、いじめ問題が大きな社会問題となっている中で、昨年6月、いじめ防止対策推進法が成立し、10月にはいじめの防止等のための基本的な方針が策定をされ、いじめの問題に対する基本理念や体制が整えられました。本市においても、この方針の策定に向けました作業が進められてきましたので、こうした経過を踏まえ、一步踏み込んだ条例化により対応を早急に進め、地域社会が一体となり、いじめが防止されるよう対策を講じてまいります。

第3は、健康応援についてであります。市民の健康づくりは生涯元気で豊かな生活を送るため、市民一人一人が生涯にわたり、みずから健康づくりを実践していくことが大切であります。健康づくりが市民運動として定着するよう、保健、医療、福祉の連携のもと、市民が一体的に取り組める環境づくりを進めてまいります。

また、シルバーリハビリ体操が市民の間で浸透しつつあります。予防医学の面から見た効果を高齢者の健康づくりや介護予防の推進につなげてまいります。

第4は、安心安全応援についてであります。私は市民の皆様方が常に日々の暮らしに安心や安全が感じられなければならないと思っております。市民の命を守り、安心を広げるために防災情報を生かした防災機能の強化や、自助・共助を支える地域防災のかなめとなる自主防災組織の強化に努め、安全なまちづくりを進めてまいります。

また、東日本大震災や最近では広島の大規模土砂災害などでも、初動対応の重要性を改めて痛感いたしました。市民の生命、身体を守るため、万一の災害発生時に機動的な対応ができるよう、配備体制などを改めて徹底してまいります。

第5は、成長応援についてであります。市民の皆様方が住んでよかったと誇れるまちづくり、これを実現する上で解決すべき地域の課題は行政の力だけでは、その解決を図ることが難しい課題もあります。まちづくりの施策の立案段階から市民の皆様方のご提案をいただくなど、市民と行政の協働を推進してまいります。

次に、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催が決定し、国民に大きな夢と希望を与

えました。また、その前年には茨城国体が開催されます。国内外のビッグスポーツの開催は、地元アスリートの育成やオリンピック教育の推進など、青少年の育成にも大きな弾みになるものと期待しているところであります。本市においても市民や関係団体と一体となって、観光消費や地域の活性化につなげてまいります。

次に、かすみがうら市の基幹産業である農業についてであります。恵みの大地からはさまざまな特産品が産出されており、ブランド化や6次産業の推進を図りながら、農業関係団体とも連携を深め、農産物の消費拡大に努めてまいります。

次に、雇用の確保、税収の増など多くの効果が期待されることから、市民の利益につながる企業の誘致にも努めてまいります。これらの事業を成功するのも私自身が先頭に立ち、積極的にトップセールスに努めてまいります。

さらに、元気なかすみがうら市を実現するためには、地場産業の振興を抜きには考えられません。課題は山積しておりますが、関係団体の皆様のご意見を拝聴しながら、その振興に努めてまいります。

以上、所信の一端を申し述べさせていただきましたが、これらの施策の推進に当たりましては、効率的な行財政運営に努めるとともに、市民に最も身近な行政組織として、市民の皆様から共感が得られる市政に全力で取り組む所存であります。議員の皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。私の所信表明といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、市長の所信表明を終わります。

日程第 4 報告第 6 号 平成 25 年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（鈴木良道君）

日程第 4、報告第 6 号 平成 25 年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

報告第 6 号について、市長より報告を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました報告第 6 号 平成 25 年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 25 年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の意見を付し、報告するものです。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、報告第 6 号の報告を終了いたします。

日程第 5 議案第 5 2 号ないし議案第 5 8 号

○議長（鈴木良道君）

日程第5、議案第52号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定についてないし議案第58号 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの7件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました議案第52号から議案第58号につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第52号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定につきましては、職員の不祥事に対する監督責任を明確にするため、新たに本条例を制定するものです。

次に、議案第53号 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度が、平成27年4月から本格施行されることに伴い、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定により、新たに本条例を制定するものです。

次に、議案第54号 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度が、平成27年4月から本格施行されることに伴い、児童福祉法第34条の16第1項の規定により、新たに本条例を制定するものです。

次に、議案第55号 かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度が、平成27年4月から本格施行されることに伴い、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により、新たに本条例を制定するものです。

次に、議案第56号 次世代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律により、母子及び寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正されることに伴い、関係条例を整理するため、新たに本条例を制定するものです。

次に、議案第57号 かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の制定に基づく消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、消防団員の退職報奨金が引き上げられたため、かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正するものです。

次に、議案第58号 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、千代田町と霞ヶ浦町との合併時に定められた条例定数と実団員数に差が生じているため、かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例に定められた団員定数を改正するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明

をさせていただきますので、ご審議のうえ可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、議案第52号及び第56号について説明を求めます。

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

議案第52号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について提案の趣旨をご説明いたします。

本条例は、職員の不祥事に対する監督責任を明らかにするために制定するもので、特例の期間は平成26年10月の1カ月、特例の内容といたしましては、給料月額を10%減ずるものでございます。

執行日は本年10月1日としております。

続いて、議案第56号 次世代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明をいたします。

本条例は、次世代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律によりまして、母子及び寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正することに伴い、関係条例を整備するために制定するものです。

内容といたしましては、かすみがうら市行政組織条例並びにかすみがうら市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例におきまして、関係する職名を現行の「母子自立支援員」から「母子・父子自立支援員」に改正するものでございます。

執行日は本年10月1日としております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案第53号ないし議案第55号について説明を求めます。

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、議案第53号 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成24年8月に国会において子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育てを総合的に支援する子ども・子育て支援新制度が、平成27年4月から本格施行されます。それを受け、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定により、新たにこの条例を制定するものです。条例の基準につきましては、内閣府省令による基準を参酌して定めるものでございます。

内容につきましては、特定教育・保育施設の運営に関する基準であり、対象となる施設は認定こども園、幼稚園、保育所であり、特定地域型保育所の対象となる施設につきましては、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業であります。利用定員に関する基準、運営に関する基準、給付に関する基準を定めるものでございます。

施行日は平成27年4月1日を考えてございます。

続きまして、議案第54号 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

この条例につきましても、平成24年8月に国会において子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育てを総合的に支援する子ども・子育て支援新制度が、平成27年4月から本格施行されます。それを受け、児童福祉法第34条16の第1項の規定により、新たにこの条例を制定するものです。条例の基準につきましては、厚生労働省令による基準を参酌して定めるものです。

内容につきましては、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の設備基準及び運営基準に関し定めるものでございます。

施行日は平成27年4月1日でございます。

続きまして、議案第55号 かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

この条例につきましても、平成24年8月に国会において子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育てを総合的に支援する子ども・子育て支援新制度が、平成27年4月から本格施行されます。それを受け、児童福祉法第34条8の2第1項の規定により、新たにこの条例を制定するものです。条例の基準につきましては、厚労省令による基準を参酌して定めるものでございます。

内容につきましては、放課後児童健全育成事業における設備の基準、職員の資格要件及び配置職員開所時間及び日数など当該事業の運営に関する基準を定めるものでございます。

施行日は平成27年4月1日を考えてございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案第57号及び第58号について説明を求めます。

消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

○消防長（井坂沢守君）

議案第57号 かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の趣旨を説明いたします。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）の制定に基づく消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）の一部改正に伴い、消防団員の退職報奨金が引き上げられたため、かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例（平成17年条例第148号）を改正するものであります。

改正内容につきましては、一律5万円、最低20万円に引き上げるものでございます。

施行日は公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用されます。

続きまして、議案第58号 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の趣旨を説明いたします。

平成17年に千代田町と霞ヶ浦町との合併時に定められた消防団員の条例定数と実団員数において、団員の現象により年々差が生じているため、かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年条例第149号）を改正するものであります。

改正内容につきましては、現在の660名から605名にするものでございます。

施行日は公布の日から施行いたします。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第52号ないし議案第58号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第7日目の9月11日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 6 議案第59号ないし議案第63号

○議長（鈴木良道君）

日程第6、議案第59号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）ないし議案第63号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）までの5件を会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました議案第59号から議案第63号につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第59号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億4270万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ175億836万円とするものです。

主な補正の内容といたしましては、職員等人件費及び65歳以上の肺炎球菌ワクチンの公費負担分や石岡市・小美玉市・茨城町で構成します一般廃棄物広域処理推進協議会加入に伴う基本計画策定委託料、農水産物等直売所の備品購入費、帆引き船の市文化財指定へ向けた調査委託料などを計上するものです。

財源といたしましては、国県支出金、特別会計繰入金、前年度繰越金及び諸収入を充当いたしました。

次に、議案第60号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ822万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億7647万1000円とするものです。

補正の内容といたしましては、国庫負担金等返還金を計上するものです。

財源といたしましては、前年度繰越金を充当いたしました。

次に、議案第61号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ270万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそ

れぞれ10億8810万円とするものです。

補正の内容といたしましては、職員等人件費及び公共下水道管渠基本計画見直しに係る委託料を計上するものです。

財源といたしましては、国庫支出金及び前年度繰越金を充当いたしました。

次に、議案第62号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ271万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2611万4000円とするものです。

補正の内容といたしましては、職員等人件費を計上するものです。

財源といたしましては、前年度繰越金を充当いたしました。

次に、議案第63号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4581万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億6541万2000円とするものです。

主な補正の内容といたしましては、職員等人件費及び臨時職員賃金、国庫支出金等返還金、一般会計繰出金などを計上するものです。

財源といたしましては、基金繰入金及び前年度繰越金を充当いたしました。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当部長から説明をさせますので、ご審議のうえ可決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案の趣旨説明を求めます。

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、議案第59号から議案第63号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）から平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）の5議案の詳細につきましてご説明をさせていただきます。順にご説明させていただきます。

議案第59号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）の内容につきましては、主に職員人件費の補正をするものでございます。

順に、議会費のほうからご説明をいたします。

議会費につきましては、補正額148万1000円、人件費の補正でございます。

総務費の中につきましては、補正額8211万9000円、人件費のほかに基幹系電算システムの管理事業に係る負担金、この内容につきましては、平成28年1月から開始されますマイナンバー制度に伴う中間サーバーを整備する負担金の内容でございます。

続きまして、民生費では、補正額3348万7000円でございます。主な内容につきましては、職員人件費の補正とあわせまして、平成27年4月から実施されます子ども・子育て支援新制度事業に係りその移行に伴います影響度の調査をする委託料を計上してございます。

続きまして、衛生費の内容でございます。補正額3976万2000円でございます。職員人件費のほかに65歳以上の方の高齢者肺炎球菌ワクチンの公的の補助ということでの補正額を計上してございます。

続いて、石岡市・小美玉市・茨城町の3市1町にかかわります公益ごみ処理に係ります一般廃棄物の処理計画を策定するための委託料を計上させていただきました。

続きまして、農林水産業費につきましては、補正額1652万3000円という内容でございます。

商工費につきましては、補正額2272万8000円でございます。職員人件費のほかに現在、整備を進めております歩崎公園内の交流センターの整備に係ります備品購入費を計上させていただきました。

土木費につきましては、補正額1134万8000円でございます。主に人件費の内容でございます。

消防費につきましては、補正額1840万8000円、職員人件費のほかに災害対策事業にかかわる補助金といたしまして28万6000円、これは市民の防災士の育成にかかわります負担という内容でございます。

教育費につきましては、補正額1684万8000円でございます。職員人件費のほかに帆引き船の市の文化財指定調査にかかわります委託料を計上させていただきました。

続いて、議案第60号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。822万3000円の補正をさせていただきました。

その内容につきましては、平成25年度決算に伴います社会保険診療報酬基金への精算返還金という内容でございます。

続きまして、議案第61号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。270万円を補正とさせていただきました。

その内容につきましては、職員人件費のほかに神立停車場線の整備にかかわります公共下水道管渠基本計画を策定するに当たりましての委託料でございます。

議案第62号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の内容につきましては、271万4000円の補正をさせていただきました。

内容につきましては、職員の人件費でございます。

議案第63号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、4581万2000円の補正をさせていただきました。

内容につきましては、人件費あるいは臨時職員の賃金等のほかに、平成25年度決算に伴います精算金といたしまして、国庫支出金あるいは一般会計への繰出金の内容でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第59号ないし第63号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第7日目の9月11日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 7 議案第64号及び議案第65号

○議長（鈴木良道君）

日程第7、議案第64号 美並小学校校舎耐震補強及び大規模改造工事請負契約の締結について及び議案第65号 霞ヶ浦中学校屋内運動場大規模改造工事請負契約の締結についての2件を会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました議案第64号及び議案第65号につきましてご説明を申し上げます。

議案第64号 美並小学校校舎耐震補強及び大規模改造工事請負契約の締結について並びに議案第65号 霞ヶ浦中学校屋内運動場大規模改造工事請負契約の締結につきましては、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当部長から説明をさせますので、ご審議のうえ可決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案の趣旨説明を求めます。

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

議案第64号 美並小学校校舎耐震補強及び大規模改造工事請負契約の締結について説明をいたします。

本案は、南小学校校舎耐震補強及び大規模改造工事請負契約を締結することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事場所はかすみがうら市深谷地内、契約の方法は一般競争入札による契約で、契約金額は2億2647万6000円、契約の相手方は茨城県つくば市春日2丁目24番地3、株式会社三共建設でございます。

続きまして、議案第65号 霞ヶ浦中学校屋内運動場大規模改造工事請負契約の締結について説明いたします。

本案は、霞ヶ浦中学校屋内運動場大規模改造工事請負契約を締結することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事場所は、かすみがうら市深谷地内、契約の方法は一般競争入札による契約で、契約金額は2億520万円、契約の相手方は茨城県つくばみらい市板橋3101番地、成島建設株式会社でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第64号及び第65号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第7日目の9月11日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

暫時休憩といたします。

休 憩 午前10時52分

再 開 午前11時00分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 8 議案第66号ないし議案第72号

○議長（鈴木良道君）

日程第8、議案第66号 平成25年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定についてないし議案第72号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの7件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

なお、ただいま議題となっている7件の決算認定議案については、監査委員から審査意見書が添付されておりますので、あわせて監査委員から説明を求めます。

最初に、提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました議案第66号から議案第71号 平成25年度かすみがうら市一般会計、各特別会計の歳入歳出決算の認定案件についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度各会計の歳入歳出決算について監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものです。

次に、議案第72号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成25年度の水道事業会計未処分利益余剰金のうち当年度純利益を減債基金に積み立て、残金を繰り越す議会の議決をお願いするとともに、平成25年度の水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものです。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当部長から説明をさせますので、ご審議のうえ認定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

次に、審査意見について説明を求めます。

代表監査委員 久保田喜久男君。

[代表監査委員 久保田喜久男君登壇]

○代表監査委員（久保田喜久男君）

議案第66号ないし第72号について、平成25年度決算審査報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、平成25年度決算審査を7月23日から8月18日まで実施しました。審査の対象は、平成25年度かすみがうら市一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計及び水道事業会計の各会計であります。

審査の結果であります。審査に付された各会計決算書並びに諸帳簿、諸書類は地方自治法及び地方公営企業法の関係法令に準拠して調製されており、計数的な誤りはなく、正確であると認めました。また、予算の執行状況につきましても、おおむね所期の目的に従って効率的に執行されていると認めました。そのほか基金の運用状況では、その計数は正確であり、目的に従って運用並びに管理されていると認めました。

なお、詳細につきましては、別紙審査意見書を添付してございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

続いて、各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、議案第66号ないし第71号について説明を求めます。

会計管理者 高田 忠君。

[会計管理者 高田 忠君登壇]

○会計管理者（高田 忠君）

それでは、議案第66号 平成25年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について概要をご説明申し上げます。

まず、歳入総額でございますが、金額にいたしまして180億8724万8703円でございます。対しまして、歳出総額が174億8344万2943円で、歳入歳出差引額は6億380万5760円でございます。さらに、このうち翌年度に繰り越すべき財源としまして19万2000円を差し引きまして、実質収支額は6億361万4000円となっております。

続きまして、議案第67号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について概要をご説明申し上げます。

歳入総額でございますが、53億9303万6193円です。歳出総額が51億7036万5504円でございます。実質収支額は2億2267万円となっております。

続きまして、議案第68号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について概要をご説明いたします。

歳入総額でございますが、6億5013万3961円で、歳出総額が6億4888万8924円でございます。実質収支額は124万5000円となっております。

続きまして、議案第69号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について概要をご説明いたします。

歳入総額でございますが、11億3439万3691円で、歳出総額が11億1339万2036円でございます。歳入歳出差引額は2100万1655円で、このうち翌年度に繰り越すべき財源1024万円を差し引きまして、実質収支額は1076万2000円となっております。

続きまして、議案第70号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について概要をご説明いたします。

歳入総額が4億7364万4434円で、歳出総額が4億6727万4841円でございます。実質収支額は636万9000円となっております。

続きまして、議案第71号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について概要をご説明いたします。

歳入総額が29億6715万5257円、歳出総額が29億2377万4977円でございます。実質収支額は4338万円となっております。

以上が平成25年度一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算の概要でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案第72号について説明を求めます。

水道事務所長 田崎 清君。

[水道事務所長 田崎 清君登壇]

○水道事務所長（田崎 清君）

議案第72号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について概要の説明を申し上げます。

本件につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。

平成25年度かすみがうら市水道事業会計決算収益的収支につきましては、消費税込みの10億1363万3844円の収入に対しまして、9億7515万7445円の支出でございました。消費税抜きの損益計算におきまして、2321万9461円の当年度純利益となっております。当年度純利益につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定によりまして全額を減債積立金へ積み立てることとさせていただきたいと考えております。資本的収支につきましては、3億9002万5324円の収入に対しまして、7億1041万1057円の支出でございます。資本的収入が資本的支出に対して不足する額3億2038万5733円につきましては、消費税資本的支出調整額1445万5005円及び過年度損益勘定留保資金3億593万723円で補填しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、市長からの提案説明、監査委員からの説明並びに趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第7日目の9月11日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 9 議案第 73 号

○議長（鈴木良道君）

日程第9、議案第73号 市道路線の変更についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました議案第73号 市道路線の変更についてご説明申し上げます。

本案は、上軽部地内の市道の一部を用途廃止するに当たりまして、同地内の市道路線を変更するため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長から説明をいたさせていただきますので、ご審議のうえ可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第73号の趣旨説明を求めます。

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

議案第73号 市道路線の変更について趣旨をご説明申し上げます。

本案は、上軽部地内において花火、玩具、スポーツ用品の総合商社、株式会社オンダから、配送センター業務拡大のため敷地を一体化し倉庫を増築したいとの申請に基づき、市道3280号線の一部、延長80メートルを用途廃止し、借用の手続を行うとともに、利用者の利便性を確保するため、新たに123メートルをつけかえ認定し、総延長405.75メートルに市道路線を変更するものでございます。また、市道3215号線の終点位置変更に伴い、総延長1,020.62メートルに変更することにつきまして、道路法第10条第3項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上、趣旨説明といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第7日目の9月11日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 10 決算審査特別委員会の設置について

○議長（鈴木良道君）

日程第10、決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会に上程されております議案第66号 平成25年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定については、7人の委員をもって構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、お諮りいたします。

今期定例会に上程されております議案第67号ないし第72号までの6件については、7人の委員をもって構成する特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま設置されました両決算審査特別委員会委員の選任については、これより各常任委員会で委員会を開き、決算特別委員会委員の選出を行ってください。

総務委員会は全員協議会室、文教厚生委員会は第1委員会室、産業建設委員会は第2委員会室でそれぞれ委員会を開いてください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時16分

再 開 午前11時29分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

一般会計決算審査特別委員会委員の選任並びに特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、一般会計決算審査特別委員会委員に藤井裕一君、佐藤文雄君、田谷文子君、岡崎 勉君、川村成二君、小倉 博君、来栖丈治君、以上7名を、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員に廣瀬義彰君、矢口龍人君、小座野定信君、中根光男君、加固豊治君、小松崎 誠君、山本文雄君、以上7名を指名いたします。

それでは、直ちに一般会計決算審査特別委員会は第1委員会室にて、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会は第2委員会室で委員会を開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時31分

再 開 午前11時48分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

休憩中に一般会計決算審査特別委員会並びに特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告をいたします。

一般会計決算審査特別委員会委員長に岡崎 勉君、副委員長に田谷文子君。特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長に加固豊治君、副委員長に山本文雄君。

以上のとおり、当選されましたので報告をいたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、9月8日の定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞さまでした。

散 会 午前11時49分

平成26年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第2号

平成26年9月8日(月曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	来 栖 丈 治 君	9番	佐 藤 文 雄 君
2番	小 倉 博 君	10番	中 根 光 男 君
3番	川 村 成 二 君	11番	鈴 木 良 道 君
4番	岡 崎 勉 君	12番	小座野 定 信 君
5番	山 本 文 雄 君	13番	矢 口 龍 人 君
6番	田 谷 文 子 君	14番	藤 井 裕 一 君
7番	小松崎 誠 君	15番	山 内 庄兵衛 君
8番	加 固 豊 治 君	16番	廣 瀬 義 彰 君

欠席議員 な し

出席説明者

市 長	坪 井 透 君	環境経済部長 (併)農業委員会 事務局 長	根 本 一 良 君
副 市 長	石 川 眞 澄 君	土 木 部 長	渡 辺 泰 二 君
市長公室長	木 村 義 雄 君	会 計 管 理 者	高 田 忠 君
総 務 部 長	小松塚 隆 雄 君	消 防 長	井 坂 沢 守 君
市 民 部 長	板 垣 英 明 君	教 育 部 長	飯 田 泰 寛 君
保健福祉部長	金 田 克 彦 君	水道事務所 長	田 崎 清 君

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長	君 山 悟
〃	補 佐	乾 文 彦
〃	係 長	小 池 陽 子
〃	係 長	杉 田 正 和

議事日程第2号

日程第 1 一般質問

- (1) 小松崎 誠 議員
- (2) 川 村 成 二 議員
- (3) 佐 藤 文 雄 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 小松崎 誠 議員
- (2) 川村 成二 議員
- (3) 佐藤 文雄 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	小松崎 誠	1. さくら保育所問題について
		2. ごみ処理施設の広域化問題について
		3. 水道料金の値下げについて
		4. 地域振興について
		5. 市民の健康づくりについて
		6. 行政運営について
(2)	川村成二	1. 東北被災地に派遣した市職員の業務状況と今後の推進計画について
		2. 防犯灯LED化の進捗と具体策について
(3)	佐藤文雄	1. 放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について
		2. 市職員の雇用と人事・処遇について
		3. 納税対策問題について
		4. 総合的な子育て支援について
		5. 国民健康保険について
		6. 水道事業について (ムダな水開発事業の中止を)

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立をいたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

会議において傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止をされておりますので、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、通告に基づき市の一般事務についてたずねる場であり、したがって、通告外の質問及び市政以外についての質問は認められておりませんので、ご注意を願います。また、各種法令を遵守した上で発言をしていただくことを求めます。

執行部に申し上げます。

能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁を心がけるようお願いをいたします。

日程第 1 一般質問

○議長（鈴木良道君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

7番 小松崎 誠君。

[7番 小松崎 誠君登壇]

○7番（小松崎 誠君）

おはようございます。

まず、坪井市長におかれましては、市長選挙にて見事に当選をされました。まずは市長就任おめでとうございます。かすみがうら市のかじ取り役として、4年間、その手腕を発揮していただきたいと思うところでございます。

今回、就任後初めての一般質問でありますので、市政運営にかかわる所信を中心に、市長の政治姿勢並びに市の当面する諸課題について総括的な質問を行いたいと思います。ご答弁のほど、よろしく願いいたします。

それでは、大きな項目6点について、質問通告の順に従いお尋ねをさせていただきます。

まず、初めに、さくら保育所の問題についてお伺いいたします。

現在、国の保育所運営の考え方は、子ども・子育ての新制度でもわかるように、公立から民間へ移行した考えとなっております。市においても、その考え方に沿うようにと保育所民営化計画を策定し、民営化を進めてきておりますが、その中でも、さくら保育所については、周辺に民間保育所が3カ所開設されたことにより、早々に閉所を決定し、保護者の考え方を無視した形で進めたことで、800名からの署名をもって議会への請願という形になったわけでもございます。

その請願に対する市からの回答では、さくら保育所、当面維持・継続し、廃止時期については、現在入所をしている保護者との合意を基本に決定すると。また、設置管理条例の廃止については、保護者同意を尊重し、議会へ提案をしていくという内容で回答がされております。

さらには、6月の第2回定例会では、前市長は民間保育所の規模縮小に伴い待機児童が発生することが予測をされることから、閉所ではなく公設民営の考え方を含めた答弁をしております。

今後、坪井市長はどのような方向づけをしていくのか、見解をお尋ねいたします。

次に、新治広域事務組合環境クリーンセンターのごみ焼却施設の問題についてお伺いをいたします。

本市のごみ処理については、ご承知のとおり、平成7年に供用開始した新治広域事務組合環境クリーンセンターごみ焼却施設で処理を行っております。供用開始から、既に19年が経過し、焼却施設の一般的な耐用年数を25年とした場合、残りの期間は約5年となっております。

このような状況の中で、これまで本市を含む周辺4市町で、新たなごみ処理施設を広域で設置することを進めてきておりました。しかし、前市長はこの広域処理には参加しないことを表明し

たことにより、単独での処理をせねばならず、ましてや、人口5万人以下の自治体へは国の補助金も交付されず、このままでは市民の負担増は避けられない状況にあるわけであります。

市長には、市民の負担とならないよう広域協議会の復帰を願うところですが、今後、市長の方針をお聞かせ願います。

次に、水道料金の値下げについてお伺いいたします。

市長は、選挙の公約として水道料金の値下げを公約に掲げておりますが、いつの段階で幾らぐらいの値下げを考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、地域振興についてお伺いをいたします。

まず、初めに、2019年に開催される茨城国体、そして翌年に開催される東京オリンピック・パラリンピックについて、スポーツの振興や、それに付随してインフラの整備、観光消費も含めた経済効果等、いろいろなものが期待されるところであります。地元アスリートの育成やオリンピック教育の推進など、青少年の育成にも大きく寄与しますし、地域振興といたしましても、日本第2の湖、霞ヶ浦、関東の名峰、筑波山系の山々、特産物など、いろいろなものに対して経済効果というものを考えていかなければなりません。そして、国体では、本県に選手、関係者、応援団を含め数万人の方が短期間の中で来県することと予測をしております。また、オリンピックでは、事前に海外からたくさんの方々が来るということで、観光客の呼び込みにも当然寄与するところであります。茨城県では、国体、オリンピックの開催による経済効果をいかに波及させるかということで、推進本部を設置したところでございます。

そこで、2点ほどお伺いさせていただきます。

1点目は、本市として、茨城国体、東京オリンピック・パラリンピックの開催をどのように観光消費と捉え、活用していこうとされるのか、考え方をお伺いいたします。

2点目に、かすみがうらエンデューロについてお伺いいたします。

健康管理やダイエットの一環でサイクリングに取り組み、夢中になったという人の事例が多くあります。また、エコ意識の高まりを受け、ライフスタイルに自転車通勤を取り入れている人もふえているようです。一方では、かすみがうらエンデューロのようなサイクリングレースといった自転車大会も盛況であり、国内でも相当数のイベントが開催をされております。

かすみがうらエンデューロも2回目の大会が終了し、昨年は1,000人近い参加者が得られ、大成功をおさめたところであります。参加者からの話を聞くと、霞ヶ浦の爽快な景観とコースで首都圏からも近く、愛好者からは大変人気があるとのことでした。

このように評価のある大会ですから、今後の計画として、さらに参加者をふやして大会を盛り上げていくような計画はあるのかどうか。また、参加者を初め、応援の方々を迎えるため、かすみがうら市の特産物でおもてなしの体制づくりが大会の成功につながるものと考えますが、担当部長からの答弁をお願いいたします。

次に、市民の健康づくりについてお伺いいたします。

日本は、近年の生活環境の改善や医学の進歩等により、世界有数の長寿国となりましたが、急速な高齢化とともに疾病全体に占める、がんを初めとする心臓病、脳疾患、糖尿病などの生活習慣病の割合は増加しており、医療費の伸びや要介護者等の増加も深刻な問題となっております。

本市においても、この3大生活習慣病が原因で死亡する方は、全国、茨城県平均と比較しても

大差はありませんが、市の地域医療の現状を考えると、早急に対策に取り組んでいくことが重要になってきているかと思われまます。

現在、特定健診を初め、各種のがん検診を行ってきておりますが、自分の健康状態を知らながら健康を管理できる市民、健康的な生活習慣を知ることができる市民、健康づくりをみずから実践できる市民、こういった健康づくりの輪を広げていくことが市民の健康づくりではないかと思っているところでございます。

そこで、市では今後どのように市民の健康づくりに取り組んでいくのか、お伺いをいたします。次に、行政運営についてお伺いをいたします。

市民サービスには、単なる合理化や縮減という改革ではなく、市民参画を基本とし、市民の皆さんが喜んで市民活動ができるというシステムづくりが必要であることは、ご承知のとおりであります。ましてや、少子高齢社会の進展や東日本大震災の影響など、行政がリードして変革していかなければなりません。組織機構の再編と組織を動かすための原動力となる市職員の能力向上を図ることが最も肝要でもございます。

「組織は人なり」という言葉があるように、市民の期待に応え、市民本位の行政サービスを提供するには、職員がその能力を十分に果たせる環境が必要であります。そのためには、市長とそれぞれの職員との融和を図り、持っている能力を十二分に発揮できるシステムづくりが必要かと思っておりますが、ご就任されてのご実感と市長のこれからの取り組みについてお伺いをいたします。

以上、1回目の質問とします。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

小松崎議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、さくら保育所問題につきましてお答えをいたします。

さくら保育所につきましては、保護者の皆様に対しまして民営化の不安を解消できるような丁寧な説明を実施していくなど、閉所に向けまして理解を得られるようにしてまいりたいと考えております。まずは、保護者の皆様との話し合いを通しまして、共通認識を形成することに努めていきたいと考えています。これらを通しまして、1年で閉所することなく、閉所時期につきまして判断をしてまいりたいと考えております。

次に、2点目、ごみ処理施設の広域化問題についてのご質問にお答えをいたします。

ごみ処理につきましては周辺の市町との共同処理が不可欠であると考えております。そこで、過日、石岡市・小美玉市・茨城町一般廃棄物広域処理推進協議会の会長であります石岡市長を訪問いたしまして、ごみ処理施設の広域化の申し入れを行いました。その後、構成市町の下承を得たところでございます。

今後につきましては、3市1町で一般廃棄物広域処理推進協議を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、3点目、水道料金の値下げについてお答えをいたします。

上水道の普及率は9割以上に達して、市民の皆様方のご家庭のほとんどが加入をされているところでございます。4月1日から消費税率が5%から8%に改正をされまして、既に水道料金が値下げされておりますので、暮らし応援の公約のとおり、生活支援策として負担軽減を図っていききたいというふうに考えております。これまでも水道事業につきましても大変厳しい経営状況であると認識をいたしておりますが、担当には水道料金の改定に向けました検討を指示いたしたところでございます。

一般会計も大変厳しい財政状況でありますので、公営企業として経営を見直し、費用対効果を十分に検討して、経費の縮減に努めてまいり所存でございます。

いつの段階かのご質問でございますが、今の段階ではなるべく早い段階でということでご理解をいただきたいというふうに思っております。

次に、4点目、地域振興につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

5点目、市民の健康づくりについては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

6点目、行政運営についてのご質問にお答えをいたします。

私は市民との対話を基本にし、市政を運営してまいりますとともに、法令遵守をし、各種施策の実施を着実に推進してまいりたいと考えているところであります。そのためには、市民の皆様と議会のご協力をいただきながら、職員が一丸となって懸命の努力をしなければなりません。

市職員としてのあるべき姿は、地域の一員、社会の一員として多くの方々と触れ合いながら、市民が今何を求めているのか的確に判断をし、より一層職務に精励するとともに、信頼される職員を目指すよう訓示をしたところであります。また、職員一人一人が全体の奉仕者であるという高い倫理観を持ち、市民の期待に応えられますよう資質と能力を備え、行政運営をしっかりと担うことができる人材を育成してまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、4点目、1番の2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、その前年には茨城国体の開催が決定しております。本県では多くの観光消費や観光面での活性化が期待できると見込まれますが、どのように取り組んでいくかについて、お答えいたします。

ご質問のとおり、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの開催に関連して、県並びに各市とも観光の誘致や観光による市内の活性化が求められていると考えます。当然、茨城県をアピールすることから、本県を訪れる方をふやすことで発展も期待でき、オリンピックや茨城国体を契機に観光客を呼び込む政策、海外にも訴える観光の宣伝強化が本市においても必要ではないかと考えております。

本市の魅力は、まず第一に都心から70キロメートルの距離に位置し、常磐道や国道のアクセスのよさ、電車でも1時間程度であり、さらに霞ヶ浦と筑波山系の雪入山、さらには温暖な気候から多くの農水産物、1年を通して収穫できる果物など、恵まれた自然財産を有することです。

このような中、これまで対外向けの観光宣伝が弱かった本市においても、新たな宣伝対策を行

っているところでございます。

本市に興味を持ってもらう。本市に訪れる来場者をふやすため、情報発信をし、オリンピック、茨城国体ではかすみがうら市の帆引き船見学や果物狩りなど、魅力を直接体験していただくよう、市関係各課の協力、さらには議会の皆様のご指導を賜りながら、市が一体となって観光の強化に取り組むことが重要であると考えております。

続いて、4点目2番の日本第2位の湖、霞ヶ浦湖畔で行われている自転車耐久レース、かすみがうらエンデュアロのグレードアップ化について、お答えいたします。

ご質問のかすみがうらエンデュアロについては、ご存じのとおり、本市の恵まれた自然環境やすぐれた特産品を全国に向けて発信しようと、自転車ブームに乗り全国の方々を対象とした自転車レースを展開するもので、北は北海道から南は愛知県まで、全国から約4,500人ものサイクリストや観戦客が来場しているところでございます。

このエンデュアロは、皆様のご支援を賜りながら23年に立案し、その翌年に初開催し、本年度10月で第3回を迎えることとなっております。参加選手は約7割が県外からの参加で、初年度が756名、25年度が976名で、今年度は申し込み状況から1,000名以上が見込まれるところでございます。

また、同時開催する「霞ヶ浦まるごとグルメフェス」は、霞ヶ浦周辺自治体からえりすぐりの名物が売りに出され、大会の魅力を高める企画として、本市はもとより霞ヶ浦周辺地域のPRにも大きく貢献しております。このような事業効果をより一層拡大し、グレードアップしていくことは、主催者としても毎年検討をしているところでございます。

一例であります。今大会は市民の皆様にもこのレースを体感してほしいとの思いから、気軽に参加できる「ママチャリCUP」を地元参加枠として企画しております。イベントのグレードアップとあわせて、この地が誇る観光や食資源をイベントのだいご味として活用していき、にぎわいのある大会へ育てていきたいと考えております。よろしくご理解のほどをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、5点目、市民の健康づくりについてのご質問にお答えします。

本市では、かすみがうら市健康増進計画に基づき、健康で長生きを目指し、運動、栄養・食生活、生活習慣病対策、飲酒・喫煙、歯の健康、心の健康を具体的な取り組みと掲げ、1次予防に重点を置いて、一人一人の心がけによって健康づくりを推進してまいります。

健康診査につきましては、昨年度の実績で特定健診が36.8%、後期高齢者健診が18.1%となっております。生活習慣病を予防し健康寿命を延ばすために積極的な受診を勧奨するため、平成25年度から未受診者に対する再通知を行うとともに、受診後、個別に実施していた保健指導を検査結果の見方などを説明し食事や運動について集団指導するとともに、健康診断当日にも保健指導を行うこととするなど、受診率向上の取り組みを行っております。

また、疾病の早期発見、早期治療が重要であることから、各種がん検診や結核検診、歯周病疾

患検査などの住民検診を実施し、受診促進に努めているところであります。

予防接種につきましては、インフルエンザなど法定接種のほか、任意にロタウイルスなどを実施し、感染予防に努めているところであります。

健康づくりは、市民一人一人が健康に関心を持ち、みずから健康の保持増進に取り組むことが大切であります。平成26年度は各種検診や健康診断、はつらつ運動教室、さわやか健康教室、ミニウオーキングや健康相談などを実施しております。健康カレンダーの配布、広報紙への掲載などにより、事業の周知を図っておるところでございます。

今後は、内部組織ではありますが、かすみがうら市健康づくり連絡調整会議において、これらの健康づくりの取り組みがより効果的となるよう、関係部署が連携を図り、事業の体系化や新たな方策など、健康づくりの推進策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

7番 小松崎 誠君。

○7番（小松崎 誠君）

再質問に入らせていただきます。

ただいま市長から1点目のさくら保育所の今後の方向性についての答弁をいただきましたけれども、保護者の方々も大変不安がっていると思います。そこで、説明会を開くなど丁寧な説明をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

これは保健福祉部長に答弁をいただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、お答えします。

昨年からの保護者によりましての要望書や、また議会からの意見書、それらなどを十分踏まえた上で、保護者との説明会に当たりまして、保護者の不安となりますそういうふうな事項のほうを解消してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

7番 小松崎 誠君。

○7番（小松崎 誠君）

じゃ、次にまいります。

3点目の水道料金の値下げについてでございますけれども、先般これは8月17日の朝日新聞に漏水の件で埼玉県秩父市を例に挙げて記事が出されておりました。この見出しは、水道ピンチ、3割漏水料金17%アップ、かさむ改修で各地で大幅値上げという見出しで出ておりました。この中には本県の水戸市も4月に水道料金を7.9%値上げしたということも書かれております。水道事務所長はこの記事を見ておりますでしょうか。まず確認をいたしますとともに、それと現状をお聞かせ願えればと思います。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

議員から資料をいただきまして記事を読ませていただいております。

当水道事業におきましても、浄水場につきましても昭和30年代、40年代に建設し、これまで使い続けているところがございます。また、水道管につきましても石綿管を鋳鉄管と塩ビ管に取りかえる工事を毎年行ってきておりますが、まだ全てを交換するまでには至っておりません。

水道管の耐用年数は40年とされておりますが、これに合わせて更新するとなりますと大変な費用がかかることになってしまいます。水道事務所といたしましては、東日本大震災を教訓といたしまして、耐用年数を過ぎた水道管の布設がえ、これから新たに布設する水道管につきましても、耐用年数は40年と変わりませんが、施工がしやすく100年間使用に耐えると言われております耐震型であるGX型ダクタイル鋳鉄管を昨年度から布設しているところでございます。

○議長（鈴木良道君）

7番 小松崎 誠君。

○7番（小松崎 誠君）

そこでお伺いしますけれども、ことしの4月から消費税率が上がったことで水道料金が値上げされました。どれくらいの方が水道を利用しているのか、それと1人が一月にどれくらいの水量を使っているのか、お伺いします。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

平成25年度決算におきまして、行政区域内人口に対しまして上水道の普及率は94.0%でございます。また、一日1人平均給水量は253リットルでございますので、一月を31日で計算しますと、およそ1人当たり月々の平均で7.8トンをお使いいただいているところでございます。

○議長（鈴木良道君）

7番 小松崎 誠君。

○7番（小松崎 誠君）

多くの市民の方が水道を利用していることがわかりました。

水道は市民の皆様にとってはなくてはならないものであります。先ほどの新聞記事に戻りますけれども、水道の現状は非常に厳しい状況にあるのはわかりませんが、これだけ水道が普及しているのですから、水道料金を値下げするため一般会計から補助金を受けることについても市民の皆様からのご理解をいただけるものと思います。市長の公約の中にもありますので、どうか実現していただきたいと思います。

水道料金の問題での再質問はこれで終わりにしますけれども、最後にこの点について水道事務所長としてのお考えをお聞きしたいと思います。

平成23年に水道料金の見直しを議会に提案したと思いますけれども、当時と今では状況はどのように違うのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

水道料金の見直しにつきましては、利用者の皆様方からこれまでもご要望をいただいているところでございます。ただいま議員からご指摘いただきましたように、平成23年第4回定例会に水道料金の改定案のご審議をお願いしているところでもございます。

その年の3月11日に東日本大震災が発生いたしまして、市内が断水となり、利用者の皆様方に大変なご不便をおかけいたしましたこと、おわび申し上げます。水道事務所といたしましては、この震災に備えまして平成24年度からJR常磐線をまたいで送水管の布設工事を行ってまいりましたが、今年度をもちまして当初予定の工事が完了する運びとなっております。

当時の状況と現状を比べてとのご質問でございますが、水道料金改定案をご審議いただきました平成23年度は887万1000円の赤字決算でございましたが、今回平成25年度決算につきましては2321万9000円の黒字となっているところでございます。この違いの主なものといたしましては、平成23年度に比べ、給水収益で2444万1000円、こちら25年度の決算との比較でございますけれども、増加になってございます。こちらにつきましては、土浦・千代田工業団地が給水開始したことと加入促進をしていることによるかと考えてございます。

それと、職員数につきましては、25と23では10人が8人と、2人減となっております。これに伴いまして、人件費で1911万7000円の減でございます。

それと、企業債の支払い利息でございますが、繰上償還をやったことによりまして、当時よりも1422万1000円ほど減額となっております。

それと、一般会計補助金につきましては、平成23年は5000万円でございましたが、現在は平成25年決算で3700万円でございます。こちらが主な比較ということでございます。

今年度で震災対応の大きな事業は終了となりますが、電気料金の値上がりや県水道料金の支払いの増加などがありまして、厳しい経営状況にあることには変わりはありませんが、平成23年度当時に比べまして、繰上償還などにより費用の縮減を図っておりますので、改善の傾向も見られるかと思っております。

一般会計から補助金をいただきながら運営を保たれている状況ではありますが、利用者の皆様方のご期待に沿えるよう一層の経営の効率化を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

7番 小松崎 誠君。

○7番（小松崎 誠君）

市民の期待も大変大きなものがありますので、ぜひ早期の実現をお願いしたいものでございます。

次に、大きな4番目の地域振興についての再質問をさせていただきます。

先ほど環境経済部長より、帆引き船体験の話がございましたけれども、このことを私は、茨城県に入ったとき車のナビに帆引き船の映像が出ることから、県を代表する観光資源を持っていることを前から感じております。当市が誇る観光帆引き船について、わかる範囲で結構ですので、

現状と将来の展望についてご答弁願います。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、観光帆引き船の現状と将来の展望についてお答えいたします。

観光帆引き船は、ご存じのとおり、本市出身の折本良平氏が明治13年に考案し、風を利用して魚をとる帆引き網漁法は画期的なものでございました。動力船の導入により、帆引き船は一時期姿を消しましたが、昭和46年に観光帆引き船として復活してございます。

帆引き船のお話をする上で、今年設立いたしました霞ヶ浦帆引き船・帆引き網漁法保存会の前身であります霞ヶ浦帆引き船まつり実行委員会のご支援により、開催いたしました写真コンテストに関連した多くのカメラマンの皆様が、帆引き船の雄大で美しい姿を全国に周知していただいたことから、茨城県を代表する観光資源となったものと感謝を申し上げる次第でございます。

また、帆引き船の見学者の皆様については、これまでカメラマンの方が多く乗船されていましたが、近年は県外からの家族連れや友人同士の方々が一般乗船者として、イベント以外にも7月から11月末までの通常操業にも多く乗船されています。今年に入ってから、毎回50名前後の乗船者数となっております。

また、将来の展望でございますが、初めてかすみがうらを訪れた方々に、帆引き船見学以外にも遊覧を楽しんでいただくため、目的に応じた周回コースの設定や、観光名所を解説する観光ボランティア等を育成し、本市の観光振興を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

7番 小松崎 誠君。

○7番（小松崎 誠君）

それでは、地域振興の2点目についての再質問をさせていただきます。

観光振興を図るエンデューロとして幾多の観光要素を含ませた企画が練られていることはわかりましたけれども、このエンデューロを足がかりに、関連したサイクル企画を講じる考えはあるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、このエンデューロを足がかりに、関連したサイクル企画を講じる考えについて、お答えいたします。

エンデューロについては会場のキャパシティ、収容人数の規模から、同日に関連企画を併催することは困難であるため、エンデューロのエントリー機能やその情報を活用しながら、別の日取りで地域観光の強みを前面に出した自転車を使った観光旅行をするサイクリングツアーとか、自転車によるのんびりした散策など、ポタリングと言いますけれども、などの検討も有用かと考えております。

具体的にはまだ答弁できる段階ではございませんが、レースを切り口に、市内周遊へと誘導す

る取り組みについては、観光商工課部署においては特に重要視していくべきものと承知しております。

また、茨城県においても自転車による活性化政策に力を入れていることや、通称霞ヶ浦自転車道を活用した近隣市との連携など、広域的な連携を図りながら、エンデューロの反響を他の政策や産業へと相乗されていく考えもあることを申し添えて、答弁とさせていただきます。

よろしくご理解のほどをお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

7番 小松崎 誠君。

○7番（小松崎 誠君）

ただいま環境経済部長が答弁なさいましたけれども、この2つのイベントに対する地域活性化へつながる思いを市長公室長から答弁をお願いできればと思います。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

お答えをいたします。

ただいまご質問のありました2大スポーツ、ビッグスポーツと言われる2019年の茨城国体、さらには2020年の東京オリンピックと、かすみがうらエンデューロ、これに対します地域の活性化というこれからの振興への考え方でもございます。

もちろん、茨城国体につきましては東京オリンピックの前年の開催ということで、かなりハイレベルの大会になるというふうに私は予測してございます。当市の周辺の自治体におきましては、土浦市、阿見町、行方を通過いたしまして鉾田市等が競技の会場地になってございます。土浦北インターチェンジから国道354号線を通りまして、鉾田方面、鹿行方面に向かいますと、もちろん本市を通りするという事になってございます。また、東京オリンピックが東京会場ではなく周辺の県あたりにも会場地を持っていきたいという計画にもなっております。そういうことから、茨城県でも先ほど議員さんからのご質問にありましたように、選手の強化の面、あるいは活性化の面におきまして対策室を設置したということでもございます。

したがって、本市におきましても、この2大のビッグスポーツに対します地域活性化については、乗りおくれることなく関係団体、あるいは関係機関のご理解とご協力をいただきながら、効果が生かせるよう推進策を図ってまいりたいというふうにも考えてございます。

もう一点、かすみがうらエンデューロにつきましては、先ほど環境経済部長のほうからご答弁がありましたように、霞ヶ浦のほとり、あるいは公道を閉鎖してのサイクルレースということで、大変参加者からは好評を得てございます。いかに大会を継続する、大会参加者の満足を得ることがイベントには大事な部分でもございます。そういう点では、年々参加者がふえてきているということでもございます。また、同時に食べ物、グルメフェス等も盛大に開催をされているという状況でもございますので、内容的にも価値観、あるいは内容の濃い大会になってきているというふうに私は認識をしてございます。本市の代表するイベントという点では、私も企画財政の側面から応援してまいりたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

7番 小松崎 誠君。

○7番（小松崎 誠君）

次に、5番の市民の健康づくりについて再質問させていただきます。

健康は、何にも増して大事であることは誰もが否定をしないところでございます。健康のために継続した努力を行うことは、とても難しいことであると思っております。そこで、行政の仕掛け方、取り組み方が重要になってくるわけでありますけれども、坪井市長の公約にもありますように、市民誰もが生きがいを持ち、元気に生き生きと暮らせるよう市民と行政の協働による健康まちづくり宣言を強く進めていっていただければと思います。その思いを市長から答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

それでは、私のほうから健康まちづくり宣言につきましての考え方についてお答えをいたします。

市民が健康で長生きできる、これは一番幸せなことの基本であります。幸い日本は大変長生きの国であります。そういう中でも健康寿命を延ばす、健康で長生きする、これが最高の幸せなことだと思います。そういう中で、私も健康づくりにつきましては個人でできるもの、例えば運動とか、食生活の改善とか、そういったことを通した生活改善対策ですね。それから、行政とか団体とかができるもの、健康診断であるとか、さまざまな教室であるとか、そういった施策が合わさって、そういう健康づくりが進められるというふうに考えています。そういったものを含めまして、このまちもやはり健康まちづくりが進められますように、いろいろな角度からそういった宣言に向けましての検討をこれから進めながら、市民の皆さんが頑張れる環境をつくっていききたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

7番 小松崎 誠君。

○7番（小松崎 誠君）

最後になりますけれども、これは、答弁は結構ですけれども、6番目の行政運営についてでありますけれども、この全ての根幹は行政運営ですね。市長の行政運営にこれらの施策をやっていく上では市長のリーダーシップが大切になってくるかと思われま。どうか今後とも健康に留意されて、職員の先頭に立ってかすみがうら市民の幸福のために全力で活躍されることを願いまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

7番 小松崎 誠君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前10時59分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

3番 川村成二君。

[3番 川村成二君登壇]

○3番（川村成二君）

初めに、このたびのかすみがうら市長選挙におきまして坪井市長が当選をされましたことをお祝い申し上げます。

それでは、平成26年第3回定例会に当たり、既に通告の内容に従い、一般質問をさせていただきます。

1点目は、東北被災地に派遣しました市職員の業務状況と今後の推進計画についてお伺いいたします。

2011年、平成23年3月11日金曜日、午後2時46分に発生しました東日本大震災から3年半が経過しますが、東北地方の被災地では依然として復旧・復興に取り組んでいる状況で、膨大な量の復興まちづくり事業に人的支援が必要なことから、全国的な規模で被災地方公共団体へ地方公務員が派遣されています。当市も今年4月から職員3名を被災地の福島県の2自治体へ派遣しております。

東日本大震災が発生してから、私は一般質問の中で被災地へ職員を派遣することは防災にかかわる職員の人材育成になると要望させていただき、昨年第3回定例会では7月12日付茨城新聞に、東北被災3県合同で復興に当たる職員が不足していることから、全国の都道府県に応援職員の派遣を呼びかけることを決めたとの記事を見て、人道的支援だけでなく防災にかかわる人材育成の観点からも、東北被災3県合同の応援職員派遣要請への対応を求めたところ、前市長からは、職員を派遣することは人道的見地からの支援という意義とともに派遣職員の経験知が行政内に保有でき、今後の大規模災害の備えとして還元される期待ができる。このことから、庁内公募を行うなどで派遣職員を選考し、平成26年度に被災3県に対して職員の派遣を行うよう検討するとの具体的実施に向けた取り組みをするとの答弁があり、喜んだところで。

しかしながら、いざ職員派遣を決断する段階での取り組み方については、人道的支援という本来の趣旨を逸脱した形で実行されましたことは皆様の記憶に新しいと思います。昨年12月に新聞各紙で報道されましたように、職員の東北派遣は勸奨退職の駆け引きに利用され、多くの部長級職員が退職する事態となり、東北派遣の目的についても、給料が高い部長級職員を派遣することで人件費を抑制できると、被災地の感情を逆なでするかのような、またかすみがうら市の信頼を失するような発言もありました。

こうした経過を踏まえながらも、3名の職員が任命を受け、現在福島県の双葉町と川俣町で活躍していると聞き及んでいますが、行政からは議会や市民に対して支援の状況報告などはなく、実態を知ることができないのが現状です。

そこで、1点目1番に、東日本大震災の復興支援のため実施しました3名の市職員の被災地派遣から5カ月が経過しています。現地での業務状況についてお伺いします。

このことは、市として取り組んでいる派遣事業がどのような実態となっているのか、市民へ広報する意味も含めて報告を求めるものです。丁寧な説明を求めます。

次に、1点目2番、派遣先の評価及び派遣に対する問題点の把握と対策など、当市の対応状況についてお伺いします。

このことにつきましては、いろいろな経過を踏まえて実施された職員派遣ですが、派遣者本人が人件費抑制の目的で派遣されているとか、派遣を拒否し退職した職員がいたことからその犠牲で派遣されているなど、マイナス面の感情を引きずったまま職務を遂行しているようでは、本人だけでなく、派遣元、派遣先それぞれにとってよくないことは明らかです。ですので、丁寧なフォローが必要だと考えます。

そこでどのようなフォローをしてきたのか、具体的には適正な人選となっているのかについて、派遣先の評価をどのように把握しているのか、また昨年新規制定しました職員派遣等に伴う関係条例の整備に関する条例が、派遣先の職場環境や業務実態及び居住環境などに対応された適正な制度となっているのかなど、問題点の把握や検証を行っているのかお伺いします。

次に、1点目3番、職員の被災地派遣の今後の取り組みについて、市の政策への位置づけと事業計画としての考え方についてお伺いいたします。

このことは、昨年の第3回定例会の一般質問に対しての執行部答弁、つまり、職員を派遣することは人道的見地からの支援という意義とともに派遣職員の経験知が行政内に保有でき、今後の大規模災害の備えとして還元される期待ができるということが、被災地への職員派遣の趣旨であると理解していますが、人選に当たっては紆余曲折がありました。紆余曲折がありながらも、貴重な人材である職員を3名も派遣していることは、市のれっきとした事業であることに違いありません。そうした事業を円滑に進めるためには、副市長が常々言われていますP D C Aサイクルを回すことが必要です。つまり、一番最初のP、プラン、計画がなければ、その先の評価や改善につなげていくことはできません。

被災地への職員派遣について、市の政策の位置づけと事業計画はどのようにまとめているのかお伺いします。

続いて、2点目は、防犯灯のLED化の進捗と具体策についてお伺いします。

福島第一原子力発電所の事故に起因するエネルギー問題は、環境問題とあわせ日本の大きな課題となっており、多くの自治体では種々の取り組みを具体的な事業として推進しています。そうした中、私が居住する地元の自治会役員から、防犯灯をLED化することで財政負担の軽減と環境保全に貢献できる。かすみがうら市は防犯灯をLEDに切りかえることに助成は考えていないのかとの話がありました。そこで、当市の防犯灯のLED化について質問するものです。LED化推進については、一時的に初期コストが発生するイメージもありますが、将来負担の軽減を考えると効果的な施策であるとも考えます。

こうしたことを踏まえまして、2点目1番に、防犯灯のLED化は、財政負担軽減と環境保全につながるものです。当市の防犯灯のLED化の進捗状況について、どのように進捗しているのかお伺いします。

2点目2番は、防犯灯のLED化による効果は大きく、多く自治体が早急な推進を図っています。防犯灯LED化の具体策についてお伺いします。

このことにつきましては、防犯灯のLED化を推進している自治体を調べてみると、大きな財政負担の軽減効果があり、推進方法についてもいろいろな方策があるようです。財政効果の一例を申し上げますと、埼玉県東松山市では約4,900基の防犯灯があり、全てをLED灯に置きかえると、電気料と修繕費は年間3500万円かかっていたものが約1100万円になり、約2400万円、68%の費用負担の軽減ができるそうです。そして、そのほかの自治体のLED化推進状況につきましては、君津市では約8,300基、鎌倉市では約1万7000基、横浜市では約11万7000基の防犯灯をLED灯に切りかえようとしています。

また、LED化事業の推進方法は、一括でLED灯を購入すると一時期に多額な費用が発生することから、整備費用の平準化を図るためリースを活用している自治体もあります。また、一例として、民間のノウハウや資金、技術力を活用した防犯灯LED化事業として、ESCO事業、これはエネルギー・サービス・カンパニーの頭文字をもじった名称ですが、ESCO事業も導入されています。このESCO事業の導入により、現状の財政負担を削減することができますが、実現にはさまざまな前提条件があり、市と自治会においてメリット、デメリットがあります。しかしながら、総じて双方のメリットが高い事業とされています。

かすみがうら市がLED化に取り組むために情報整理を行う環境は整っている状況にあると思いますので、防犯灯のLED化について市の考えをお伺いするものです。

以上、1回目の質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

川村議員の質問にお答えをいたします。

1点目の東北被災地に派遣した市職員の業務状況と今後の推進計画についての1番、東日本大震災の復興支援のため被災地派遣を実施した3名の職員の現地での業務状況及び3番の被災地派遣の政策への位置づけと事業計画についての考え方につきまして、関連がありますのであわせてお答えをいたします。

東日本大震災の復興事業の推進に当たりましては、被災市町村におけますマンパワー、いわゆる行政職員の確保が極めて重要であるというふうに認識をいたしております。

本市におきましては、ご質問の中にもありましたように、今年度福島県双葉町に2名、川俣町に1名の職員を派遣いたしております。双葉町の業務は復興にかかわる復興計画の策定や町民などへの健康支援業務を担当し、川俣町では原子力災害対策の除染のための説明会や除染作業の監督業務に従事しているところであります。

また、派遣をした3名の職員が現地におけます業務を通じて得た知識や経験は、本市としても貴重な財産であるというふうに認識をいたしております。帰庁の際、被災地の現状や復興計画などの業務報告を受けているところでありますが、現地での経験を本市に還元してもらい、災害や危機管理に対する職員や市民の皆さんの意識の醸成にもつなげてもらいたいと考えております。

今後の派遣につきましては、権限移譲など事務量の増加が予想されること、さらに急激な職員

数の減少に対応した中での市民サービスの確保の観点から、保健師につきましてはことし9月までとし、残り2名の職員につきましては、市の事務事業計画を踏まえ判断してまいりたいと考えております。

特に、保健師につきましては、介護保険法が改正されたことによりまして、地域包括支援センターの職員配置について厚生労働省令の基準に従い定めるものとされたことから、配置を見直すことが重要となったところであります。また、要支援者を対象にしました予防給付事業が見直され、訪問介護などについて市町村が行う地域支援事業へと移行することとなるため、事務事業の見直しなど事前に準備を進める必要が出てきております。これらのことから、保健師業務にかかわる現状及び介護保険制度の改正によります業務など、保健師が担う役割が増大をしており、現在の保健師の職員数では対応しがたい状況となっていることから、派遣先の自治体に本市の状況を説明し、派遣していた職員について10月から本市の業務に復帰していただくことで調整をしているところでございます。派遣先の自治体にはご理解をいただきたいと思っております。

次に、1点目2番、派遣先の評価及び問題点の把握と対策等、本市の対応状況につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

2点目の防犯灯LED化の進捗と具体策につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

それでは、1点目2番、派遣先の評価及び問題点の把握と対策等、本市の対応状況についてお答えをいたします。

両町からの来庁、また両町への訪問の際に、大変高い評価とともに感謝のお言葉をいただいております。

派遣に対する問題点ではありますが、派遣に際して条例制定がなされておりますので、職員の派遣に伴う旅費等の各種手当については国に準じて支給することができておりますので、特に問題はないものと考えております。また、派遣先での職員の職務遂行に当たっての環境であります。住宅等を含めまして、現地の状況に応じ、派遣先には配慮をいただいております。また、毎月業務報告に来庁しておりますので、その際にも困難なことはないかなど話を聞いております。今後、問題点が出てきた場合には速やかに対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目1番、防犯灯LED化の推進状況についてお答えをいたします。

川村議員ご指摘のように、防犯灯をLED化した場合、初期コストはかかりますが、長期寿命で消費電力が少なく、かつCO₂の排出量も削減されるというようなことから、電気料金のみでなく環境への負荷軽減等の効果が見込まれます。

市では、昨年度末からLED灯の設置を始めておりまして、現在市内に設置してある約6,000灯の防犯灯のうち、LED灯は95灯となっております。こちらは市で管理しております分85灯、

行政区管理分が10灯、このような内訳となっております。

また、行政区管理区分で新規設置の防犯灯につきましては、平成25年度までは1基当たり上限1万円の補助金としておりましたけれども、平成26年度からは新規設置はLED灯のみとし、行政区の負担増を避けるため、1基当たり上限2万円を補助しております。このことによりまして、行政区の負担はいずれの場合も1万円から1万5,000円程度というようなこととなっております。

ただし、この補助金につきましては新規の設置のみでございまして、既設の防犯灯をLED灯に交換する際の補助がないのが現状でございます。

次に、2点目2番、防犯灯LED化の具体策についてお答えをいたします。

防犯灯のLED化につきましては、最大のコストは初期コストでありまして、その対応策といたしましては長寿命と省電力による維持管理費用の軽減によるトータルコストでの比較にあると考えております。例えば電気料金で申し上げますと、現在の蛍光灯と同等程度の明るさのLED灯に交換した場合、電気料金は約4割で済むというようなこととなります。さらに、初期費用の平準化を図るため、リース方式などの採用も考えられます。

市の節電対策取組計画においても、消費電力量の抑制やLED灯の計画的導入について検討することとされておりますので、今後防犯灯のLED化に向けた具体策を検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

3番 川村成二君。

○3番（川村成二君）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1番目の被災地への職員派遣事業についてですが、質問の中でも申し上げてあったんですが、事業計画がどのようになっているのかということについては具体的な答弁がなかったので再質問させていただきますが、この派遣事業につきまして一番当事者としてかかわっていたと考えると、副市長が派遣の人の選定、制度のつくり方とか、実施、そして派遣した本人の業務報告も副市長がヒアリングしているということでございますので、副市長にお伺いしたいんですが、市長の答弁の中では事務事業計画を踏まえ判断すると答弁されておりましたけれども、派遣者を決める上での公募要項、これには派遣予定期間を1年から3年として公募をしています。派遣を決定する段階で、派遣事業計画書は策定されているべきだと思います。どのような事業計画をもとに派遣者や派遣先が決定されたのか、お伺いします。

○議長（鈴木良道君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

派遣の事業計画についてお答えいたします。

災害派遣の市の政策としての位置づけ、事業計画ということが非常に大事だと考えております。これは常々私が、先ほど質問にもありましたように、PDCAサイクルの中で目的として非常に大事なことだと。これは非常に私としても認識しているところでございます。

この派遣につきましては、先ほど答弁があったように、人道的支援、それから派遣した職員の経験の職場への還元、こういったものが目的でありまして、市の職員の貴重な人財。財産を派遣するということから、川村議員のご指摘のとおり、事業計画をつくり進行管理をする必要がある事業と認識しているところでございます。

しかしながら、今回の派遣につきましては、職員を派遣するに当たっての考え方や決定方針などにつきましては前市長の指示が結構唐突であったりとか、変わったりしたものですから、なかなか派遣事業計画というものが策定できませんで、相手先との協議、それから協定、これにより進めているのが現状でございます。

なお、公募につきましては派遣先、東北のいろいろな要望をしている市町村によって派遣期間の依頼が違うので、派遣の段階ではどこの市町村に派遣するということがありませんでしたから、1年から3年ということで募集したと考えております。今回の派遣期間でございますが、協定書の中では一般行政職2名については1年間、保健師の派遣については6カ月として協定しているところです。

しかしながら、何の目的もないということではありませんので、3名の職員については出発前に私のほうから口頭指示ではございますが、次の2つの目的で業務を行うよう説明しております。

まず、1つ目ですけれども、首都直下型、それから南海トラフなど、今後大きな災害が予想されている中で、帰宅困難に対する現状や政策を学びながら、帰庁後は当市の防災計画の見直しなど、市民の安全対策や被災者支援対策などに役立てるようにすること。

それから、もう一つですが、東日本大震災におきまして本県の原子力施設が大きな被害をこうむことはなかったんですけれども、場合によっては同じような状況下に陥ることも想定して、勤務を通して経験したことを特に保健事業において仮設住宅や帰宅困難など、困難な状況に置かれた方々の心のケアについて、当市に置きかえ帰庁後の保健事業の課題として役立てるようにと、この2つを目的として送り出しております。

上半期がこの9月で終了するところでございますが、保健師1名は帰庁すると思っておりますけれども、今後職員や派遣先との連絡をさらに密にしまして、より効果が上がるような取り組みにしてまいりたいと考えています。

○議長（鈴木良道君）

3番 川村成二君。

○3番（川村成二君）

現地での職員の業務状況について話がありましたけれども、よくわかりませんね。言葉でこういうことをやっていると、もう少しわかりやすく業務内容を説明してもらいたい。

それから、現地での業務で問題がないかどうかという部分について、例えば過剰な残業を強いられているとか、休日出勤が多いだとか、危険な業務に従事しているとか、勤務実態が大きな負担となっていないかなど、そういった把握をされているのかという点で説明をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

それでは、現地での業務内容について、詳細をご説明申し上げたいと思います。

初めに、双葉町への派遣職員について申し上げます。

双葉町へは課長補佐級の男性職員1名と保健師の女性職員1名を派遣いたしております。勤務地は双葉町役場ということですが、同庁は福島第一原発5号機、6号機が立地をしております。原発事故の影響で町土の96%が帰還困難地域となっております。このようなことから、いわき市に設置をされました双葉町いわき事務所が勤務先となっております。

初めに、男性職員につきましては復興推進課に所属をしております。町民のコミュニティの拠点として県が建設をいたします復興公営住宅を核とした町外拠点構想、復興まちづくり長期ビジョン、また復興支援産業の整備計画などの策定事務に従事しております。同課には13名の職員のうち、派遣職員は6名おまして、国土交通省からの出向となっている課長を初めとし、経済産業省、復興庁、そして福島県、新潟県柏崎市からの派遣職員とともに、日々会議や打ち合わせを行い、議論をしているということでございます。

女性保健師につきましては健康福祉課に所属をしまして、健康づくり係ということで健康づくり事業、予防接種、母子保健、内部被曝検査などの事務とあわせまして、仮設住宅に住む町民の健康相談業務にも従事しております。同課の職員17名のうち、派遣職員は1名ですが、職務経験を生かして指導的な役割を果たしているということでございます。

次に、川俣町につきましては主任の男性職員1名を派遣しております。川俣町は山木屋地区という地区が避難指示解除準備地区ということで、いまだ1,200名ほどが避難をいたしております。その他の地区が除染重点地区ということでございまして、住民が居住した状態で除染作業が進められております。

当該職員につきましては、原子力災害対策課に所属をいたしまして除染事業に従事しております。業務の内容といたしましては、事業に関する説明会に始まりまして、仮置き場の造成、事前モニタリング、そして個別除染説明会を経て除染作業の実施、事後モニタリングなど、膨大な量の書類の作成や現場での対応に当たっております。同課は11名のうち、派遣職員は2名でございまして、愛知県日進市からの派遣職員と除染土壌等の仮置き場の用地交渉など、勤務経験を生かし業務に取り組んでいるということでございます。

どちらの町でも原子力事故後の対応という特別な環境での業務の経験ですが、災害対応については非常に貴重な経験をしていることと思います。その経験は市の今後の防災の業務に大いに生かされるものと期待をしております。また、同じ職場の中で国や県、他の市町村職員との人脈が広がることとか、地域住民との交流なども個人の財産となるばかりではなく、市町村間の交流に発展することもあると思います。双葉町につきましては本年度のエンデュローに出店を予定しております。

次に、残業や休日出勤、休暇の状況などについてでございますけれども、派遣先の町からも毎月報告がございまして、住民説明会の際などに発生をしているようでございますけれども、休日出勤はほとんどございません。休日及び年次休暇、夏季休暇は確保され、取得をされているようでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

3番 川村成二君。

○3番（川村成二君）

今の説明で、派遣された職員が、失礼ですけれども思った以上にやはり活躍されているというのがようやくわかったんですね。やはりこのことはもっと市民へ、こういうことで市の職員を派遣して頑張っているんだということを伝えていくべきものだと思います。

そこで、加えて聞きたいんですけれども、副市長は毎月派遣職員の業務報告を聞かれているということでございますし、また現地へも訪問されているというふうに聞いておりますので、派遣した職員の現地での生活実態、状況、あるいは現地、双葉町または川俣町はどういう状況なのかということをお聞かせいただきたいなと思います。テレビや新聞での情報だけではなかなか実態は伝わらないんですよ。そういうところで、副市長の感想も含めてお話をいただければなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木良道君）

副市長 石川眞澄君。

[傍聴人に発言する者あり]

○議長（鈴木良道君）

進めてください。

[傍聴人に発言する者あり]

○副市長（石川眞澄君）

了解し……私ですか。

[傍聴人に発言する者あり]

○議長（鈴木良道君）

副市長、続けてください。

○副市長（石川眞澄君）

それでは、生の感想ということですので、私のほうから実際に目にしたこと、それから聞いたこと、こういったものを感想ということで答弁させていただきます。

まず、4月4日に職員を送りながら、双葉町、それから川俣町のほうに行っていました。双葉町はいわきの勿来というところに事務所を構えておりますので、例えば気温の環境とかは余りこちらと変わらないんですけれども、川俣町についてはかなり内陸のほうに町があるものですから、確実にここから3度か4度は4月の段階では気温が低くて、4月4日の時点ではまだ桜は咲いていないというような状況でした。雪もことしの大雪のときには1メートルぐらい積もったというように聞いております。

その後、大体20日前後に私のところに毎月報告に帰庁してまいりますけれども、4月の最初の帰庁のときには、まだなれない環境の中で若干生活も含めて戸惑いもあるような話が聞かれました。それから、毎月1回聞きながら、通常一般的な市町村業務では体験できない大きな事業をこなしていく中で、生き生きとした自信にあふれたやりがいのある仕事だと、こういう仕事を経験しているという言葉がだんだん時間がたつにつれて返ってきております。

私は大体二、三カ月に一度の割合で、私自身が職員の状況や報告の中で受けた要望などを伝えるために2つの町を訪問し、町長、副町長、そして担当課長などと面談しながら、職員の勤務状

況や生活状況を確認しているところです。

双葉町におきましては、中間貯蔵施設の国とのやりとりを生で経験した話や今後のまちづくりの方針などにかかわっていること、それから保健事業においては現役の市町村保健師の派遣を本当に深く感謝されまして、まず先頭に立って訪問指導の段取りを整え、それから指導的な立場で実践しているということで非常に感謝を受けております。そういった報告を受けております。

また、双葉町では先ほど総務部長がお答えしましたが、復興への足がかりの一つとしまして、かすみがうらエンデューロのまるごとグルメフェスへの出展参加はいかがですかというふうに打診しましたところ、快くお受けいただきまして、ことしは10月12日のエンデューロの際にはグルメフェスのほうに出展参加されるということでございますので、市民の皆様の応援もいただければと思いますので、何とぞよろしく願いいたしたいと思っております。

それから、川俣町ですが、先ほど答弁があったように、重点除染地域と、それから避難指示解除準備区域といったところの除染を当市の年間予算をはるかに上回る大規模な事業にかかわっておりまして、地域住民への説明会、それから工事の発注、それから国との協議、こういったものに忙しく過ごしているという状況が報告の中で上がっています。しかしながら、そういった中でも職員間の飲みニケーションもきちんとやっていますというような報告も受けていますので、メンタル的な部分も最初のころは若干心配したんですが、今は全然そういう心配もないというふうに思っております。

また、8月に報告に来た際には、今度川俣町に来てくれるときには午前中の早いうちに来てくださいと。案内したいところがたくさんありますと言われておりますので、次回10月に予定しているんですけども、この訪問の際にはそのとおりにしたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木良道君）

3番 川村成二君。

○3番（川村成二君）

職員の生活ぶり、実態、やはり環境の違うところで一生懸命頑張っているというのがよくわかってきました。

そこで、メンタル面では問題ないという副市長の発言がありましたけれども、健康管理という面では定期的な健康診断で把握はできると思いますが、やはり環境が違って緊張が続いておりますので、やはりメンタル面でのサポートというのが私は必要ではないのかなと思っております。この点については、総務部長、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

議員ご指摘のように、健康管理については特に留意をすべきものというふうに認識をしております。健康管理につきましては、協定の中で派遣先の町が行うこととしておりまして、内部被曝検査とメンタルヘルスの面談を受けているということでございます。しかしながら、本市に帰庁の報告もございますので、そのような際に市の産業医の面談を実施するなど、十分に配慮をしまいたいというふうに考えてございます。

○議長（鈴木良道君）

3番 川村成二君。

○3番（川村成二君）

職員の被災地派遣につきましては、事業計画が策定されていなかったということで不満はあるんですが、その辺については前向きに対応を検討されるというふうに答弁されたというふうに理解しておりますが、やはり職員の頑張り、仕事ぶり、あとは事業の内容を市民へ公開する、広報するというのはやはり必要なことだと思うんですが、そのやり方に対しては非常に不満がありますし、ぜひともそれについては適正な情報公開に努めていただきたいと思います。総務部長、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ただいまの質問でございますが、これまでのところ、市民の皆様にご報告などした経過がございません。今後の広報の方法につきましては、派遣職員の執務の様子について市の広報紙で紹介することや派遣終了後の報告会も考えております。報告内容については、職員のみならず、市民にも見える形を検討してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木良道君）

3番 川村成二君。

○3番（川村成二君）

それでは、2番目の防犯灯のLED化について再質問させていただきます。

先ほどの答弁で、市で管理している灯数が約6,000灯という話がありました。具体的には市で管理している部分と行政区で管理している部分、あるいはワット数、20ワット、40ワット、100ワット、いろいろな種類があると思いますが、そういう容量ごとの基数、そういったところでわかっていたら説明をいただきたいんですが、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えをいたします。

先ほど約6,000灯とお答えをいたしましたけれども、正確に申し上げますと、市の管理分が3,596灯でございます。行政区の管理分が2,570灯でございますので、合わせて6,166灯ということになってございます。

この防犯灯の詳細なスペックということで申し上げますと、全てを正確には管理できていないのが実情ですけれども、申し込みの電力の内訳で申し上げますと、それぞれワット数とかがございますが、蛍光灯20ワットというケースが最多でございます。このうち5,453基というようになってございます。その他、水銀灯、ナトリウム灯等がございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

3番 川村成二君。

○3番（川村成二君）

その防犯灯ですが、先ほど電気料金等で4割に削減できるという話がありました。具体的に電気料金の年間の料金等、具体的な数字がわかりましたらお聞かせください。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えをいたします。

ただいま申し上げました20ワット蛍光灯の5,453基について申し上げますと、電気料金は蛍光灯20ワットの場合は1基当たり年額2,674円92銭ということになります。これと同等程度の明るさのLED防犯灯ということになりますと、10ワットの契約ということだそうでございます。これでありまして、年額1,057円56銭となります。その差は約1,600円安くなるというようなことでございます。

このことから、年額4割程度となるというふうにお答えをいたしました。

○議長（鈴木良道君）

3番 川村成二君。

○3番（川村成二君）

明らかにLED灯に同等の明るさのもので切りかえていけば6割電気料金を削減できるというのは、非常に大きな数字であります。なかなか当市のLED化は進んでいないという状況です。

防犯灯については電気料金だけではないですね。維持管理費用というのが当然必要になってきますが、当市の防犯灯の維持管理費用で、直近の何年かで結構ですが、わかっていたらお聞かせください。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えをいたします。

最初に申し上げましたように、市の管理分と行政区管理分がございまして、行政区の管理分につきましては行政区のほうで対応をお願いしてございます。その関係上、市で管理をいたしております3,596灯、これにかかる修繕の費用ということでございますが、直近の3年分で申し上げますと、25年度は358万3791円を要してございます。24年度が204万7240円、23年度は232万2765円というふうになってございます。多少ばらつきがありますが、平均をいたしますと260万円程度は修繕に要しているということが言えようかと思います。

○議長（鈴木良道君）

3番 川村成二君。

○3番（川村成二君）

この維持管理費用は修繕費の説明がありましたけれども、実際にはあとプラスとしては光熱水費等も当然あるかと思えます。防犯灯をLED灯にかえることによりまして、この維持管理費用も当然削減される。単純な計算をすればLED灯は蛍光灯の約5倍寿命があると。最低でも5倍かなという認識でいるんですが、それからすると維持管理費用も5分の1という見方もできな

くはないのかなと。そういうことからしますと、電気料金、修繕費を含めて維持管理費用で、大きな削減ができることはこの一般質問の中で明らかになってきているわけですので、やはり前向きな検討は必要なのかなと思います。

市としても少しはLED化を進めるということで考えているので、新設に対する補助金を設置しているんですが、やはりこれは現行の蛍光灯に対して交換することに対して補助金を考えていく、補助金を拡大していくというのも必要な策ではないのかなと思っておりますが、その点については、総務部長、いかがお考えでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

冒頭申し上げましたように、現行では取りかえに対する補助という制度になってございませんが、ご指摘のように今つけてある防犯灯の修理が必要となった際が交換の絶好の機会であるというふうに思います。今後、交換に当たっての補助制度、それを補助制度に含めるような形でぜひ検討をさせていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

3番 川村成二君。

○3番（川村成二君）

交換する費用に対して補助をやるのが確かにいいんですが、トータルで早くLED化をするということも考えることも必要なのかなと思っております。

冒頭申し上げましたように、多くの自治体で事例があります。ということは、市で情報を整理する環境はもう十分整っている状況にありますので、どのようにやるかという検討はできると思うんですね。ですので、早期実現に向けた検討を進めてもらいたいというのが私の思いですが、総務部長、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

議員ご指摘のように、交換を早目に進めることでメリットが早く得られるということがございます。問題の初期費用の点も、ご指摘のように、リース方式やESCO事業等によって平準化をするということで予算の確保についても十分メリットがあるということも考えられます。先進の事例等をよく検証いたしまして、ぜひ導入を考えていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

3番 川村成二君。

○3番（川村成二君）

防犯灯のLED化推進に対して1回目の質問のときに申し上げましたけれども、やはり行政区、市それぞれにメリット、デメリット等ありますので、十分な説明を市民に対してしていただいて理解を得る中で、推進をしていただきたいと思います。これは要望です。

以上で質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

3番 川村成二君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

午後1時30分から再開をいたします。

休 憩 午前11時51分

再 開 午後 1時30分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

9番 佐藤文雄君。

[9番 佐藤文雄君登壇]

○9番（佐藤文雄君）

日本共産党の佐藤文雄です。

安倍政権は、4月1日、集団的自衛権行使容認に向けた閣議決定を強行しました。この閣議決定は、憲法を破壊し、海外で戦争する国を目指す歴史的な暴挙であり、断じて認めることはできません。アメリカが起こす海外での戦争に自衛隊がアメリカ軍の目下の軍隊として派遣され、戦場に赴くことは、殺し、殺される事態になることは明らかです。憲法9条は、二度と戦争はしないと誓った国際的公約です。9条を生かした平和外交こそが世界の平和に貢献する道、国民の命と安全を保障する道です。

国民、市民は今、戦争か平和かの2つの道の選択を迫られています。私は、海外で戦争をする国づくりを許すな、解釈で憲法9条を壊すなとの1点で、安倍政権の野望を打ち砕くために全力を尽くす決意でございます。

去る7月13日のかすみがうら市長選挙において坪井 透氏が当選、返り咲きを果たしました。いわば復活した坪井市政の真価がこれから問われることになるわけです。地方自治法第1条の2第1項には、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と規定しております。私は、この住民の福祉とは住民の幸せだと考えております。したがって、地方自治体は住民の幸せのためにその役割を果たすことではないでしょうか。今回もその立場から一般質問を行います。

1つ、放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について。

東電福島原発によって大量かつ広範囲に放射性物質が放出され、国民の放射能への不安が広がりました。とりわけ放射能への感受性が高い子どもの健康を守ることは、日本社会の大問題であると考え、私は、放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る統合的な対策について一般質問で取り上げ続けてまいりました。

放射能による健康被害は、急性障害だけではなく、晩発生障害がある。放射線被曝は少量であ

っても、将来、発がんなどの健康被害が起きる危険性があります。放射線被曝の健康への影響は、これ以下なら安全というしきい値はなく、少なければ少ないほどよいというのが放射線防護の大原則であると強調して、具体的な対策を求めてきました。放射線量の総合的で系統的な調査を行うこと、住民のための汚染マップ作成や子どもが近づく場所、ホットスポット対策（きめ細かい測定と除染など）、検査機器と体制の整備を進め、食品検査体制を抜本的に強化すること。そして、内部被曝を含めた被曝線量調査を初め、健康管理を進めることなどなどであります。

当市では、決して十分な対策が講じられたとは言えませんが、一定の前進面があったと評価しております。原発事故から3年半経過し、放射線量は低減しておりますが、一度降った放射能は消えることはありません。引き続き放射能汚染対策を系統的に行うことを求めます。

問1、東海第2原発の再稼働の動きについて、市長の見解を伺います。

震災後運転を停止している東海第2原発について、事業者の原電は、5月20日、県民の反対を無視して再稼働に向けた審査請求を原子力規制委員会に申請しました。宮嶋前市長は、再稼働反対の態度を明確にしておりましたが、この再稼働の動きについて、坪井市長の見解を求めます。

問2、県が発表した広域避難計画案について、市長の見解を伺います。

東海第2原発の事故に備えた広域避難計画で、県は8月6日、避難対象となる原発から30キロ圏内の緊急時防護措置準備区域（UPZ）に含まれる14市町村、96万人の避難先を公表しました。約44万人は県南地域など県内に避難、約52万人は福島、栃木、群馬、埼玉、千葉の近隣5県に受け入れてもらう計画です。当市は、ひたちなか市の市民15万7060人の一部避難受け入れ先となっておりますが、全くの机上の空論だと考えますが、市長の見解を求めます。

2、市職員の雇用と人事・処遇について。

宮嶋前市長は、「老から弱へ」との考え方から高齢者に冷たい施策を断行してきました。その一環として、市職員の雇用と人事・処遇対策については行政改革を御旗に、高年齢の職員を対象に強引なまでのリストラ策を進めてきたのではないかと考えます。私は、断固として反対の立場から、一般質問の場で問題点を明らかにし、追及してきました。

そこで、改めて坪井市長に伺います。

問1、前市長の58歳以上を管理職に置かない方針について。

問2、被災地東北3県への市職員派遣の今後の方向について。

以上2点について答弁を求めます。

問3、職員採用問題について、公平・公正な職員採用をどのように考えているか伺います。

連続して市職員の不祥事（公金着服事件）が起きています。今回、副市長の減給条例案も提出されておりますが、市民からは、職員の採用に問題があるのではないかとの声が上がっています。職員採用について公正・公平な職員採用をどのように考えているか、市長の答弁を求めます。

3、納税対策問題について。

問1、国保税や市県民税の滞納者への年金、給料等の差し押さえについて伺います。

私が5月から6月にかけて行った市民アンケートで、市民の暮らし向きについて、「以前と比べどうですか」の問いに、苦しくなったが26%、やや苦しくなったが36%で、計62%の方が、暮らし向きが厳しい傾向にあることがわかりました。その中で、苦しくなった理由の一番に税金の引き上げを上げています。

市の調査によると、滞納処分の実施件数がふえているということですが、その概要と年金や給料の差し押さえ件数は何件なのか、報告を求めます。

また、差し押さえに至るまでの流れについても説明願います。

問2、納税対策における市職員の対応について伺います。

滞納の増加は、市民の暮らしが大変だというあらわれです。今、多くの市民は日常の生活に追われ、税金を払いたくても後回しになっているのが実態ではないでしょうか。市は納税推進課を設置し、滞納者には納税相談を行っているようですが、「上から目線の態度で懇切丁寧な対応になっていない」との苦情がありました。徴税に当たっても、住民の命と暮らしを守る立場になっているかが問題です。

今回私が相談を受けた方は、滞納分については納税相談に応じ、全額を会社から前借りして納税しました。しかし、滞納金が多額である、延滞金が多額であることを踏まえ、本人は持病を抱えており医療費がかかるとして延滞金の減免申請をしました。しかし、市は、本人は治療中で医療費が相当額になることを全く無視して、十分な支払い資力は確保されているとして不承認としました。税金を滞納すると14.6%もの延滞金が請求されます。まさにサラ金並みであります。私は、滞納分を完納した場合は、延滞金はできる限り減免すべきだと考えます。特に災害や失業、病気などの場合は減免すべきではないでしょうか。答弁を求めます。

4、総合的な子育て支援について。

問1、市立さくら保育所の閉所問題について。

私は、前議会の一般質問で、市立さくら保育所の継続期間について、父母の会は5年以上を要望しているが、市長はなぜ1年にこだわるのかとただしましたが、宮嶋前市長は、「前回はおおむね1年と答弁したが、さくら保育所を仮に閉所した場合、待機児童の発生が予測される」として、市長選挙を意識し、継続期間については明言しませんでした。今議会の所信表明で坪井市長は、「さくら保育所の今後の対応については、保護者との合意形成をもって判断してまいりたい」と述べましたが、具体的な継続期間についてはどのように考えているのか、市長の答弁を求めます。

また、産休明けでさくら保育所の入所希望者がいることについて、私は、ゼロ歳児の定員は15人だ。入所希望の子ども受け入れ、公的責任を果たすよう求めましたが、その後の対応について担当部からの答弁を求めます。

問2、自己負担なし・所得制限なしの中学卒までの医療費完全無料化について。

茨城県は、ことし10月から小児医療費助成（マル福）を、外来が現行の小学3年から小学6年に、入院が中学3年まで拡大します。当市は、外来・入院とも中学卒まで無料化を実施していますが、自己負担なしを継続することを優先したこともあり、所得制限があります。

私は、県の助成拡大で完全無料化の道は開かれたと思いますが、自己負担なしで所得制限なしの中学卒までの医療費を完全無料化するにはどれだけの財源が必要となるのですか。また、市長の見解を求めます。

問3、学校給食無料化について。

宮嶋前市長は、平成26年度当初予算に小中学校給食費無料化の予算を計上しましたが議会がこれを削除、否決したため実現できませんでした。市長選挙でも、宮嶋氏は学校給食無料化を掲げ

戦ったわけでありませんが、私も子育て支援策の一つとして有効な施策だと考えております。坪井市長の見解を求めます。

5、国民健康保険税について。

問1、前市長の国保税条例の改正の問題点について伺います。

国民健康保険税は、所得や資産に応じて徴収する応能割と世帯の人数に掛ける均等割額と一世帯ごとに定額を課す平等割額を徴収する応益割を足して計算されます。一般的には、応益割の比率が高いほど低所得者の負担は重くなる仕組みです。

宮嶋前市長が均等割及び平等割、いわゆる応益割分を上げたため、低所得者や所得、資産のない被保険者には負担増となりました。私は公約違反だとして改善を求めましたが、宮嶋市長は、全体としては近隣市町村並みに引き下げたと考えているとして応えませんでした。改めて坪井新市長の見解を求めます。

また、改善策を考えているかも伺います。

問2、短期被保険者証の期間延長について伺います。

平成21年第1回市議会定例会、これは当時、坪井さんが市長だったときでございます。これまで国民健康保険税に未納があり、期別ごとの納付ができない世帯には、分納の約束をすれば有効期間が6カ月の短期被保険者証を交付していましたが、4月からは保険税の未納状況に応じて保険証の有効期間を1カ月にするとしました。私は、国保税が高くて払いたくても払えないのが実態だ。短期被保険者証の期間を1カ月にすることは、やむなく対応せざるを得ない生活困難者をますます追い込むことになるかと指摘し、反対しました。その後、短期被保険者証の発行数はふえるばかりであります。期間1カ月の短期被保険者証の発行で滞納が改善されたのでしょうか。私は、もとの6カ月の短期被保険者証に戻すべきだと考えますが、答弁を求めます。

6、水道事業について。

茨城県の水道料金が首都圏で一番高い元凶は、無駄な水源開発にあります。水源開発を続ける限り、水道料金の値上げは避けられません。

問1、県の「いばらき水のマスタープラン」と実施協定の見直しについて、当市の具体的な数値について伺います。

県のマスタープラン（長期水需要計画）はたびたび変更されてきましたが、過大な人口予測と水需要計画の実態との乖離は解消されていません。しかも、県知事は、「水のマスタープランを見直さない」と公言し、八ッ場ダムや霞ヶ浦導水事業などの水開発を推進しております。当市においても、過大な人口予測による実施協定を県当局と結んでいますが、当市の人口と水需要に見合った水量に改定すべきです。なぜ当市は、県当局に対して実施協定水量の見直しの変更の要請はしないのですか、答弁を求めます。

問2、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業などの水開発事業の必要について伺います。

国土交通省関東地方整備局は、八ッ場ダム本体工事の着工を決めました。霞ヶ浦導水事業については、民主党政権のダム事業見直しで検証対象とされ、本体工事が中断していましたが、国交省は8月25日、継続する方針を決定しました。この導水事業は県中央広域水道用水供給事業と深くかかわっており、事業を推進すれば、当然高い水道水を押しつけられる結果となります。茨城県の水余りは明らかであり、新たな水開発は必要ないと考えます。また、導水事業によって霞ヶ

浦の水質が改善されるとしていますが、全くの虚構です。改めて坪井市長の答弁を求めます。

問3、水道料金の引き下げについて。

当市では、水道の基本料金、10立方ですが、これを全て使わなくても月額2,138.4円であります。しかし、加入者の約3件に1件は水道使用料が基本料金、いわゆる10立方以下であります。土浦市ではゼロ立方を基本水量として、1立方ごとの使用した分だけ支払う従量料金制度を設け、水道料金を引き下げ、高齢者や単身者に喜ばれております。

市長は所信表明で「水道料金の引き下げに取り組む」と述べましたが、具体的な内容について答弁を求めます。

以上、第1回の質問といたします。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

佐藤議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目1番、東海第2原発の再稼働の動きへの見解についてお答えをいたします。

電力供給につきましては、自然エネルギーなどのクリーンエネルギーで供給できることが一番だと思っておりますが、これは現時点で現実的ではないことであると思っております。

そこで、ご質問の原子力発電所の再稼働についてですが、国のエネルギー政策でありますから、国が原子力施設の安全確保を確約し、地元の合意を大前提とした上であれば反対ではないというのが私の考え方です。その上で、東海第2原発の地元合意については、30キロ圏にこだわらず、県南地域も枠組みに入れることを検討していただきたいと考えております。

次に、1点目2番、県が発表しました広域避難計画への見解についてお答えをいたします。

県が策定中の広域避難計画については、去る8月5日に開かれました市町村長による自治体研究会において、避難対象地域の区分と避難先市町村の割り当て案が示されたところであります。本市を初め、県内12余りの自治体がひたちなか市からの避難先として割り当てられております。実際の受け入れに当たりましてはさまざまな課題があるかと思いますが、今後、計画策定の中で検討をされるものと思っておりますので、より実効性のある計画となるよう、今後の策定状況を注視していきたいと考えております。

次に、2点目、市職員の雇用と人事・待遇についての1番、前市長の58歳以上を管理職には置かない方針への見解についてお答えをいたします。

私は、58歳以上を管理職に置かないことにこだわらず、経験や知識を生かし、部長や課長のライン職として活躍していただきたいと考えております。

次に、2点目2番、被災地への市職員派遣の今後の方針についてお答えをいたします。

川村議員からの質問にもお答えをいたしましたとおり、東日本大震災の復興事業の推進に当たりましては、被災市町村におけるマンパワー、いわゆる行政職員の確保が極めて重要であるというふうに認識をいたしております。

本市におきましては、先ほど川村議員の質問の中にもありましたように、今年度、福島県双葉

町に2名、川俣町に1名の職員を派遣いたしております。双葉町の業務は、復興にかかわる復興計画の策定や町民などへの健康支援業務を担当し、川俣町では原子力災害対策の除染のための説明会や除染作業の監督作業に従事をいたしております。

また、派遣をした3名の職員が現地におきます業務などを通じて得た知識、経験は、本市としても貴重な財産であると認識をしております。帰庁の際、被災地の現状や復興計画の業務報告を受けておりますが、現地での経験を本市に還元してもらい、災害や危機管理に対する職員や市民の皆さんの意識の醸成にもつなげてもらいたいと考えております。

今後の派遣につきましては、権限移譲など事務量の増加が予想されること、さらに急激な職員数の減少に対応した中での市民サービスの確保の観点から、保健師1人についてはことし9月までとし、残り2名の職員につきましては、市の事務事業計画を踏まえ判断してまいりたいと考えております。

特に、保健師につきましては、介護保険法が改正されたことによりまして、地域包括支援センターの職員配置について厚生労働省令の基準に従い定めるものとされたことから、配置を見直すことが必要となりました。

また、要支援者を対象にした予防給付事業が見直され、訪問介護などについては市町村が行う地域支援事業へと移行することになるため、事務事業の見直しなど事前に準備を進める必要が出てきているところであります。

これらのことから、保健師業務にかかわる現状及び介護保険制度の改正による業務など、保健師が担う役割が増大しており、現在の保健師の職員数では対応し難い状況となっていることから、派遣先自治体に本市の状況を説明し、派遣していた職員について10月から本市の業務に復帰していただくことで調整をしているところでございます。

派遣先の自治体にはご理解をいただきたく思っているところでございます。

次の、2点目3番、職員採用については副市長からの答弁とさせていただきます。

3点目、納税対策問題については市民部長からの答弁とさせていただきます。

次、4点目の総合的な子育て支援についての1番、市立さくら保育所の閉所問題への見解についてお答えをいたします。

さきの小松崎議員にも答弁をいたしました。さくら保育所につきましては、保護者の皆様方に対しまして民営化の不安を解消できるような丁寧な説明を実施していくなど、閉所に向けて理解が得られるようにしてまいりたいと考えております。

まずは、保護者の皆様との話し合いを通しまして共通認識を形成することに努めたいと考えております。これを通しまして閉所の時期について判断してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、4点目2番の総合的な子育て支援における所得制限なしの中学校卒業までの医療無料化についてお答えをいたします。

中学生以下の医療費の無料化につきましては、子育て支援の充実を図るため、所得制限つきではありますが、小学校3年生までだったものを中学校3年までに対象年齢を拡大し、昨年1月1日から施行している状況でございます。さらに、本年10月から、医療費については茨城県の要綱が改正されたことによりまして、これまで市単独で補助を行っていた小学校4年生から小学校6

年生までの外来医療費及び小学校4年生から中学校3年までの入院医療費について、県補助事業対象となりました。

しかし、年々医療費も増大していることや、外来自己負担を補助することによって多受診など、安易に医療機関に受診することによりまして、さらなる給付費の増加も考えられます。このようなことから、市の厳しい財政状況を踏まえ、近隣市町村の状況も勘案をしながら、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目3番、学校給食の無料化への見解についてお答えをいたします。

現在、本市におきましては、学校教育法第11条の規定に基づき、保護者の皆様方に給食費の負担をお願いしているところでございます。ご質問の給食費無料化につきましては、学校教育法第11条により負担区分は明記されているものの、昭和29年9月28日付文部事務次官通達によりまして、給食費の補助等が可能となっていることから、子育て支援策の選択肢の一つとして認識をしているところであります。

しかしながら、財源の確保が困難な状況にあることなどから、今は実施する時期ではないと考えております。

子育て支援に関しましては、より少ない財源で、より効果的な方策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

次の、5点目の国民健康保険については、理由を含めて市民部長からの答弁とさせていただきます。

次に、6点目、水道事業についての1番、「いばらき水のマスタープラン」と実施協定の見直しについてお答えをいたします。

平成19年3月に改定をされました茨城県の水マスタープランにおけます県全体の水需要予測値と本市の水道事業の決算における実数値には開きがあると考えております。本市水道の水源は地下水と県からの受水で手当てをしておりますが、市全域が茨城県地下水採取の適正化に関する条例の規制区域でありますことから、県からの受水に切りかえるよう求められているところであります。

地下水につきましては、東日本大震災による災害を受け、今後とも安定的な水源として確保しなければならないと思っております。しかしながら、地下水の取水量につきましては、県条例により年次的に削減するよう許可制限を受けることとなりますので、今後の水需要の動向を見ながら許可の申請を継続していきたいと考えております。

水道水源としては、地下水と県からの受水以外にございませんので、将来にわたり安全・安心の水道水を供給し続けるためには、県水への切りかえも必要であると思っております。

地方自治体が運営する水道事業については、人口の減少、少子高齢化、節水意識の高まりによる節水器具の普及等によりまして、将来の水需要の増加は余り見込めない状況にあります。水のマスタープランにおけます県全体の水需要予測と本市の現状を踏まえつつ、水道法第1条にありますように、利用者の方々に正常にして豊富、低廉な水の供給を図っていききたいと考えております。

次に、6点目2番、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業の水開発事業の必要性について市長の見解を問うについての質問にお答えをいたします。

まず、国の直轄事業であります八ッ場ダム事業につきましては、将来にわたって県西用水から

安定的に給水を受けるために必要な事業であると考えております。

国土交通省は、本年10月に八ッ場ダムの本体工事に着手する見通しであり、2020年（平成32年）3月末までに完成させる予定であるとのことでございます。

県西用水とは、既に協定水量4,600トンと同量を契約水量とする受給契約をしております。八ッ場ダム事業によりまして新たに水利権を得られることとなりますが、本市においては、水事業の低迷と合併により、県西用水と協定水量の見直しは、今のところ考えておりません。

次に、霞ヶ浦導水事業につきましては、県中央用水が那珂川から取水するに当たり、国から水利権に基づく取水許可が必要であることから、本市の水道事業が将来にわたり安定的に給水を受ける根拠となるものでございますので、必要な事業であると考えております。

霞ヶ浦導水事業は、ダム事業見直しとともに検証対象とされ、本体工事が中断をされておりますが、本年8月25日、国土交通省は事業を継続する方針を決めたことが発表されております。

県中央用水は、県内でも料金設定が高いところでありますので、今後も協議会を通じて料金値下げの要望を継続していきたいと考えております。協定水量についても、今後検討していく必要があると考えております。

八ッ場ダム、霞ヶ浦導水事業のいずれにつきましても、事業完了後は毎年費用の発生が見込まれ、水道料金に転嫁されることになると思われますので、事業の進捗状況を注視していきたいと考えております。

次に、6点目3番、水道料金の値下げについてお答えをいたします。

先ほど小松崎議員の一般質問にもお答えしましたとおり、上水道の普及率は9割以上に達しており、市民の皆様方の家庭のほとんどが加入をされている状況であります。

4月1日から消費税率が5%から8%に改定をされ、既に水道料金が値上げをされておりますので、暮らし応援の公約のとおり、生活支援策として負担軽減を図っていきたいと考えております。

これまでも、水道事業は厳しい状況であるという認識をしておりますが、担当には、水道料金改定に向けての検討を指示したところであります。

一般会計も厳しい財政状況にありますので、公営企業として経営を見直し、費用対効果を十分に検討し、経費の縮減に努めてまいり所存でありますので、実施につきましては、今の段階では、なるべく早い段階ということでご理解をいただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

副市長 石川眞澄君。

[副市長 石川眞澄君登壇]

○副市長（石川眞澄君）

佐藤議員の2点目3番、職員採用について及び土木や建築などの専門職の採用についてお答えいたします。

市では、職員の採用は地方公務員法の任用の規定に従い実施しております。市職員の採用に当たっては、競争試験または選考によるものとされ、公平取り扱いの原則、受験成績等の任用の基本基準及び不利益取り扱いの禁止に従って行わなければならないとされております。

まず、第1次試験については、行政職では教養試験、作文試験を行い、その合格者に対し、口述試験として第2次試験、第3次試験を行います。口述試験につきましても、グループ面接やグループ討議を行うとともに外部の専門家を交えて実施するなど、改善を図ってきたところですが、今後とも、より公平・公正な採用に努めてまいりたいと考えております。

また、土木や建築などの専門職の採用に関しましては、今後、権限移譲などがふえることとなりますので、それらに対応できる人材の確保という意味でも、専門職の採用に力を入れていきたいと考えております。

平成27年4月1日付、来年ですが、採用する予定の職員の採用試験でも、行政職の採用予定人数9人のうち、建築士2名程度、保健師2名程度、管理栄養士1名程度、社会福祉士1名程度を専門職として考えております。

しかしながら、専門職につきましては、社会情勢や経済状況などにより確保が困難な場合もありますので、現在の職員の資格取得を含めたスキルアップなど職員の育成にも力を入れていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

[市民部長 板垣英明君登壇]

○市民部長（板垣英明君）

では、佐藤議員、3点目1番、国保税や市県民税の滞納者への年金、給料等の差し押さえについてお答えいたします。

本市における未納税者への年金、給料等の滞納処分件数でございますが、給与差し押さえにつきましては、23年度6件、24年度10件、25年度2件となっております。年金の差し押さえにつきましては、22年度が2件、23年度1件、24年度3件、25年度が1件という滞納処分を行っております。

いずれも納税確約書の内容から、不履行等があった方に対するの執行でございます。

また、差し押さえに至るまでの流れについてご説明いたします。

納期限を過ぎて20日以内に督促状を発送いたします。それでも納付が確認できない場合は、電話連絡等を行い、連絡がとれた方につきましては、いつまでに納付いただけるのか、また分割納付についての相談にも応じております。それでも納付いただけない場合には、催告書を発送いたします。その後、財産調査等を行い、資産があると確認された場合には差し押さえを行っております。

続きまして、3点目2番、納税対策における市職員の対応についてお答えいたします。

経済は回復の兆しが見えているところではありますが、いまだ多額の滞納税がある中で、本市では、税金の滞納者に対し個々の状況をお伺いし、分納などにより無理なく税金を納めていただけるようにする納税相談を行っております。

しかし、中には、ある一定の資力があるにもかかわらず、納税に対する誠意が見られない方もおります。そんな方に対しましては、最終的には換価性の高い預貯金を中心とし、貯蓄性の高い生命保険、国税還付金や不動産等の差し押さえ等を行っております。

差し押さえは、公平・公正な徴収の実現であり、あくまでも適切な徴収事務と考えております。また、延滞金の減免につきましては、かすみがうら市条例でも定めておりますとおり、震災・風水害などの災害、生活保護などの扶助を受ける場合、疾病などにより多額の出費を要し生活が困難であると認められたときなど、幾つかの要件がございます。

今回のケースにつきましては、本人の申し立て、資力などを調査した結果、これらの減免規定には当てはまらないものと判断いたしました。

続きまして、5点目1番、前市長の国保税条例の改正の問題点についてお答えいたします。

平成23年9月の議会におきまして、応能・応益の負担割をそれぞれ50対50に近づけ、税負担の公平性を確保するため、国保税の均等割、平等割の引き上げを行っております。

一方、低所得者層に対しましては、平成22年度から、それまでの課税所得に応じて4割、6割を軽減していたものを、2割、5割、7割とし、軽減の割合が引き上げられております。

また、平成26年第2回臨時会において、低所得者層の国保税の軽減の対象が拡大され、その結果、2割軽減から5割軽減に移行した世帯が多数ありました。現在の当市の応能・応益の割合は、応能割59に対し応益割41となり、応能割が多くなっているのが現実であります。

今後は、国の動向や近隣市町村の状況を見ながら検討してまいりたいと思っております。

続きまして、5点目2番、短期被保険者証の期間延長についてお答えいたします。

平成26年7月末現在の滞納者に対する短期被保険者証交付世帯は806世帯、1,539人分で、そのうち有効期限が6カ月のものが409世帯、792人、1カ月のものが397世帯、747人分となっております。被保険者証がない場合には、医療費が全額負担となってしまいますので、被保険者証を持っていない滞納者の方には、速やかに納税相談を行っていただくようお願いしております。

短期被保険証は、納税を促すための有効な手段でもありますので、現在のところ、有効期間の延長等は考えておりません。どうかご理解のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、佐藤議員のさくら保育所におけるゼロ歳児の定員と受け入れについてお答えをいたします。

現状としましては、年度当初の児童受け入れ定員は、募集の始まる時期——当該年度の前の年の秋にかけてでございますが——での受け入れ枠での募集人員であります。その後、保護者からの入所申し込みによりまして、可能な限り希望先への入所または他の保育所等への案内をしております。そのような中で、3月までには新年度の受け入れ体制を計画し、整え、受け入れている状況でございます。

そのような中で、年度途中の産休明け児童や途中入所の受け入れが難しい状況にあります。現在の待機児童は、他の公立保育所や民間保育所にあきがある場合には、そちらに紹介し、待機児童の解消に努めてまいりましたが、ゼロ歳児、1歳児については受け入れが大変難しい状況にあ

ります。

今後は、子育て支援につながる環境整備を検討して、平成27年度ではゼロ歳児から2歳幼児・児童、さらには障害を持つ児童を含め、保護者が安心して預けられ、就労などにつけるよう検討してまいります。

また現在、市のホームページ上では、平成26年度の保育所入所案内がアップされてございますが、今後、現在の各保育所における空き情報等を掲載することなどをしまして、新しい情報を提供してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それでは、東海第二原発の問題なんですけど、今の市長の答弁ですと、脱原発の立場とは言えないと。そう受け取れなかったわけです。宮嶋市長は明確に脱原発を掲げておりましたが、いずれにしても、昨年平成25年3月28日に非核脱原発平和都市宣言というのを行いましたね。核兵器の速やかな廃絶を願い、また福島原発の事故の教訓から、原発にかかわる再生可能エネルギーが創設されることを期待して脱原発社会を願うという、そういう立場で浜岡原発と東海第二原発の再稼動に反対するというふうにして、大きな非核脱原発平和都市宣言の看板を立てましたよね。

そこでお聞きしますが、この看板は、坪井市長にはそぐわないということになるかと思うんですが、あの看板はどうなさるんですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先ほどお答えしましたとおり、理想としては自然エネルギーが最もで、ただ、現実的にそれで賄えるわけではございません。

そういう中で、原発につきましても、それはなくなれば一番いいことでありまして、ただ現実的な中で、今、非常にガスとか石油とかを使った火力発電中心で辛うじて賄っている状況の中では全てを、私は原発絶対反対という形では考えていないわけでありまして、ただ、理想としてはそういったことであらうから、その看板については、私はそのまま置いておいて、そういった方向を目指すというようなことでいいのではないかなというふうには考えております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ということは、あの看板は、坪井市長は実現するかどうかわからないけれども理想だと。ですから、あの看板はそのまま、理想の旗印としてあのまま立てておくということと理解してよろしいんですか。はい。

ただ、市長は、「国が原子力施設の安全確保を確約し」というふうに言いましたよね。でも、この田中俊一原子力規制委員長は、7月16日の記者会見で、川内原発の審査書の問題で「合格というのは安全性の担保じゃない」というふう述べているんですね。福井の大飯原発に対する判

決が差し止めがありましたけれども、少なくとも具体的危険性が万一でもあれば、その差し止めが認められるのは当然だと。このことは、土地所有権に基づく妨害排除請求権や妨害予防請求権においてすら、侵害の事実や侵害の具体的危険性が認められれば侵害者の過失の有無や請求が認容されることによって、受け入れる侵害者の不利益が大きいという、この侵害者側の事情を問うことなく請求が認められるということに対しても、対比して明らかだと言って、この差し止めをしたわけですね。そういう点では画期的な判決だというふうに思っているんですが、この福井地裁の判決について、市長はどのように受けとめているんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君に申し上げます。

ただいまの発言は、市の一般事務の範囲内を超えておりますので、注意を申し上げます。

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

これは東海第二原発の問題を言いましたね。東海第二原発は身近な問題ですね。この福井判決というのは全国的な原発の問題では大きな判決、意義のある判決だというふうに私は捉えているんですね。ですから、それを当市の一般事務の問題じゃないというふうに考えていらっしゃる議長のお考えは、非常に狭い考えだというふうに思うんですね。恐らく、普通であれば堂々この福井判決について述べられればよろしいかなというふうに思いますが、どうですか、市長。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

それでは、ただいまご質問の大飯原発の判決についてお答えをしたいと思います。

この質問内容からいたしますと、基本的には私が答える立場ではないというふうに考えているところでありますけれども、大変全国的に注目すべき判決でございます。そのような認識を持っております。

しかし、関西電力のほうが控訴をしておりますので、そういったものを見ながら、現段階ではその推移を見ている、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

いずれにしても関西電力のほうでの判断だというようなお答えだったと思うんですが、私、5月から6月にかけて市民アンケートを行ったんですね。そうしましたら、原発再稼働に反対が59%、賛成が21%で、これ東海第二原発となると、廃炉にするというのが65%、安全点検をして再稼働が19%、市民は圧倒的に廃炉を望んでいると。議会も一昨年でしたか、東海第二原発廃炉の請願を趣旨採択しております。

きょうの朝日新聞でも、再稼働反対が57%ということでしたね。そういう結果が出ております。そういう意味では、多くの国民、そして市民は再稼働反対という気持ちだと思うんですが、このような市民、そして国民、そして議会の趣旨採択について、市長はどのように受けとめておられ

ますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

国民、市民の原発に対する気持ちのあらわれであるというふうに考えておりますけれども、その反面、これからエネルギー政策をどうしていくか、その辺の課題がたくさん残っていることでありますので、そういったものを含めて真摯に受けとめていきたいと考えています。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

真摯に受けとめたいということではありますが、今、原発再稼働に反対する世論は非常に、運動も含めて、官邸前の反原発の運動がずっと続いていますよね。そういう意味では、安倍政権が4月に閣議決定したエネルギー基本計画をつくる際につくったパブリックコメントというのがあるんですよ、このパブリックコメントでも脱原発を求める意見が9割を超えているという情報もあります。

第一に、ことしの夏は3.11以降、初めて原発稼働ゼロの夏となったわけです。電力不足はどこにも起きなかった。原発稼働ゼロの夏というのは、1966年に日本で商業用原発の稼働が開始されてから数えると、実に48年ぶりだということでもあります。安倍さんは夏前に再稼働を狙っていたようですが、そういう意味では、いろんな運動でこれを許さなかったというふうに私は考えております。

その次に、原発の再稼働の問題については、司法の判断、今、福井判決も言いました。いわゆる運転差し止めを命じた5月21日の判決ですね。それに続いて、8月26日、福島地裁は原発事故で避難生活中にみずから命を絶った女性に対して4900万の損害賠償の支払いを命じる判決を下しました。東電は控訴しないというふうに述べました。こういう2つの判決が出ているということは、人類と原発は共存できないということだと私は思っております。また、そういう内容でもあるかなと思っておりますが、市長は、人類と原発は共存できるとお考えですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

大変難しい質問でありますけれども、現在原発がない中で夏の電力需要を賄ったという点は非常に私もよいことだと思っております。ただ、一面では、先ほど申し上げましたように、大変な火力発電、化石燃料を中心に賄われておりまして、そういった課題がございます。そういう中で、これからどうしていくかということは非常に大きな課題として認識をしております。

それから、両立ができるかということについては、私も明快な解答ができませんので、そのことにつきまして答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

答弁を差し控えるということですから、まあしようがないですね。

県の広域避難計画ですが、やはり避難計画そのものはもう机上の空論だと私言いましたよね。強調したいのは、東日本大震災と原発事故からもう3年6カ月ですね、福島県はどうですか、13万人もの県民が先の見えない避難生活を余儀なくされているんですね。こういう福島県の実態が今あるわけですよね。

福島県の調査によると、県内外に避難されている家族の49%が2カ所以上に離れ離れになって暮らさなければならなくなっていると。避難後、心身の不調を訴えるようになった人がいる世帯は68%と。震災関連死ですね、今福島地裁でも断罪されましたが、1,700人を超えてふえ続けています。その福島県に20万人以上避難をさせると。こんなのあり得ないんじゃないですか。そして1人当たりの面積が2平米だそうです。とても100万人の避難などができるはずがないというふうに思います。本当に県民、市民の安全を守るというのだったら、廃炉を決断すべきだと私は思うんですが、いずれにしても30キロ圏外は避難の受け入れ先で問題ないと、30キロ圏以外は避難先として適当だというふうに思いますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

副市長に答弁をさせます。

○議長（鈴木良道君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

これは難しい問題だと思います。例えば3.11のときの福島原発のように風の流れやそういったことを考えれば、30キロ圏外が必ずしも安全かと言われれば、それは市町村の立場から言いますと確約はできないと思います。ただ、万が一事故が起きたときに、一義的にどこに避難するかということを県のほうは想定して避難計画を立てていると思います。

また、こちらの市町村も、1人2平米の面積割でというのは議員のご指摘のとおりでございますけれども、市町村としても、その避難をされた方をどのように受け入れていくのかというのが、これから考えていく大きな課題ではあろうかと私は考えております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

難しい課題だというふうに言っていますが、そういう意味では、国はこの避難計画、自治体に丸投げでしょう。これを再稼動の条件にすらしていないというところにも問題がありますよね。

福井判決は、原発の技術、この危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったというふうに言っているんですね。原発において一旦発生した事故は、時の経過に従って拡大していくという性質を持つ。このことはほかの技術とは異なる、原発事故に内在する本質的な危険が存在しているというふうに言っています。

今副市長が言ったように、放射能雲、プルームですね。それが風の流れによってどちらに行くかわからない。スピーディが十分に公開されないまま飯舘村に大きな被害を、また相馬市もそう

ですね。そういうことがある。逆に、県南のほうにも放射能雲が来まして、県南地域、そして千葉のほうも放射性の物質が降り注いだという現実があるわけですね。そういう意味では、県南地域といっても安全ではないというふうに想定されるわけですね。これは余り聞いても答えが返ってこないようではありますが、県南地域だから安全だというふうには思わないと思うんですが、そこら辺はどうですか。

○議長（鈴木良道君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

先ほど申しましたように、風の流れとかそういったもの、また東海原発の事故の規模、そういったものによりまして、必ずしも30キロ圏外が安全だということではありません。ただ、30キロ圏内に比べれば事故の被害といえますか、そういったものは少しは軽減されるかもしれません。そういったものに対して一義的に、先ほど言いましたように、30キロ圏内の住民を受け入れる体制はどこの市町村でも持たなくてはならないと思っています。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

放射線の影響というか、放射能の影響というのは結構長く続くというのを私述べました。セシウム134、137、これによって半減期がセシウム134は2年ですが、137は30年ということですので、低減率も変わっているんですが、これは阿見町と小美玉市のホームページで食品農産物の放射線測定結果というのが出ているんですね。特にタケノコ、原木シイタケ、これがしっかり載ってまして、例えば小美玉のホームページでは、平成24年4月のタケノコは平均72ベクレルなんです。25年は40件は不検出だけれども、38件が平均29ベクレル、約30ベクレルですね。原木シイタケは平均246ベクレルというふうになって、今、26年度はまた件数は少なくなっております。

実は、去年ですか、私が、環境経済部長だったかな、食品の検査をどんな場所でもやるべきだと。もらったものでもというふうに話しましたが、それについて頑なに拒んだのが、逆に市長が、それはおかしいんじゃないかということで、どこでも、もらいものであってもやるべきだというふうにおっしゃった経過がありますね。そのときに、実は市がやってくれなかったんで、私がひたち野の産直センターに頼みましたら、タケノコが33ベクレルなんですね。これを見ると、去年ですから30ベクレル、非常に近いと。一方、原木シイタケですね、これは生シイタケなんですが、物すごく高かった、587ベクレルだったということなんですね。

ところが当市では、こういう表示、不検出ばかりで、検出された実績が載っていないんですが、どういうわけですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

当市のホームページの掲載についてご説明いたします。

農産物を対象とした市の無料の放射性物質検査については随時受け付けをしているところでございます。その中で、関係団体等で検査依頼がありました農産物の検査結果については、先方の

了解を得てホームページで掲載をしております。ただ、出荷制限をされているものについては、放射性物質検査を実施はしておりますが、市のホームページへは掲載しておりません。そういうことでございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

やはりどういうものが持ち込まれて、この食品でベクレルが出ていけば公開するべきだと。小美玉市、それから阿見がきちっと出しているんですね。これ出すべきだと思いますが、どうでしょうか。検討できませんか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

佐藤議員さんのほうから、近隣の市町村でもホームページに掲載しているということでございますので、今後、さらに近隣の調査をいたしまして、それに沿って検討をしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時39分

再 開 午後 2時49分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

まとめということになっちゃいますが、これは土浦の科学者グループでつくっている土浦まちづくり市民の会放射線測定グループの方が作成したやつなんですね。放射線量は減ってきたが、低減スピードが鈍化している。今述べましたように、セシウム134は半減期が2年、セシウム137は30年ということですので、1ミリシーベルトだったのが、今データ的には、ことしの6月28日だと大体0.5をちょっと上がるという状況ですね。それがだんだん下がるケースが短くなると、低減率が低くなるということですね。ですから、内部被曝ということも十分に気をつけなきゃいけないということで、継続した放射線量の測定なり、きちっとした、自分らが食べるものは気になつたらまずはかるということが必要だということだと思います。

それでは次に、職員の人事の問題を言います。

その前に、「カワウチ」原発、あれは「センダイ」原発です。どうもすみません。訂正したいと思います。

この職員の不祥事が続いていますけれども、ちょっとお聞きしますが、平成5年ぐらいから旧霞ヶ浦、旧千代田を区分して大体何人ぐらい採用しているか、調査結果を教えてください。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えいたします。

平成5年度以降ということでございまして、合併前までの数字を調べてございます。旧霞ヶ浦町では62人、千代田町では90人採用がございました。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

公金横領事件を起こした2人の職員いますね、これは旧千代田町時代に採用されたかなと私は思うんですが、この方たちは、新卒なのか、いわゆる会社に行って途中でこういう採用になったのか、これについて、ちょっと調べた結果を教えてくださいませんか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ご指摘の職員でございますが、平成9年度と16年度に採用をされております。2人とも民間の企業に勤務をいたしておりまして、その後、臨時職員として任用されております。そして採用試験を受験して、合格して採用になったというような経過でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

いろいろうわさが出ておりますが、このように、やはり途中で採用している、また臨時で採用して、その後試験を受けて正式採用になっているというような形にはなっていると思いますが、特に平成16年は合併前ですね、このときは10人、千代田は採用しているんですね。二桁。何と平成14年から16年にかけて10人、11人、10人。すごく大きいですね。こういうことがやっぱり指摘されるのかなど。そういう意味では、採用の仕方については、今後きっちりとした対応をしていただきたいと思いますが、市長、どういう考えでおられますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

職員採用につきましては、言うまでもなく公平で公正で、しかも資質のある職員を採用することが基本でございます。そのため、先ほど副市長が答弁の中で申し上げましたように、教養試験、それから作文、口述等も含めて、総合的な判断の中で現在はやっております。そういったことで、しっかりと市の将来を担える職員の採用について、今後進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

そのようにお願いしたいと思います。

それでは、非常に問題のある納税対策のことについてなんですが、市の職員の対応ですね、相談者は、市の職員から「滞納している人間は俺ら以下だと。裁判でも何でもすればいい」というふうに語ったそうです。私は、そのときに担当者に聞きましたが、それは言っていないと。裁判でも何でもというのは、手続に従って粛々とやることの意味を言ったんだというふうに言っていました。

しかし、この方は、いつもこのような態度ではないと、もっと上からの目線で話しているというふうにはっきり言っていました。私が立ち会った段階でも担当者は、納税の意思や資力が総合的に判断して、あなたの分は差し押さえると。あなたと話しても平行線だと。差し押さえすれば終わる話だと。どなたと一緒に来ても同じだと、お話ししようがない。こういう態度をとったんですね。納税相談に来ていて、延滞金の問題で相談をしているときに、もうこれ、差し押さえれば済むことだというふうに簡単に言っているんですか。こういう市の職員の対応、どうですか。

市民部長はどうお考えですか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

私も、まだその件については本人から聞き取り等いたしまして、言った言わないの話にはなってくると思うんですが、本人は仕事熱心の余り、つつい口調がきつくなることもあるとは思いますが、もしそういうことを言ったとすれば、職員の接遇としてもちょっと問題があるので、その辺は検証の余地があるとは思いますが、本人は、多くのきちっと納めている納税者のためという観点から、多少言葉がきつくなったのかなと推測されます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

いずれにしても、この方は持病を持っていらっしゃるわけですね。異議申し立てを出しておられて、その中に、十分な資力があるからというふうに言われるけれども、10年前から糖尿病を患っており、インスリンや検査料、注射など医療費はふえて、目は網膜症も発症していて、目薬など高額な薬価代も必要なことから、人命最優先と考えますので、今回何とかというような願いはできませんかという異議申し立てをいたしておるようです。

そうしたら、8月27日にこの異議申し立てを却下しているんですね、棄却ですか。再弁明書が来ているんですが、医療費を確保できるよう配慮して納付を決定していないとの主張については、そもそも配慮の義務はなく、分割納入を認められる納付計画を提示して誓約するか、給料差し押さえの滞納処分を執行される以外に選択肢がないと。

いろいろ書いてありますが、そもそもこの問題を人命にかかわる重大な問題であると主張しているが、延滞金が減免にならないこととの直接的な因果関係は一切ないとも書いてある。徴収緩和制度をどんなに拡大解釈しても、そのどれも該当しないため、減免不承認を決定している。医療費が必要不可分との主張に固執しているようだが、今回の延滞金免除不承認の決定においては、判断基準としては一切関係ないというふうな再弁明書なるものを送ってきたんですね。

私は、市民の命と暮らしを守るという立場、これは大事だと。もし今言った糖尿病なり、目の

問題なり、これが悪化した場合は働けなくなるわけでしょう。この方は運転手だそうです。そうになったら元も子もないじゃないですか。一体、こういう病気について、市職員が医者と同じように判断することはできるんですか。どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

何分、個人情報ですので、余り詳しくは申し上げられませんが、本人からの生活状況の一覧とかを提出していただきまして、その中で給与に占めるいろんな支出の割合等を見させてもらいましたが、医療費につきましては3、4、5月と1万8000円から3万円の間となっております。そのほかに支出状況を見ますと、ちょっと携帯代が高かったり、家賃が高額だったりする面もございいますので、まずは生活の見直しの中でいろんな問題は解決するのかなと、私はこれを見て率直に感じました。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

市民部長は、疾病等の条件、そういうことも上げられましたよね、減免についてはね。こういう意味では、疾病という条件に近いというふうに思うんですね。やっぱりそういうところを考慮しないと、彼が働けなくなったといたら重大な問題ですよ。

とにかく差し押さえる、こんな話をした。払え、払えと。でも気に食わなくなると態度を急変する。こういう対応では、みんな怖くて納税相談に行けなくなっちゃいますよ。そうしたら、何と言ったと思いますか。納税相談に来る人は、もう最初からお願いベースだから、上から目線になっちゃうのは当然だというような言い方をしたんですよ。こういう態度ってありますか。

私ね、すばらしい挨拶を紹介したいと思います。6月1日、ことしですが、まちづくり学校というのがあるんですね。このときに、開催地の高杉 徹、坪井 透じゃなくてね。市長の歓迎挨拶が、「私は部課長会議のときに、自治体の目的は何なのか、あるいは自治体で働く職員は何のために仕事をしているのかということをよく話しています。その中でたった一つのことをいつも言います。自治体の役割は、そして何のために職員は働くのか。それは社会的弱者を救うこと、弱い人を救うことが自治体の一番大切な役割です。それは民間サービスではできないことです。公的なサービスはしっかりと行われる最も中心的な課題が社会的弱者を救済することであり、そのことに力を入れることだ。職員の皆さんの根本的な使命なんですよ」というふうに述べているんですね。こういうポリシーを持っている地方自治体の首長、すばらしいと思います。市長どうですか、この高杉 徹さんの、市長の挨拶について、この滞納の問題も含めて、関連してお答えいただけますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

まず、滞納者の取り扱いでありますけれども、滞納者はそれぞれの事情の中で滞納しているわけでありまして、それが本当に、今佐藤議員が言われているように病気であったり、いたし方ない立場であったりする場合と、あと、ややもすれば、払える余裕があるのに払わないという場合もあるわけでありまして、その辺の判断については大変難しいわけではありますが、適切な職員の指導を通して、上から目線ではよくありませんので、その立場になって指導できるような体制はとっていきたいと思います。

それから、政治に対する考え方、今ご披露いただいた市長さんの話でありますけれども、私も、政治の基本は、やっぱり社会にはいろんな方がいます。そういう中で、強い人、弱い人いるわけでありまして、そういった谷間をいかに平均化していくかといいますか、そういったものが基本的な行政社会の役割でありますので、政治の役割でありますので、そういった気持ちで、私も微力ながら取り組ませていただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ありがとうございます。

こういう弱者をいかに救うかという立場でやっている職員が常にそういう立場でいけば、恐らく大きな皆さんの支持も集まるかなと。今回給料がちょっと上がりますね、もとに戻るのか、そういうことについても批判が出てなくなるというふうに思うんですね。

それでは、子育て支援のほうにいきますが、さくら保育所の問題についてちょっとお聞きしますが、来年の4月1日から子ども・子育て支援新制度が始まるんですね。しかし、保護者を初め、保育関係者には新制度の内容が十分に届いていません。私は、この新制度は大いに問題があるというふうに思っていますが、具体的には議案質疑の中で述べますが、新制度がどうなるかも見きわめて、さくら保育所の閉所を考えるべきだというふうに私思うんです。話し合いということも大事ですが。

特に、新制度における保育の供給体制、これ市町村で策定される子ども・子育て支援事業計画に託されております。これは5年後の子どもの人数の推計及び親の就労意向など、アンケートに基づいて保育量の推計を行って、その供給のあり方を今年度末に策定するということになっていきますね。そういう意味では、待機児がいるということですよ。特にゼロ歳児から2歳児。こういう意味ではかなりの保育量が見込まれると思うんですが、こういう保育量を何によって供給するかというのが問われているんです。民間に任せればよいということじゃなくて、24条第1項というのは残りました。市町村の実施義務というのがね。

そういう意味では、この新制度の供給体制、こういうこともあわせてお考えになることが必要だと思いますが、市長、どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

まず、さくら保育所の問題の前に、現在の保育行政、議員さんご承知のとおり、国全体が民営化の方向にいてまして、そういった中で、我々としましても、かつては全てが公費で賄って

きたわけでありますが、そういう流れの中で、民間でできれば民間というような形を、国の中で今回判断するものでございます。

しかも、前市政の段階で民間の施設を現実にもうつくってしまっている中で、大変難しい判断を我々は考えています。しかしながら、そこに入所されている保護者の皆様方、その気持ちを大前提にして十分話し合いをして、そして今の保育行政の事情も話をした中にご理解をいただきながら、私は閉所する方向で考えざるを得ないのかなというふうに考えておりまして、先ほど答弁させていただいた状況でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

民営化、民営化と言って、民営化が全てだということじゃないんですよ。24条第1項が残ったんですよ。多くの皆さんの、保育者の要望とかね、運動で。やっぱりちゃんと公的な責任をきちっと守るということが今回法律で残ったわけですよ。そういう観点で、実際に保育の量というのを決めて考えるということでもありますから、そういうことも含めてどうですかと言っているんです。どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

そういった保育行政につきまして、公的な立場でやらなければならないこと、それから民間に任せたほうがいい部分、それぞれあると思います。そういったものは十分に検証しながら、今後市政を進めていきたい。それから保育行政についてもそういうことで進めていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それから、保健福祉部長にお聞きしますが、前回、木村さんが保健福祉部長のときに、私がこのことについて定員は15人ですよと。条例は改正していないわけですからね、15人は15人なんですよ。途中で産休明けで入るといった人たちがいるんですよ。当然でしょう。ところが残念ながら、なかなか入れてくれないというので、千代田保育園に振り分けられたそうですが、千代田保育園は来年度、認定こども園というふうになるというふう聞いていますが、どうですか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

現在、そのようなことで進めている状況です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

「新制度認定こども園説明会、不安の声が続々」、これが現実なんですよ。恒例になったらど

うなのか、直接契約ですからね。幾ら市町村があっせんをしたとしても、直接契約ですから大きな問題になるわけです。

特に、今回のさくら保育所の場合は、まだ実施前ですよ。まだ産休明けでさくら保育所に入りたいという人がいるんですよ。どうするんですか。定員をきちっと守るんですか、守らないんですか。答弁をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

先ほども申し上げましたが、今年度の受け入れにつきましては前年度秋口あたりから新年度の受け入れ情報としての……

[佐藤議員「同じ答えはしなくてもいいよ」と呼ぶ]

○保健福祉部長（金田克彦君）

現在では、全体の保育、待機児童の数としましては、さくら保育所だけではなく、ほかの民間を含めた中での枠の中では確保される児童数となっておりますので、民間のほうへの入所のほうは進めている状況にあります。

現在は、そのような中では、新たに現在初めて運営しているところですが、現況では、まだ不足しているというようなものにはならないために、受け入れを現在は行っていない状況にあります。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

定員は変更していないんですよ、それを守るんですか、守らないんですかと聞いているんですよ。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

定員につきましては、先ほども申しましたが15名というようなことで、ホームページ等にも現在まで掲載されております。このようなことが保護者にとっては誤解を招く原因かと思っておりますので、今後は、その可能な定員については、ホームページ等で可能な人数、またはそれにかわるような表現をとりまして、現況の受け入れ態勢について提示したいと考えております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

これ、定員は勝手に変えられるんですか。これは。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

規則の中では、保育所の定員、さくら保育所につきましては180名というような定員枠という

ようなことでなっております。ゼロ歳児から5歳児までに関しまして何歳というような決まりではございません。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

今ね、もう連続して産休明けの人がさくら保育所に今度は入れてもらいたいということが出てきているわけでしょう。それを、公的な責任を放棄するというのは、これ責任逃れですよ。

実際には、行政不服審査、または行政訴訟も不服申し立てもできるわけですよ。こういう事態でも、実際には杉並区だとか、ああいうところで起きているわけですよ。ちゃんと受け入れる定員が15人なのに、勝手に変えるというのは、これは認められないですよ。もう一度答弁してください。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

何度も申し上げますが、前年の秋口あたりから来年度の枠、人数等を示した中での募集をしてございます。そのような募集の中から、民間保育所の活用なども図りまして、さくら保育所の受け入れ人数等を決めていくわけでございますが、その中で保育士等の職員の割り振り、または保育に当たる保育スペースの確保、それらの考慮をしまして4月からは運営していくことになってますが、そのような状況の中での途中入所ということが、なかなか現況では難しい状況でございます。

ただいま議員さんからご指摘のことにつきましては、今後また、そういうような形での入所申し込み等が多く発生し、また民間保育所を含めましての受け入れ枠がないというような状況になりましたときには、受け入れ態勢のほうを整えていきたいというようなことで考えております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

なかなかちがが明かないんで、市長答弁願いたいと思うんですけども、千代田保育園が来年認定こども園になるわけでしょう。そうすると直接契約になるんですよ。公的な責任という点では違うんですね。ところが、さくら保育所もしくは認可保育所は公的保育になってくるわけですね。そういう関係もあるんですよ。だから千代田保育園に持っていけばいいというわけじゃないんですよ。そういう点で、まだこのさくら保育所があるわけです。これについて市長、今同じような答えばかりやっていますので、前向きな答弁をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

まず、公的な保育所につきましては、さくら保育所も含めましてどうしていくかということは、私どもこれから検討しなくちゃならないというふうに思っています。ただ、さくら保育所につき

ましては、先ほど答弁で申し上げましたように、考え方としましては、民間移行の中で、当然私立の保育所もできているわけでありますから、さくらについては、手順はいろいろ検討しながら、しかも保護者の皆さんと十分に議論して、ご要望等もいただいておりますので、その辺を考えながら検証して、ただ、公的な役割全体としては、検討する中で、どう担っていけばいいのか、我々行政としても、そういった面でもしっかりとした保育行政が、民間でできないような部分をカバーできるような形のものとはっていききたいなというふうに考えています。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

なかなかいい答弁が出ないんで、恐らくこの保護者の方はがっかりするんじゃないかなというふうに、残念でなりません。

子どもの医療費の無料化の問題なんですが、市長は、安易な受診がふえ医療費がかさむというようなご意見でしょうが、その無料化を実施した群馬県では、医療機関や多くの医師は、実際には患者数はほとんど変わらないと。むしろ早期受診で医療費は抑えられていると語っているんですね。市は厳しい財政だと言いますが、そしてまた、より少ない財源で、より効果的な方策と言いましたが、そんなに簡単なことにはならないんですよ。やっぱりきちんと財源を投入する必要があるんですよ。

今、市の財政調整基金は、平成25年度の決算で見ますと15億2400万円ですよ。近隣の市町村を勘案するというんじゃなくて、子育てしやすい市として当市が率先してやるべきではないかと思うんですが、市長、どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

医療無料化につきましては、先ほどもお話し申し上げましたように、基本的にはいいことであると思いますけれども、また財政の問題が1つございます。そういったものもございまして、県の拡大はされましたけれども、近隣市町村とも十分に状況を検討させていただきまして、対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

市民部長、財源の金額言ったっけ。無料化するには財源幾らか質問しているから、あれ、聞き逃しちゃったかな。ちゃんと答弁して。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

ご質問の自己負担も所得制限もなくした場合の予測される財源ですが、平成25年の実績ベースで申し上げますと、所得制限を撤廃した場合の影響額は約2800万円になります。さらに、外来自

己負担額が1300万円となります。

しかしながら、県から対象年齢拡大によりまして補助金の増加が約600万円見込まれますので、差し引きしますと約3500万円の増加となります。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

そういう答弁を受けて財政調整基金というと数字がかみ合うんですね。今言ったように、15億円という財政調整基金があるわけですから、もう子育てしやすいかすみがうらと、率先してやるべきだというふうに思いますが、市長、改めて、今の財源3500万ですよ、年間。15億円財政調整基金あるんですよ。どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

財政調整基金も含めまして、それから医療無料化の負担も含めまして総合的に検討させていただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

なかなかはっきりとした答弁がないので、あと時間がなくて国保にいけないなというふうに思いますが、国保については、審議の中でもまたいろいろやりたいと思いますが、特に学校給食の無料化については、今は財源的に難しいということを行いました、給食の無料化を1年——これ去年の10月22日の下野新聞の記事なんです、大田原市では実際やって、非常に子育てには有利だという、こういう回答があったそうです。やはりこういう子育て支援というのをしていくべきだというふうに私は思います。

特に、「新婦人しんぶん」というのがあるんですが、ここで高3までの医療費・給食無料、子育て応援のまち埼玉滑川町というのがあるんですね。この滑川町には結婚してから住んでいて、12月に3人目が生まれる予定です。医療費もかからないし、給食も無料で子育てしやすいというふうに言って、給食費の無料化は子どもの貧困が深刻な中で全国的に注目されていますと。町政が変わったというふうに言っているんですね。

特にここの吉田町長さんは、環境・教育・福祉・平和・健康この5本の柱を据えて、住民アンケートで住民の意見を聞いて、緊急性の高いものから実現してきたそうであります。首長にやる気があれば、予算の使い方は住民のために変えられるというふうに吉田町長が言っております。

そういう意味では、この滑川町が財政的にやっていけるのは、大きいホールや無駄なものをつくっていない、いわゆる箱物をしていないからだとも語っております。

そういう意味では、有効に財源を活用して、子育てしやすいというようなこういう環境をつくるということが必要だと思いますが、改めて市長の答弁を求めたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

給食の無料化が子育ての有効な手段の一つであるということは認識をいたしております。

ただ、何回も申し上げましたように、今、本市におきましても、他町村と同様に、大変少子高齢化社会が進展をしております。そういう中で、今後、財政的な構造といいますか、そういったものの弾力性を持たせるためにも、ある程度余裕がないと総合的なまちづくりができませんので、そういった中で一つだけにといいきませんので、総合的に判断しながら、今後はそういったものについても検討し、国の制度、県の制度、そういったものを注視しながら子育て応援の事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

国保のことについては、なかなか次にいきません。あと時間がありませんが、やはり無駄な公共事業というか、広島であるような災害が起きました。やはり雪入でもああいう土砂崩れが起きたという経験もありますので、やはりそういう意味では、きちっとした検証をして、大型公共事業をやめるということを求めて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

続いて、休会についてお諮りいたします。

あす9月9日は休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次回は9月10日の定刻から会議を開き、引き続き一般質問及び所信表明に対する質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時28分

平成26年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第3号

平成26年9月10日(水曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	来 栖 丈 治 君	9番	佐 藤 文 雄 君
2番	小 倉 博 君	10番	中 根 光 男 君
3番	川 村 成 二 君	11番	鈴 木 良 道 君
4番	岡 崎 勉 君	12番	小座野 定 信 君
5番	山 本 文 雄 君	13番	矢 口 龍 人 君
6番	田 谷 文 子 君	14番	藤 井 裕 一 君
7番	小松崎 誠 君	15番	山 内 庄兵衛 君
8番	加 固 豊 治 君	16番	廣 瀬 義 彰 君

欠席議員 な し

出席説明者

市 長	坪 井 透 君	環境経済部長 (併)農業委員会 事務局長	根 本 一 良 君
副 市 長	石 川 眞 澄 君	土 木 部 長	渡 辺 泰 二 君
市長公室長	木 村 義 雄 君	会 計 管 理 者	高 田 忠 君
総 務 部 長	小松塚 隆 雄 君	消 防 長	井 坂 沢 守 君
市 民 部 長	板 垣 英 明 君	教 育 部 長	飯 田 泰 寛 君
保健福祉部長	金 田 克 彦 君	水道事務所長	田 崎 清 君

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長 君 山 悟
〃	補 佐 乾 文 彦
〃	係 長 小 池 陽 子
〃	係 長 杉 田 正 和

議事日程第3号

日程第 1 一般質問及び所信表明に対する質問

- (1) 中 根 光 男 議員
- (2) 来 栖 丈 治 議員

日程第 2 所信表明に対する質問

- (1) 田 谷 文 子 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問及び所信表明に対する質問

(1) 中根光男 議員

(2) 来栖丈治 議員

日程第 2 所信表明に対する質問

(1) 田谷文子 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	中根光男	1. 65歳以上の高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの助成について
		2. ふるさと納税について
		3. 防災倉庫の充実増設について
		4. 児童、生徒の迅速な救命救急に役立つ「子ども安心カード」の導入について
		5. 効果的な情報共有で虐待を防止する取り組みについて
		6. 小中学校のエアコン設置状況について
(2)	来栖丈治	1. 協同病院へのアクセス道路の整備状況について
		2. 少子化対策について
		3. まちづくりについて
		4. 学校教育について
		5. 道路の安全確保について
		6. 介護保険について

本日の所信表明に対する質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	来栖丈治	1. 特産物のブランド化、6次産業の推進について
		2. さくら保育所の今後の対応について
		3. 千代田地区の小中学校統合問題について
(2)	田谷文子	1. 石岡地方斎場について
		2. 新治地方広域事務組合クリーンセンターの老朽化に伴う対策について
		3. 学校統合問題について

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

ただいまの出席議員数は、16名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立をいたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

会議において傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止をされておりますので、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は通告に基づき、市の一般事務についてたずね場です。

したがって、通告外の質問及び市政以外についての質問は認められませんので、ご注意ください。

また、所信表明に対する質問についても通告に基づき、質問の範囲に注意の上、各種法令を遵守した上で発言をしていただくことを求めます。

執行部に申し上げます。

能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁を心がけるようお願いをいたします。

日程第 1 一般質問及び所信表明に対する質問

○議長（鈴木良道君）

日程第 1、一般質問及び所信表明に対する質問を行います。

順次発言を許します。

10番 中根光男君。

[10番 中根光男君登壇]

○10番（中根光男君）

皆様、おはようございます。

平成26年第3回定例会に当たり、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

7月の市長選に当選されました坪井市長におかれましては、心よりお祝いを申し上げますとともに、市民のために尽力していただきたいことをお願い申し上げます。一般質問に入らせていただきます。

最初に、65歳以上の高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの助成についてお伺いいたします。

65歳以上の方がかかることのある肺炎球菌感染症の一つが肺炎であります。主な症状は、せき、発熱、たんなど風邪の症状と似ているため、肺炎は風邪をこじらせたものと考えられがちですが、肺炎と風邪は全く違うものであります。

肺炎では、細菌やウイルスなどの病原体が、酸素と二酸化炭素のガスの交換を行う肺胞に感染して炎症を起こします。このガス交換に障害が生じると、息切れだったり、黄色のたん、38度以上の高熱が続き、一般的な風邪よりも症状が悪化することが多くなります。

現在、肺炎は日本人の死因の中で、がん、心疾患に続いて第3位となり、年間で約12万人が亡くなっております。そのうちの96.8%が65歳以上であります。高度高齢化社会を迎えた今、肺炎予防の重要性が増しております。肺炎にかからないためには、ワクチン接種などの予防対策が必要であります。

その観点から、①肺炎球菌の助成の必要性について。

②助成限度額について。

③助成の取り組みはいつから実施するのかを伺います。

次に、ふるさと納税についてお伺いいたします。

日本一の宮崎牛1頭分の牛肉をお贈りしますと発信をいたしました。出身地や応援したい自治体に寄附を行うふるさと納税で、宮崎県三股町の取り組みが、現在、全国的に大きな反響を呼んでおります。同町では、ことし4月寄附者に対して、最大で宮崎牛1頭分の肉を贈る取り組みを始めたところ、受け付け直後に当初予定していた3頭分の計900万円もの寄附が集まりました。昨年度、同町のふるさと納税寄附金は847件でありましたが、本年は今までに1,257件、約4000万円に拡大をしております。宮崎牛の相乗効果もあり、ゴマや米など、町の特産を集めたコースも大人気となっております。

また、近隣の石岡市は、ふるさと納税を活用して歳入増に向けて取り組んだ結果、寄附金の歳入補正が1億9642万円に上りました。内容につきましては、選べる記念品、特産品の数をふやすなど取り組みを強化したとのことでありました。

また、行方市はわずか2カ月間で昨年度より約5倍も多い451件の寄附を集め、うれしい悲鳴を上げております。特に6月からは、行方市産のコシヒカリ米をラインアップに加えたところ、寄附金が殺到いたしました。今年度は早くも451件、426万円になっております。担当者は、発想の転換が鍵であると私に話をしておりました。

当市といたしましても、①現在のふるさと納税の状況につきまして、②取り組み状況と今後の具体的な推進についてお伺いいたします。

次に、防災倉庫の充実増設についてお伺いをいたします。

防災意識が高まる中で、設置基準の見直しや市民からの要望で各公園にも設置していただきたいとの声が多々寄せられております。今、設置してある防災倉庫は余りにも貧弱な倉庫でありますので、さらに検討しなければなりません。

①現在の防災倉庫の設置状況について。

②備品の総点検と充実について。

③防災倉庫のマップ配布と備品の内容について周知徹底をするためのチラシ配布についてお伺いをいたします。

次に、児童、生徒の迅速な救命救急に役立つ「子ども安心カード」の導入についてをお伺いいたします。

宮城県富谷町の教育委員会では、今年度から児童、生徒らの迅速な救命救急に役立つ子ども安心カードを導入いたしました。カードはA4判で、緊急時の使用について保護者の同意を得て、子どもの氏名や住所、電話番号、これまでかかった病気やアレルギー疾患の有無、服用中の薬、指定医療機関などを具体的に記載いたしております。学校で子どもの救急搬送が必要になったとき、教職員が同カードを救急隊員に提示し、その情報をもとにした迅速な対応に役立つことができます。このカードを職員室に保管をいたしまして、養護教諭が不在の場合であっても、他の先生もすぐに対応できるようになっております。1分1秒を争う緊急事態に、速やかに対応できるようになります。

①必要性和認識について。

②迅速な救命救急に役立つ「子ども安心カード」はすぐに導入していただきたく、取り組みについてお伺いをいたします。

次に、効果的な情報共有で虐待を防止する取り組みについてお伺いいたします。

今年5月、神奈川県厚木市で起きた児童が虐待によって衰弱死した事件がありました。児童相談所と市町村の情報集約によって、未然に防ぐことができたのではないかという指摘がされております。また、児童相談所と市町村の情報を共有するための要保護児童対策地域協議会が効果的に活用されていないのが実態であります。全ての市町村に設置された同協議会について、機能的な運営が必要であると思っております。

その観点から、①現在の虐待の状況について。

②児童相談所と市町村の情報と共有するための「要保護児童対策地域協議会」が効果的に活用について。

③今後の改善策、取り組みについてお伺いいたします。

最後に、小中学校のエアコン設置状況についてお伺いいたします。

児童の熱中症対策、学習環境向上のためにエアコンの導入、整備が必要であり、何よりも優先しなければならないことでもあります。

①設置していない学校について。

②設置した場合の試算について。

③いつまでに設置するのかをお伺いいたします。

以上で第1回の質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

中根議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、65歳以上の高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの助成については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

次に、2点目、ふるさと納税についてお答えをいたします。

最初に、1番、現在のふるさと納税の状況についてお答えをいたします。

ふるさと納税制度は、ふるさとに対し貢献、または応援をしたいという方々の思いを実現させるため、平成20年度の税制改正により創設をされ、本市におきましても、かすみがうら市ふるさと応援寄附と称し、平成20年6月から開始しているところでございます。

本市のふるさと応援寄附制度につきましては、本市に対しまして応援、または貢献したいという方からふるさと応援寄附金をお寄せいただく際には、寄附金の使途についてご意向をお伺いし、そのご意向にかなった事業に活用させていただいているところでございます。また、これまでご寄附をいただきました寄附金の受け入れ実績を申し上げますと、延べ37名の方々から総額863万5000円のご寄附を受け入れているところでございます。

なお、本年8月末時点におきます受け入れ実績につきましては、2件で2万円となっております。

す。

次に、2番、取り組み状況と、今後の具体的な推進についてお答えをいたします。

まず、取り組み状況でございますが、本制度の周知につきましては市のホームページのトップページに掲載をし、周知を図っているところでございます。また、寄附をお寄せいただきました方に礼状をお贈りいたしますとともに、寄附金の額に応じましたお礼の品を贈呈いたしております。

なお、お寄せいただきました寄附金を活用いたしまして、小中学校の図書整備事業、観光交流推進事業など、全庁を挙げて夢と希望を持てる個性豊かなまちづくりの推進に積極的に取り組んでいるところでございます。

また、本市における今後の具体的な推進でございますが、近年、多くの自治体におきましてふるさと納税制度を紹介、また案内するホームページが開設をされるなど、ふるさと納税制度が全国的に注目をされております。市といたしましても、今後お礼の品の拡充など、本市におけますふるさと応援寄附制度のさらなる推進を積極的に図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目、防災倉庫の充実増設につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、児童、生徒の迅速な救命救急に役立つ「子ども安心カード」の導入については、教育部長からの答弁とさせていただきます。

5点目、効果的な情報共有で虐待を防止する取り組みについては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

6点目、小中学校のエアコン設置状況につきましては、教育部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、中根議員さんのご質問にお答えいたします。

1点目の65歳以上の高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの助成についての1番、肺炎球菌ワクチンの助成の必要性について、また、2番の助成限度額についてのご質問にお答えします。

肺炎による死亡者は、平成23年に脳疾患による死亡者の数を上回り、日本人の死亡原因の第3位となりました。肺炎は、高齢者がかかると重症化しやすいことから、大変深刻な病気であり、肺炎を起こす最大の原因は肺炎球菌であるとされています。その予防には、肺炎球菌ワクチンの接種が有効であるとされており、肺炎球菌ワクチンを接種することにより、高齢者の健康を守り、感染してしまっても肺炎の重症化を高い確率で予防することができるとされているところです。

また、接種費用にかかる助成額につきましては土浦市や石岡市と同額で、定期も任意も同様に4,000円で計画をしているところでございます。

次に、1点目の3番、助成の取り組みはいつからかというご質問にお答えします。

去る7月2日、国において予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令が公布され、本年10月1日より高齢者肺炎球菌ワクチン接種が定期化されることになりました。高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種化については、平成26年度から平成30年度までを経過措置として65歳から5歳刻みの100歳までの方を対象として実施し、平成31年度から本格実施として65歳以上の方を対象としています。また、肺炎球菌ワクチンは個人の重症化予防を目指すB類疾病であることから、接種費用の約3割が交付税措置されることになる見込みであります。

本市は、国の制度に準じて、本年10月1日から高齢者肺炎球菌ワクチンの接種事業を実施し、ワクチン接種の勧奨に努めてまいります。また、あわせて高齢者の健康の維持等を考慮し、肺炎罹患を未然に防止するために、定期対象以外の66歳以上の高齢者についても、市独自の任意接種として申請に応じて助成をしたいと考えております。また、肺炎球菌ワクチン接種事業に係る予算につきましては、今定例会において補正予算を計上させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

続きまして、5点目、5番の効果的な情報共有で虐待を防止する取り組みについてでございます。

1番の効果的な情報共有で虐待を防止する取り組みについての現在の虐待の状況についてのご質問にお答えします。

平成25年度の全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は7万3765件に上り、児童虐待防止法施行前の平成11年度の約6.3倍と年々増加しております。本市の過去3年間の児童虐待の通告件数であります。平成23年度は18件、平成24年度は24件、平成25年度は19件と年々増加の傾向でございます。

内容といたしましては、身体、体をたたかれた跡があるといった身体的虐待が3件、保護の怠慢、拒否が11件、心理的虐待が5件という状況でございます。これらの事件は全て終息とはなりましたが、ケースワーカーや関係機関等による訪問指導を行うなど、再発防止に努めているところでございます。

本年度につきましては、4件の虐待事件が発生しており、うち3件は終息になっておりますが、1件については未解決でもあります。この事案につきましては、既に警察や児童相談所が介入するなど、子どもの安全確保を図っております。現在では、本市を含む関係機関による監視を行っている状況でもございます。

いずれにしましても、子どもの生命を守るために、要保護児童対策地域協議会などの関係機関を通しまして、総合的な見守り体制に向けて連携してまいりたいと考えております。

次に、5点目、2番、児童相談所と市町村の情報を共有するための要保護児童対策地域協議会が効果的に活用されているのかのご質問にお答えいたします。

市が設置する要保護児童対策地域協議会は、市内保育所、医療機関、私立保育所、警察、児童相談所、学校など23機関の関係者に参加をいただき、合同の研修会や事例検討会を適宜に実施するなど、情報の共有に努めているところでございます。特に、事案が発生した場合など、即時に関係者が対応できるよう、密接な関係をつくることが重要なことでもあり、本協議会が設置されていることにより、関係機関との連携におきましても複数の担当者間の信頼関係を築くなど、適切かつ効果的な運用をしているところでございます。

次に、5点目、3番、今後の改善策、取り組みについてお答えします。

児童相談所と市が連携して困難な事例検討をしながら情報共有をすることは、虐待などの早期発見や早い段階での支援につながりますので、これまで以上に強化していくこととしています。現在は、発達に障害のある子どもに対する医療・教育・健康・福祉の各分野が連携して対応できるよう相談事業を強化しております。今年度から新たに設置いたしました子ども未来室に配置された専門的な知識のある職員4名で巡回相談を実施し、保育所、保育園、保健センター、教育委員会、子ども未来室が連携して情報の共有を図っているところでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

3点目、1番、現在の防災倉庫の設置状況についてお答えをいたします。

市では、災害に強いまちづくりの一環といたしまして、災害発生時に避難場所となります各小中学校、わかぐり運動公園、体育センター、そしてやまゆり館に防災倉庫を設置して、災害用資機材等の備品を配備しているところでございます。防災倉庫は、現在、市内20カ所の避難場所に設置をしております。

防災倉庫の資機材の配備状況といたしましては、発電機、投光機、暖房機、扇風機、ラジオ、LEDランタン、食器セット、LEDライト、カセットコンロ、カセットガス、また簡易式トイレ、ガソリン、アルカリ乾電池、灯油を備蓄いたしまして、避難所の開設に備えているところでございます。

3点目、2番、備品の総点検と充実についてお答えをいたします。

備品の総点検につきましては、職員が2名で毎年点検を行っております。昨年は、11月17日に実施いたしました総合防災訓練で点検を行い、本年は11月9日に実施いたします総合防災訓練において点検を予定しております。

備品の充実につきましては、これまでの備品に加え、新たに避難所でのプライバシーを守ります間仕切りセットや保存食を購入しております。

今後におきましても、市民の皆様の意見を伺いながら、備品の充実に努めるとともに、防災倉庫の本体につきましてもより頑丈なものとし、より安全な場所へ設置することも含めまして、今後、検討してまいりたいと考えております。

3点目、3番、防災倉庫のマップ配布と備品内容を周知徹底するためのチラシの配布についてお答えいたします。

防災倉庫のマップの配布と備品の内容につきましては、防災ハンドブックと防災マップを作成いたしまして、市内全戸に配布をしたところでございますけれども、今後とも重ねて広報紙やホームページで周知を図ってまいりたいと思います。また、防災ハンドブック、または防災マップを万一紛失されてしまった方のために、千代田庁舎、霞ヶ浦庁舎、そして中央出張所に予備分をご用意してございます。また、防災ハンドブックと防災マップは、市のホームページからもダウンロードできるようになっておりますので、この点につきましても周知を図ってまいりたいと考

えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

私からは4点目、児童、生徒の迅速な救命救急に役立つ「子ども安心カード」の導入につきましてのご質問にお答えいたします。

まず、1番の必要性和認識についてお答えします。

子ども安心カードは、群馬県渋川市等で導入実施されております。カードは、市内の幼稚園、小中学校において病気やけが、アレルギーなどによる緊急時、救急車等による搬送の際に、幼稚園や学校と消防署が連携し、救急隊への速やかで適切な引き渡し、あるいは対応を図るために導入し、実施をされているものでございます。

カードには、議員のお話にありましたように、児童、生徒の氏名、保護者名、緊急連絡先、アレルギーの有無、これまでにかかった大きな病気などが記載をされ、緊急時に救急隊へカードを手渡すことによって情報を提供することを目的とし、保護者同意の上、作成されておるものと承知をしております。

次に、2番目の導入することの取り組みについてお答えいたします。

当市においては、各学校において健康調査票や健康手帳、学校生活管理指導表、緊急連絡カードなどによりまして、児童、生徒の健康管理を行っております。あわせて、緊急時に救急車が要請をした際には、この緊急連絡カード等を活用し、養護教諭、もしくは担任などが救急車に同乗しまして、救急隊員並びに搬送先の病院に対し、その内容を適切に伝達するなどの対応をすることとしてございます。

また、アレルギーによりアドレナリン自己注射薬、いわゆるエピペンを携帯する児童、生徒につきましては、毎年、年度初めに保護者からの同意をいただき、症状等を記載した学校生活管理指導表を消防署へ報告し、緊急時に備えているところであります。現時点においても、速やかに児童、生徒を救急隊へ引き渡せるよう努めているところでございます。

安心カードの導入については、学校現場における意見や消防署との連携、先進事例における効果などを検証しながら、今後、検討したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、6点目、小中学校のエアコンの設置状況についてお答えいたします。

まず1番、エアコンを設置していない学校についてのお尋ねについてお答えいたします。

空調設備未整備の学校につきましては、新治小学校、七会小学校、上佐谷小学校で、職員室、保健室を除く普通教室及び特別教室合わせて53教室が未整備となっております。また、下稲吉小学校中央校舎、いわゆる六角校舎でございますが、こちらと東校舎の7教室にもエアコンが整備されていない教室がございます。

次に、2番、設置した場合の試算についてお答えいたします。

平成25年度事業において、美並小学校及び霞ヶ浦中学校の大規模改造工事の実設計業務を行ったところでございます。それらの設計を参考に、空調設備工事のみの単価をもとに教室数を乗

じて試算しますと、新治小学校が18教室で約3000万円、七会小学校、21教室で3500万円、上佐谷小学校が14教室で約2300万円、下稲吉小学校は7教室で約1200万円、4校60教室合わせますと約1億円という試算でございます。

ただし、普通教室だけに絞った整備について工事を実施した場合の費用については、先ほどと同じように算出しますと、新治小、七会小及び上佐谷小の3校18教室で、およそ3000万円と試算するところでございます。

次に、3番、いつまでに設置するのかについてお答えいたします。

教育委員会としましては、市内全学校、全教室について空調設備の整備を行い、教育環境の公平性と、児童、生徒の健康管理を第一に考えた整備を進めているところでございます。

新治小学校、七会小学校、上佐谷小学校につきましては、学校の統合に合わせ整備するよう予定をしておりますが、現在のところ、当該小学校の統合については志筑・新治・七会・上佐谷統合小学校統合委員会が一時休止となったことから、平成27年度までに耐震性の劣る校舎の耐震工事を優先して実施することといたしました。ご質問の空調設備の整備については、今後、補助金の採択、財源等の確保、また小中学校適正規模化実施計画と調整を図りながら、検討したいと考えております。

なお、下稲吉小学校の未整備7教室の空調整備につきましては、下稲吉小学校中央校舎、東校舎改築工事とあわせまして、平成27年度から28年度において整備をする予定でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

10番 中根光男君。

○10番（中根光男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

最初に、肺炎球菌ワクチンにつきましては、国の制度のほうは5歳刻みということでありましてけれども、市独自に65歳以上は全員対象として、希望者には全部補助を出すという、そういう流れについては、私は本当に市民のためになる施策と大歓迎をいたしております。

そういう中で、再度確認したい点がございます。

まず、この肺炎球菌ワクチンの認識がしていない。私もつい最近までは認識しておりませんでして、ただ肺炎球菌というのはわかっておりましたけれども、どういう経過で肺炎に移行していくのかということは、全く理解をしていない状況でございました。しかし、今回の一般質問の中でさらに勉強した中で、やはり私は最初は風邪から肺に移行するのかなという、そういう認識がございましたけれども、やはりそれとは全く違うということが理解できまして、なおさらこの肺炎球菌のワクチンが必要であるということをさらに自覚をした、認識したわけでございます。

それで、ところでその中で、この肺炎球菌の内容も含めて、肺炎球菌というのはどういうふうな病気なのかということも含め、それからあと助成についての周知徹底ですね。周知徹底については助成の中身、それから医療機関、どこの医療機関でこれは対象になる。ワクチンをすれば補助対象になるのかという、そういう具体的な内容、それから補助金の支給に対しては、例えば医療機関で接種して、領収書を市に出して振り込みになるのか、そういう具体的なそういうふうな助成の中身も含めて、広報の中で周知徹底をしていただきたいと思いますと思いますが、その辺はどう考え

ているのか伺います。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

肺炎球菌感染症にかかりやすいというふうなことは、先ほど中根議員さんがおっしゃられておりましたが、高齢者の場合には特に免疫力が低下して体調を崩すなどしたときなどが、風邪を引いた後などでございますが、肺炎球菌による感染症の肺炎、髄膜炎などの症状を発することがあるというふうなことであります。また、この病気につきましては低年齢児、5歳未満から2歳未満の乳幼児の乳児に関しても特にかかりやすいというような病気のようにございます。

また、先ほども申しましたが、この病気にかかった場合には、ワクチンの接種が一番効果的であるというふうなことがうたわれております。

また、対象者でございますが、対象者につきましては国のほうでは5歳刻みというふうなことでなっておりますが、市は独自にその5歳刻みにかからない対象者全てを今年度は対象としております。それで、助成につきましては基本的には4,000円というふうなことでございますが、そのほかにも医師会によりましては事務手数料、または予診のみという方につきましては1,350円というような形で、その部分にも扶助費として支給するような形になります。また、この支給につきましては、医師会等へ直接こちら側から請求によりまして支払いをするというような内容でございます。

また、通知、周知に当たりましては、議会のほうでご承認をいただいて、すぐにそれから対象者全員に通知をお配りしたいというふうなことで考えてございます。

また、医療機関につきましては、石岡、土浦医師会が中心かと思いますが、その他の別の医師会等にかかった場合におきましても、それらの方も対象として支給をするというふうな考えでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

10番 中根光男君。

○10番（中根光男君）

内容についてはよく理解できましたので、やはり速やかにこの助成制度が確立できるように推進なり、周知徹底を図っていただければと思いますので、これはやはり市民が一番喜んでいることですので、本当に10月1日から実施ということは、本当に市民も喜んでいる次第であると思います。

次に、2点目のふるさと納税について。これはやはり余りにも、今までかすみがうら市としては停滞を続けてきたわけでありすけれども、そういう中で全国の各市町村においては、このふるさと納税のやはり自主財源の確保に躍起になっているわけでありすね。

石岡に問い合わせたところ、石岡もかなり1億9000万、約2億近いふるさと納税があつて、今回補正のほうか歳入に組み込んだわけでありす。そういう中に、やはりそれなりに努力をしているということですよ。ただ、ふるさと納税の制度があるからという丸投げではなくして、いかにこのかすみがうら市の魅力を発信していくか。

そして、これは私の提案でありますけれども、やはりこの寄附の謝礼品として、かすみがうら市は特産物がたくさんありますよね。そういう中で、梨とか、柿とか、ブドウとか、クリとか、レンコンとか、かすみがうら市産のコシヒカリ、それから水産加工品とか、サツマイモの乾燥芋とか、野菜の詰め合わせセットとか、いろいろと発信すればたくさんあるわけですよ。ラインアップに加えていくということが、全国に発信することによってかすみがうら市をPRもできるわけですよ。ただ、ふるさと納税、お金を集めるというだけではなくして、やはりかすみがうら市の魅力を発信するのが大きな目的でもあるわけです。そういう中で、かすみがうら市のそうすることによって商工業にも貢献していくし、いろいろな面で振興につながっていくわけです。こういう謝礼品についても地元産を利用するわけですから、これはいかにPRにつながっていくかということも認識していかないと、やはり今、全国でこのふるさと納税はみんな注目して、ネットで見ています。市によっては何十品項目もある。この寄附の金額によって、ちゃんと内容を具体的に掲載しているわけでありまして、今、多分かすみがうら市としてはどういうふうな景品ですか。湖山の宝くらいですか、ちょっと中身お願いします。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

ただいまご指摘をいただきました。確かにご指摘の各市町村の贈呈品につきましては、いろいろな高価なものとか、各地域の特産物、そういったものを納税された方に対してのお礼という形で贈っているという状況でもございます。当市の今の現状から言いますと、湖山の宝、あるいは帆引き船の絵はがき、これをセットとして納税者に対してのお礼を含めて贈っているという状況でございます。

○議長（鈴木良道君）

10番 中根光男君。

○10番（中根光男君）

中身については余りにもお粗末な内容でありまして、全く魅力のない内容でありますよね。これからは、やはりこの発信力が物を言うわけです。やはり、魅力ある発信力、それはやはり全国の人が注目しているわけです。宮崎牛の例をとって私は紹介しましたがけれども、ただ私は牛を3頭分、300万円あれば牛1頭という、そういう売り文句ですけども、これはやはり発信力があつたわけです。そのことにとって牛だけじゃなくて、いろいろな形でのこのふるさと納税が全国から集中して集まってきたという、別に牛だけが売り物じゃなくて、やはり牛を一つの目玉にして発信したというのが、すごい発想力かなと私は思っております。

かすみがうら市としても、私が今申し上げました内容も踏み入れながら、魅力ある内容をグレードアップして発信していただきたいことをお願いしたいと思います。できれば1億とか2億ぐらい集まるくらい。じゃ、要望でお願いいたします。

次に、3点目の防災倉庫については今の答弁で私は理解しておりますけれども、やはり避難所も含めての設置箇所の再度検証というか、中身の協議もしていく必要があると思いますので、防災倉庫については再度総合的に見直し、そしてまた新たな増設も含めて、各地域の区長さんも含めて検討して、安心安全を確保していただきたいと思っております。これも要望として申し上げます。

次に、4番目の児童、生徒の迅速な救命救急に役立つ「子ども安心カード」の導入については、これは渋川市以外でも全国で何カ所も実際に導入しているわけでありますけれども、現在、市でもそれに近寄ったものは利用しておりますけれども、私が申し上げているのは、もっとコンパクトなものをつくって、もっと見やすいもの。養護教員だけじゃなくして、やはりほかの先生もすぐに取り出せる。そして、わかりやすい内容に整理していくということで、先ほど答弁の中でも消防と協議して進めていくというような内容もありましたけれども、消防も絡んでいただいて、ぜひともこの子どもの安心安全というのを、カードをつくり上げていただければと思いますので、これも要望として申し上げます。

それから、5番目についての効果的な情報共有で虐待を防止する取り組みについてですが、これについてもやはり私のほうにも何件か虐待についての相談もありました。中身的なこと、個人的なプライバシーもございますので申し上げられませんが、やはりその情報を得たというのは、その隣近所の人からの情報だったんですね。だから、やはりこの情報の収集についてですが、今までの虐待の情報についてはどのような情報収集が多かったのか、ちょっとその中身を再度確認したいと思います。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

今までの情報収集、現在もそのような形ですが、一番は保護者、または保育所、幼稚園などからの情報の提供、それとまた保護者でも父親、母親といる場合に、通常であれば暴力などにおける虐待については父親方からの虐待が多いというふうなことから、母親による情報の提供相談というふうなことが主であります。

○議長（鈴木良道君）

10番 中根光男君。

○10番（中根光男君）

それでは、再度要望として申し上げますけれども、この児童相談所とこの福祉士とが定期的に一度、福祉の担当者とやはり連携を密にするということも私は大事かと思えますね。そういう中で、常にアンテナを高くして、そしてちょっとでもすぐ傾向があれば現場に走る。そしていろいろな情報を収集していくという、そういうものがないとなかなか水面下の問題が多いわけでありまして、これをやはり収集するというのは非常に至難のわざではありますけれども、やはり真剣に向き合っていけば、そういう情報の収集はできるかなと私は思いますので、その辺も再度取り組みをお願いしたいと思います。

それでは、6点目のきょう私の一番の本命でありますけれども、この小中学校のエアコンの設置状況を先ほど伺いましたけれども、やはり特に統廃合を前提としたこの上佐谷小、新治小、それから七会小がまだ普通教室にエアコンが設置していないという状況で、きょうは保護者の代表の方も何人か見えております。そういう中で、やはり子どもさんの環境の整備と、そして何よりも優先する事業であると私は思います。ほかの事業を削ってでも子どもたちの教育環境を整備してやるというのが私は行政の責任であるし、これは当然のことだと私は思っているわけです。

そういう中で、私が申し上げているのは全教室にエアコンを入れていただきたいという内容で

はありません。普通教室のみ、まずは設置していただきたい。こちらの3校だけであれば約3000万ぐらいで済むわけですよ。耐用年数も10年ぐらいあるんじゃないでしょうか、あれを設置すれば。統廃合もいつになるかわからない状況になってまいりましたし、統合の結論が出るまで待つというのは余りにも酷な話でありまして、やはり一日も早くエアコンを設置して、冬はストーブを利用して上は暖かいんですが、足元がすごく冷えている状況。私も現場何回か行きましたけれども、ましてや片方は足元から首まで暖かい中で勉強している。そういう中で片方は余りにも、不平等さを私は感じたわけです。それから私は、この新年度の予算の中で3000万ですか、何としてもこの新年度の予算に盛り込むことを前提に協議していく、そのことを市長に約束していただきたいと思うんですが、市長の決意、考えを再度伺います。明快な答弁、責任ある答弁を求めます。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ただいま中根議員から、小学校のエアコンの整備がおこなわれている部分について整備をお願いしたいというご要望がございました。私も特に千代田地区の3校については、そういった状況でおこなわれていることに対する認識はいたしております。そういった中で、現在、内部でもいろいろ検討も進めている状況でございまして、子どもたちの学びやすい環境向上といいますか、そういった視点からも早急に検討しながら、前向きな形で検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

10番 中根光男君。

○10番（中根光男君）

それでは、しつこいようですが再度質問をしますけれども、要するに認識としてはやはり新年度の中に盛り込んでいくということを前提とした、そういう方向で認識してよろしいのかどうか、再度伺います。やはり、具体的なことが見えていけませんので、やはりそれを前提に協議していく、そういう答弁をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

そのように認識をいたしております。検討してまいりたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

10番 中根光男君。

○10番（中根光男君）

それでは、そういう方向ということの結論を出していただきましたので、これは保護者の代表もきょう見えておりますので、そのことについては責任を持ってお願いをしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。大変にありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

10番 中根光男君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時02分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

1番 来栖丈治君。

[1番 来栖丈治君登壇]

○1番（来栖丈治君）

こんにちは。

坪井市長には、ご当選まことにおめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。

私自身も7月13日の市議会議員の補欠選挙におきまして、当選の榮に浴し、この場に立たせていただいております。これまでの青年団での活動やPTA、公民館での活動などを生かし、また、行政の一員としての経験を最大限に生かしながら、真っすぐに、前向きに、住民一人一人にとって、大好きなかすみがうら市になるよう議員活動を進めていくことで、多くの皆様方のご支援やご期待に応じていきたいと存じます。諸先輩方のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いを申し上げます。

8月20日未明に広島市での大雨による土砂災害で犠牲になられた、行方不明者を含めた74名に対しまして、お悔やみを申し上げる次第であります。その際、消防職員の方が公務中に犠牲になられました。この3月まで自治体に勤務していた者として、言葉にならない衝撃と悲しみを感じております。当市においても、いつこのような災害に直面するかわかりません。平時の際の危機管理の重要性を市全体で確認し合うとともに、公務中の事故なども想定した中で、慎重な職務遂行をお願いしたいと存じます。

早速、通告により一般質問をさせていただきます。

まず最初に、人口統計資料をもとに人口減少状況を申し上げます。合併前、平成16年4月1日現在、霞ヶ浦町の人口は1万8134人、千代田町2万7518人、合わせて4万5652人でしたが、10年経過後、平成26年4月1日現在では、4万3780人で1,872人の減少ということです。霞ヶ浦地区は4月1日現在です、1万6591人で1,543人の減少、千代田地区は2万7189人で329人の減少となっております。市としては95.9%、霞ヶ浦地区としては91.5%、千代田地区としては98.8%、霞ヶ浦地区は深刻に受けとめなければならないと思います。加えて、千代田地区におきましても、下稲吉地区、逆西地区を除いて計算しますと88.3%であり、あわせて深刻な状況と言えるかと存じます。

日本全体で人口減少時代に入ったわけですから、当市だけふえるような政策はないと思います。しかし、状況の分析をした上で何とか人口減少を食いとめる思いを持ち、住民の英知の結集、協力体制の整備など、夢を持って政治の世界に臨んでいきたいと思っております。

最初に、土浦市おおつ野地区に移転、開院予定されている土浦協同病院の関係で質問させていただきます。大病院がおおつ野地区に開院し、隣接する当かすみがうら市の市民生活に大きな安

心効果があると喜ばしいことでもあります。しかし、幹線道路として活用可能なのは国道354号線のほか、戸崎上稲吉線、湖岸線の県道ぐらいで、現在も354号線は朝晩混雑があり、また金曜日は特に混雑が続くと心配する声があります。そんな中でお伺いをいたします。

1点目は、新協同病院の開院時期とアクセス道路の現状と今後の方向について。2点目は、開院後の国道354号線の混雑緩和策の現状と今後の方向について。また、隣接の当市戸崎、加茂、深谷地区に協同病院効果を広げるようなまちづくりを期待する声が大きくなっております。私は50年に一度のビックチャンスと捉えて、協同病院効果をかすみがうら市のまちづくり計画策定というような流れに期待している観点から、3点目としてかすみがうら市民の安全安心効果の拡大策についてお伺いをいたします。

次に、少子化対策についてお伺いをいたします。

国立社会保障・人口問題研究所の予測で、2060年には日本の総人口が8670万人にまで減少する、出生率は1.35人のままで回復しない状況との報告があります。当市としても合併以降の人口減少、特に学校統合後の霞ヶ浦地区の人口減少が拍車をかけるのではないかという懸念などの声が聞かれます。人口減少、少子化などの問題は、このことと特定できる問題ではなく複雑に絡み合ったものですが、先進市町村では人口減少を食いとめたいと、自立したまちをつくりたいと、そのためには出生率向上のため若い世代の結婚対策、婚活に力を入れています。若い世代の定住化を狙いに、新婚家庭への借家補助や新居建設の際の税減免などの対策を講じている市町村もあります。

一方では、働き場所の確保、雇用などの難しい問題、若者の活動や出会いの場創出、結婚対策など成果の得がたい問題よりも、今ある子育て世代への政策、子育て支援政策が少子化対策と受けとめられている傾向もあります。子育て支援は大変耳ざわりのよい言葉ですから、各自治体総じて、子育て世代への直接支援、子育て世代への定住化戦略、子育て世代の誘導政策としてはすぐれていると思いますが、人口問題、少子化問題は解決に向かいません。過度の競争は、ばらまき制度になる可能性もあり、近隣市町村で同政策をとったならば、何ら意味がなくなり一時的効果になってしまう可能性があります。

私は、住民や職員が知恵を絞り、地域の総合力としてきめ細かな政策を束にして行わなければ、少子化や人口減少問題の改善につながらないと考えています。そこで、質問させていただきます。1点目は、当市の人口減少と出生率の現状、分析について。2点目は、少子化対策の今後の方向について。3点目は、子育て支援の現状と今後の方向についてお伺いいたします。

次に、まちづくりについてお伺いをいたします。

平成19年3月策定されたかすみがうら市総合計画において、市民と行政による協働のまちづくりが掲げられております。平成24年3月の後期計画においても、人材の育成や協働と参画によるまちづくりの推進システムの確立、団体活動の活性化のための情報収集と情報提供する仕組みの検討などが重点に上げられています。

しかし、当市の市民協働のまちづくりは耳ざわりのよい点から、たびたび、いろいろな計画の中に出てきますが、実際には市民参画がなかなか進まない現状と考えております。当市の進めているふるさと市民やふるさと大使事業などはすばらしい取り組みと言えますが、行政の姿勢が確立されないまま、市民や行政が対等でまちづくりを進めるという基本を、職員に対しても、市民や団体に対しても示せていない状況ではないかと考えております。

総合計画で重要政策と位置づけている市民協働のまちづくりの現状を明らかにする中で、地域住民による住民のためのまちづくりを再構築することや、活気のある若者のまちづくりに向けていくきっかけにしたいという思いから質問をいたします。

1点目は、市民協働のまちづくりの現状と今後の方向について。2点目は、若者のまちづくりへの参画状況と今後の方向について。3点目は、若者の出会いの場の現状と今後の方向について。4点目は、青年組織の組織率の現状と今後の方向について。5点目は、まちづくりへの市民参加の現状と今後の方向について、あわせてお伺いをいたします。

次に、学校教育についてお伺いをいたします。

この4月から霞ヶ浦地区の中学校が統合され、霞ヶ浦中学校として開校をいたしました。思春期の生徒たちはそれぞれに夢を抱き、新しい決意のもと学校生活に入ったことと存じます。先生方も、統合中学校ということで通常の学校とは違い、現場ではさまざまな問題、ご苦勞もあつたと存じます。そのような状況の中で、霞ヶ浦中学校の生徒の安全、安全通学が一番との思いから、生徒の様子や通学路、スクールバスの運行の状況を確認する中で、安全対策や指導について質問をいたします。

1番として、統合中学校の現状と今後の対策について。2番として、通学路の安全確保の現状と今後の方策について。3番として、スクールバスの安全確保の現状と今後の方策についてお伺いをいたします。あわせて、先日の新聞報道であったんですけれども、子どもの学力調査に関して、塾に通っている子どもとそうでない子どもの学力差があらわれ、2,000人の教職員の採用について予算化するような動きがあるということです。親の経済状況から、学力差が出ては困るといふことと推察しますが、そこでお伺いをいたします。当市の学習塾利用の現状と今後の方向性について、よろしくお伺いをいたします。

次に、道路の安全確保についてお伺いをいたします。

統合中学校のスクールバスが走るようになり、何人かの保護者の方から、道路にせり出た木や枝などはどうにかならないか、バスや大型トラックがよけて走行し、事故を起こす。住民が巻き込まれる。そんなことを怖がる、心配する、改善できないものかという話であります。私も子ども会やPTAの活動で、通学路の草刈りやコサ払いなど経験したことがあり、目につくことが多いのかもしれませんが、県西用水の道路沿いの山、あるいは家屋等のせり出た枝、公共施設でも桜の枝などが道路に出ているものがあります。スクールバスの運行、市民の安全にも大きな問題と考えております。

また、加茂から深谷に抜ける中学生の通学路がありますが、真夏の日中でも街灯の明かりがついている道路であります。保護者の方から、県西用水道路から南側、11ある街灯が2つ切れていると。また、道路沿いの木々の枝が道にせり出して、街灯よりも低いため、街灯があっても意味がないほど真っ暗な状態です。草も繁茂し、テレビや応接セットなどが捨てられており、不審者や連れ去りなど心配する声が日に日に聞かれるわけでございます。

また、県西用水道路の北側は道路拡幅が行われ、途中まで舗装工事が終了しておりますが、ことし残りの区間を、道路舗装工事を予定しているとは聞いておりますが、放置された状況でございます。南側についてはどうなっているのか心配する声も聞かれるところであります。

市管理の街灯の確認作業の問題、道路の安全走行、電線があるため電気の安全供給への危険性、

子どもの通学の安全、不法投棄と不法投棄が行われやすい環境の放置などが問題と考えております。また、善意ある通報者の電話がたらい回しになるケースがあり、協力者が批判者にかわる危険性も高いように心配されます。そのため、道路沿いの木の管理、市管理の街灯が役にしない状況、防災、環境、東電など巻き込んだ上で対応する仕組みがつかれないものかというものです。このような考えから、3点お伺いいたします。道路の安全確保の現状と今後の方策について。通学路の安全や市民の安全走行のための整備について。3番目として、環境面や防災の考え方を加えた整備の仕組みについて。

加えて、集落内の生活道路や農道に関し、区長要望などで対処している状況は承知し、お世話になっているところですが、私の集落内を見回しますと、壊れ出すとあっちもこっちもというようになってくる状況も考えられるため、改めて4番目として、市道、農道等の補修、整備の現状と今後の方向についてお伺いをいたします。

次に、介護保険についてお伺いいたします。

決算書から見ますと年々金額が増加し、利用者の増加や保険管理の立場から指導監督も多くあり、制度変更も増加する傾向と存じます。市町村みずから介護保険実施計画などの策定と、仕事量の増加に加え質の高さも求められており、現場職員はご苦労なさっていることと存じます。困っている住民を助ける大切な仕事でございますので、誇りを持って頑張っていたきたいと存じます。

そこで、わかぐり地域に老健施設が新しく建設中ということで、かすみがうら市民の介護保険利用者数と介護関係施設数の、現在バランスがよく整備されているかどうか確認するものです。また、介護関係施設ができると保険料が上がるというような認識が私の頭の中にあつたものですから、施設の規模により介護保険の保険料にどの程度影響するのかなど質問をさせていただきます。

1点目として、介護保険利用者と介護施設の整備状況の評価について。2点目は、介護保険料と施設整備の関連性について、あわせてお伺いします。

以上で一般質問の通告したものです。以上です。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

来栖議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、協同病院へのアクセス道路の整備状況の1番、協同病院の開院時期とアクセス道路の現状と今後の方向について及び1点目2番、開院後の国道354号の混雑緩和策の現状と今後の方向については、土木部長から。1点目3番、協同病院に関連したかすみがうら市民の安全安心効果の拡大策につきましては、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

次に、2点目、少子化対策についての1番、本市の人口減少と出生率の現状と分析について及び2点目2番、少子化対策の今後の方向については、市長公室長から。2点目3番、子育て支援の現状と今後の方向については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、まちづくりについての1番、市民協働のまちづくりの現状と今後の方向について、3点目2番、若者のまちづくりへの参画状況と今後の方向について、3点目3番、若者の出会いの場の現状と今後の方向について及び3点目4番、青年組織の組織率の現状と今後の方向については、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

次に、3点目5番、まちづくりへの市民参加の現状と今後の方向についてお答えをいたします。

市民一人一人がまちづくりの担い手として、市民を初め福祉や環境などの分野で積極的に取り組むNPO法人やボランティア団体、企業など、地域で活動するさまざまな団体がそれぞれ持つ特徴を生かして、行政と役割を分担しながら、現在まちづくりを推進しているところでございます。

本市が進めますまちづくりをより一層促すために、本年度から市民団体やNPO法人によるまちづくり活動を、積極的に支援をし、協働によるまちづくりを推進するため、一定の条件を満たしますまちづくりに対します助成事業を初め、市民団体やNPO法人の創意と工夫にあふれた自主的、主体的なまちづくり活動に期待しているところでございます。

また、魅力的で個性豊かなまちづくりの実現に向け、まちづくりの担い手となる人材をさらに発掘、育成の支援を進めていくとともに、まちづくりに関する基本条例など新たな制度の構築に力を入れていきたいと考えているところであります。

次の4点目、学校教育については、教育部長からの答弁とさせていただきます。

次に、5点目、道路の安全確保についての1番、道路の安全確保の現状と今後の方策については、総務部長から。5点目2番、通学路の安全や市民の安全走行のための整備について及び5点目3番、環境面や防災の考え方を加えた整備の仕組みづくりについて並びに5点目4番、市道の補修、整備の現状と今後の方向については、土木部長からの答弁とさせていただきます。

次に6点目、介護保険については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

来栖議員の質問にお答えをいたします。

1点目1番、協同病院の開院時期とアクセス道路の現状と今後の方向についてお答えをいたします。

平成27年10月に竣工予定であります土浦協同病院へのアクセス道路整備につきましては、補助事業であります道整備交付金事業により、現在3路線の整備を計画してございます。石岡市から土浦市に至る広域的幹線道路整備としまして、下稻吉及び新治地内市道6-0006号線、新治橋方面から千代田大橋入口交差点までの延長1,600メートルの整備計画、2路線目、東京製綱脇の市道0110号線、JR角来前踏切から県道牛渡馬場山土浦線までの延長410メートルの整備計画、3路線目、第二千代田南団地東側の市道0109号線、池田石油から団地入口交差点までの延長310メートルの整備計画で、それぞれ車道幅員6メートル、片側に歩道幅員2.5メートルを平成29年度までに整備を行うものでございます。

また、土浦市になりますが、田村沖宿線延伸計画道路として、第二千代田南団地交差点から国道354号土浦バイパスおおつ野団地入口交差点までの計画延長2,800メートルを平成24年度から事業に着手をし、昨年、国道354号側から工事に着手をしております。

このように、関係機関との緊密な連携を持ちまして、病院開設に伴い市内の交通環境について円滑かつ安全な整備を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

1点目2番、開院後の国道354号線の混雑緩和策の現状と今後の方向についてお答えをいたします。

ご指摘のように、国道354号につきましては、現状において朝夕の通勤、通学時間帯に渋滞が発生しており、開院後は交通量が増大し、さらなる渋滞の発生も予想をされます。現在、県が整備を進めております国道354号土浦バイパス整備事業につきましては、土浦市木田余から手野町間、全体計画延長3,980メートルで、平成25年度までにバイパス区間の4車線化が完了し、進捗率88%でございます。今後、完成4車線化に向けて木田余跨線橋の設計、JRとの協議を進めるとのことでございますので、混雑緩和に大変期待が持てると考えております。

また、かすみがうら市内において、今年度、交通の安全確保のため、旧北中入口交差点から西側500メートル区間の道路改良舗装工事を施工中であり、本年10月に竣工予定となっております。今後、土浦土木事務所と年3回意見交換会を行っているところでございますので、状況に応じてさらなる要望を重ねてまいりたいと考えております。

5点目2番、通学路の安全や市民の安全走行のための整備についてお答えをいたします。

安全で安心な道路整備につきましては、自動車、自転車、歩行者の通行帯が分離されて通行できることが道路形態として理想であると認識をしております。しかし、道路の整備は地域の状況により、用地取得や建物補償など沿線地権者の合意形成や費用対効果など、総合的な判断が不可欠となりますので、全てが理想形とならない状況でございます。

なお、現在整備を進めております通学路の歩道整備でございますが、市道7034号線、通称水資源道路につきましては、地元からの歩道設置を含む道路整備要望をいただき、県道石岡田伏土浦線から第1期工事区間とし、総延長2,000メートルのうち927メートルが既に完成をし、今年度も引き続き補助事業を活用し、整備を行う予定でございます。

次に除草作業であります。幹線道路につきましては業者委託で年1回、7月から9月までの期間に実施をしておりますが、市民からの要望や職員によるパトロールにおいて危険箇所を発見した場合、その都度職員による対応やシルバー人材センターへ委託し、対応しております。しかし、通学路全ての除草を市の予算で対応することは非常に困難でありますので、学校関係者や地元の皆様のご協力も必要と考えております。

また、民地より道路にはみ出した樹木や枝等については、個人の財産であることから、所有者が管理することとなっておりますので、所有者へ連絡し、伐採をお願いしております。

5点目3番、環境面や防災の考え方を加えた整備の仕組みづくりについてお答えをいたします。

2点目の答弁と重複いたしますが、防犯灯は生活道路において歩行者の安全確保や犯罪発生の防止を図るため、一定以上の明るさを保つことが重要でございます。議員ご指摘のように、立ち木の枝により照明範囲が確保できない状況も見受けられることから、所有者が自己財産を適正に

管理していただくようお願いをしていきたいと考えております。

なお、東京電力等の送電線に接触しております立ち木の枝につきましては、確認をしたところ所有者の承諾を得て、事業者が伐採処分を行うとのことでございます。

次に、ごみの不法投棄ですが、人目につきにくく交通量の少ない道路脇などに多く見受けられ、マナーを守れない者が依然として後を絶たない現状であることから、担当課では環境保全課や警察署、さらには地元区長会等と連携を図り、抑止力等、捨てにくい環境づくりを積極的に推進するものでございます。

整備の仕組みづくりにつきましては、大変難しい問題であると考えますが、県では道路ボランティアサポート事業や道路里親制度を制定し、活用しておりますので、市といたしましても今後検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

5点目4番、市道、農道の補修、整備の現状と今後の方向についてお答えをいたします。

道路の補修につきましては、行政区長要望や市民からの苦情が多く、今後においても補修等の必要箇所が年々増加する傾向にあります。市道を利用する人が安全、安心、円滑、快適に通行できるよう、継続的かつ計画的に維持補修を実施する必要があることから、緊急性や費用対効果等、優先順位を明確にし、適正な維持管理に努めているところでございます。

また、市職員による道路パトロールを常時行い、路面、路側部、構造物及び附属物等の損傷またはその誘因となる事象の早期発見に努め、職員による補修や建設業者への発注を行っているところではありますが、全ての要望箇所に対応できない状況であります。

次に、市道の整備でございます。

原則として、区長を中心とした要望により、順次整備を行っていくことを基本としているところです。優先順位につきましては、地権者の同意があること、道路整備の必要性が高いことなどを勘案し、限りある予算を有効に活用することといたしております。さらに、今後の整備手法として、交通量の少ない道路では、まず、狭い箇所や急カーブの箇所で待避所を設けることや、見通しをよくするだけの整備を行う事業といたしまして、当面の効果が得られる、いわゆる1.5車線道路整備も検討してまいりたいと考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

お答えをいたします。

1点目3番、新協同病院に関連をしましたかすみがうら市民の安全安心効果の拡大策について、お答えをいたします。

土浦協同病院は通院者のみならず、救急指定病院としても本市民にとっては密接な関係でもございます。平成27年に予定がされております転院により、本市へ近接となることにより、今後さらに患者数の増加が見込まれております。また、神立駅西口地区土地区画整理事業に関連し、神立駅橋上化等の整備を踏まえた交通網の形成がさらに必要となっております。このように、市民の移動経路の変化に対応するため、市といたしましては、現在の霞ヶ浦広域バスや事業者の路線

バス運行とあわせ、新たなバスの運行経路の検討、また、乗合タクシーの運行形態の見直し等が必要と考えているところでもございます。

市民の皆様方の安全安心効果の拡大策といたしましては、交通弱者に対し、新たな交通網の検討を進めていくことにあわせ、救急対応時における搬送ルートの充実も必要であると思われまます。その一つといたしまして、戸崎地区の茨城県環境科学センター連絡道につきましては、全線開通後、その効果を担うルートの一つであるというふうに考えてございます。

2点目1番、本市の人口減少と出生率の現状分析についてお答えをいたします。

厚生労働省の外局であります国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口、平成25年3月推計によりますと、本市の将来人口推計は2010年、これは平成22年になります、4万3553人であったものが、2040年、平成52年には3万3095人へと約1万人が減少するとの推計が出ております。

加えて、元総務大臣、岩手県知事でありました増田寛也氏、現在東京大学の客員教授を座長といたしました、民間の有識者でつくる日本創成会議により、本年5月8日、2040年には全国の約半数に当たる896市区町村で20歳から39歳までの女性が5割以上減少し、人口減少の加速により、現在の教育や福祉など幅広い行政サービスの維持が難しくなる可能性があるとする独自の人口推計が公表をされたところでもございます。いわゆる、自治体が消滅をするおそれがあるとの警告の一つでもあると認識をしてございます。

同会議の試算によりますと、本市における20歳から39歳までの女性の減少率も著しく、マイナス44.5%と、5割までは行かないものの極めて厳しい試算になってございます。

また、出生率についてであります。厚生労働省が本年6月4日に、2013年の合計特殊出生率、1人の女性の方が生涯に産むとされる子どもの人数でございまして、1.43であったと発表されております。1996年の1.43以来17年ぶりとなる水準に回復をしているということでもございます。本市の合計特殊出生率につきましては1.362で、合計特殊出生率というものは人口置きかえ水準である2.07を下回ると、長期的に人口が減少するということが言われておりまして、国・県はもとより本市におきましても、少子化対策の重要な指標であるというふうに考えてございます。

加えて、本市の人口減少をできるだけ食い止める政策も必要であるというふうに考えているところでもございます。少子化対策を施しながら、さらに本市地域での居住を促進するための方策等も検討していかねばならないというふうに考えております。

2点目、少子化対策の今後の方向についてお答えをいたします。

本市においても少子化が急速に進んでおり、子どもを産み、育てる世代の中では、経済的な問題、あるいは核家族化、子育てに関する負担が増大しているという時代背景が要因で、少子化に歯どめがかからない状態が続いております。これからの少子化対策といたしましては、若い男女の結婚、出産に対する意識向上や、子育て家庭における所得の問題、さらには夫婦の協力など、行政や企業などが一体となり子育て家庭への意識改革を高めることなど、次代の社会を担う子どもを安心して産み、育てることができる社会の実現に向けて、対策を講じていかねばならないというふうに考えております。

3点目、まちづくりについてお答えをいたします。

まずは1番の市民協働のまちづくりの現状と今後の方向について並びに2番、若者のまちづく

りへの参画状況と今後の方向について、関連がありますのでまとめてお答えをいたします。

多様化する市民ニーズに対応したまちづくりを推進するためには、市民と行政、地域、それぞれの場面での協働によるまちづくりは欠かせない状況でもございます。現在の社会情勢のように、少子高齢化社会に加えて、人口減少問題などさまざまな地域課題がある中で、行政主導による市政運営では対応し切れなくなっていることは、来栖議員さんもお承知のとおりでございます。市長公約にもありますように、行政主導ではなく、市民主導によるまちづくりの運営体制を構築することが必要でもあるというふうには考えております。

ご質問の中に、まちづくりに関する提言書の部分がございました。これにつきましては、平成21年7月にまちづくり委員会14名でスタートをしたところでもございます。発足され、その中で市民の皆さんに十分な議論をいただき、まちづくりに関する提言書をまとめていただきました。その内容に基づき、平成22年5月には協働のまちづくりの指針を策定した経過がございます。少子高齢化や人口減少、社会情勢の変化など、提言書の内容を現在の情勢と精査をしながら、市民協働のまちづくりを推進してまいりたいというふうには考えております。

次に、若い世代の方が市政へ参画していただくということにつきましては、本市への郷土愛も含めて大変重要なことであると認識をしております。いずれかの方法で参画ができるよう、検討を進めてまいりたいというふうには考えております。

次に、3点目3番、若者の出会いの場の現状と今後の方向についてお答えをいたします。

現在の若い世代の方々は生活スタイルが多様化しており、出会いの場においてもインターネットを利用したものなどがふえており、以前と比べてもさまざまな状況でもございます。

本市では、晩婚化や少子化、人口減少を解決する一助として、平成24年度まで結婚支援事業を実施してまいりました。しかし、この若者の生活の多様化に対応すべく効果の高い事業の実施が困難であること、そして、民間業者の方が質の高い事業ができること、カップリングパーティーなどに行政が関与していくことはいかかなものかと、いろんな意見があった中で、現在、市主導での事業実施はしてございません。

本市といたしましても、今後も引き続き県で広域的に実施をしている茨城出会いサポートセンター推進事業への支援、そして、市民への各種情報提供を継続してまいりたいと考えてございます。

次に、4番、青年組織の組織率の現状と今後の方向についてお答えをいたします。

地域の活性化、発展などを目的に若い方々によって組織をされました青年組織、いわゆる青年会または青年団は、さまざまな活動を通して地域づくり、仲間づくり、人づくりへの活動を展開していただきました。社会構造の変化や進学率の向上などから、全国的に青年会または青年団に所属する会員が、ご承知のとおり年々減少をし、実質的な活動は現在休止状態の組織も多く見受けられるという現状でもございます。

これらのことから、本市を含めた多くの自治体においても、青年組織の実数や所属人数などを把握し切れていないことが現状となっております。しかしながら、市民参画によるまちづくりを進めていく上で、これからの本市の未来を背負い、本市が目指すまちづくりを担う若い方々の考えや意見は必要不可欠でもございます。地域の活性化、さらには地域発展のために若い世代の方々を初めとした市民の皆様からのご意見を拝聴し、市民参画によるまちづくりを進めてまいり

たいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、来栖議員のご質問にお答えをいたします。

2番の少子化対策、3番目の子育て支援の現状と今後の方向性についてお答えいたします。

子育てをめぐる問題点として、結婚、出産、子育ての希望がかなわないと言われております。日本全体で経済が低迷している現在では、母親が働きに出ている家庭が多く見られるようになったことで、子どもの環境は大きく変化をいたしました。そのような子育て家庭への支援として、保育所、幼稚園及び放課後児童クラブなどを確保することは最も重要な課題となっております。

国では、女性の活動推進や待機児童ゼロを目指す掲げ、今後施設の確保を図る方針でございます。本市においては、保育所の充実や放課後児童クラブ数の確保などの子育て支援を行っているところですが、未来を担う子どもたちが将来に夢や希望を持ちながら健やかに成長することや、子育て家庭の親が子育てに安心と喜びを持ちながら成長することを目標に、市全体で子育て支援を実施するため、子ども家庭課に子ども未来室を新たに設置し、保育所、保育園を中心に児童発達相談を実施しており、保護者からの育児相談も保健センターなどと連携しながら、親に対する支援を強化しております。

それらを踏まえ、平成27年度から子ども・子育てをめぐるさまざまな問題を解決するために、子ども・子育て支援法が施行されることになり、子育てをめぐる問題を解決する取り組みをすることになりました。本市においては、子ども・子育て会議において協議をしているところでございます。今後も、市民のニーズに沿った子育てがしやすい支援を目指し、取り組みたいと考えております。

続きまして、6点目1番、介護保険利用者と介護施設の整備状況の評価について及び6点目2番、介護保険料と施設整備の関連性についてでございます。

平成25年度末における要介護、要支援の認定者数につきましては、要介護1,283名、要支援296名の計1,579名となっております。また、介護保険のサービスの利用につきましては、居宅介護サービス受給者が820人、地域密着型サービスの受給者が163人、施設介護サービス受給者が391人となっております。

平成25年度中のサービス利用の給付費で主だった内容のものとしたしましては、要支援認定者では通所介護で3783万6536円、1,089件であります。1件当たりの平均給付費は約3万4700円となります。また、要介護認定者では施設サービス、介護老人福祉施設等ではありますが、7億9332万418円、3,297件で、1件当たりの平均給付費は約24万600円となっております。

市内の介護施設の整備状況につきましては、平成26年8月1日現在、特別養護老人ホームが5施設、老人保健施設が1施設、認知症対応型共同介護施設が10施設稼働しております。施設の利用状況といたしまして、入所率が特養で98.4%、老健が92.0%、グループホームが88.9%でございます。そのうち、かすみがうら市民の割合は、特養で61.3%、老健で35.0%、グループホーム

で73.9%となっております。また、市内の8月1日現在の待機者は、グループホームが1名、特別養護老人ホームでは54名、老人保健施設の3名で、合わせまして58名となっている状況でございます。

次に、2番目の介護保険料と施設整備の関連性についてのご質問にお答えします。

介護保険料は3年に一度策定する介護保険事業計画において、介護サービス給付費の見込み額に基づき基準の保険料が設定されます。前年度の実績といたしまして、施設入所の介護サービス給付費が、認知症対応型共同生活介護、グループホームなどがありますが、それと施設サービス、介護老人保健施設と特別養護老人ホームでございますが、合わせまして16億300万円ほどになってございます。施設利用者件数が延べで6,596名であり、1人当たり1カ月約24万3000円となります。仮に、50床の特別養護老人ホームができたとして、満床になった場合でございますが、介護保険料は1人当たり月250円程度上昇すると思われま。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

4点目、学校教育についてのご質問にお答えいたします。

まず1番、統合中学校の現状と今後の方策についてお答えいたします。

本年4月に南中学校と北中学校が統合し、生徒数419名、学級数15学級となる霞ヶ浦中学校が開校いたしました。開校から5カ月が経過し、生徒間の交流、通学路、スクールバスなど統合前に心配された案件も、一部課題はあるものの、おおむね順調に進んでおるところでございます。しかしながら、生徒の学校生活の態度に保護者から心配の声も上がっており、事実、一部の生徒に限ったことではございますが、授業離脱を初めとする問題行動を起こしている現状もござい

ます。このような行動に対しまして、学校では保護者の協力を得ながら生徒指導の強化を図り、PTAによるフリー参観等を実施するなどしまして、徐々に落ちつきを取り戻しつつございます。また、教育委員会としましても7月中旬から学校生活相談員を一部配置するなど、解消に向け対応を図っているところでございます。

このような問題の要因の一つとして、統合により生徒の学校生活環境が大きく変わったことがあるものと思っております。今後、小学校の統合も控えておりますので、霞ヶ浦中学校での要因をよく精査し、円滑な小学校統合が図れるよう努めていきたいと考えております。

次に2番目、通学路の安全確保の現状と今後の方策についてお答えいたします。

通学路の安全確保につきましては、毎年学校において安全点検を実施し、危険箇所を把握した上で児童、生徒の登下校に係る安全指導に努めておるところでございます。また、歩道や信号、横断歩道などの道路施設の設置、整備に伴う要望は、市の担当課を通じ関係機関へ随時要望しているところでございます。なお、通学路に繁茂した雑草の除去については、道路管理者へ対応をお願いしているところでございます。同じく道路にはみ出し、通行に支障のある雑木等の枝などについても、同様の対応をしております。

次に3番目、スクールバスの安全確保の現状と今後の方策についてお答えいたします。

霞ヶ浦中学校のスクールバスの運営については、学校、PTA、役員及びバスを利用する保護者で構成するスクールバス調整委員会において、停留所の位置を初めとする種々の協議を行いながら、バスを利用する生徒への安全利用の指導等を含め、対応を図っているところであります。子供たちの利用実態を見きわめ、再度のアンケートを実施するなどして、今後も生徒や保護者の不安解消に努めてまいりたいと考えております。

最後に4番目、当市の学習塾利用の現状と今後の方向性についてのご質問にお答えいたします。

昨年度、学校において小学校6年生及び中学校3年生を対象に実施しましたアンケートでは、小学校6年生では塾に通っている児童は約45.6%、180名程度でございますが、中学校3年生におきましては61.2%、約220名程度ございました。小学校低学年の状況は把握しておりませんが、小学校6年生から中学生の間ではおおむね半数程度の児童、生徒が塾に通っているものと推定しております。

学習塾につきましては、各家庭において任意に選択し通っているところでありまして、学校での授業の予習や復習など、その利用方法についてもさまざまなようではありますが、それぞれ有効に活用されているものと推測いたしております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

5点目1番、道路の安全確保の現状と今後の方策についてお答えをいたします。

道路の安全確保につきましては、道路にはみ出した樹木が、交通の安全とあわせまして防犯の観点からも課題となっております。樹木がはみ出しているとの連絡を受けた際には、土木部長の答弁にもありましたように、道路建設課など道路管理者や東京電力、NTTなど関係機関とともに対応を図っております。

防犯灯の故障対応について申し上げますと、防犯灯は市の管理分と行政区の管理分とがありまして、基本的には行政区内の防犯灯は行政区の管理、行政区間の連絡道路部分など、行政区の生活圏外は市の管理となっております。防犯灯の故障につきましては、区長から連絡をいただくようお願いをしておりますけれども、行政区の外部においては気づきにくい状況であり、一般の通行者などからの善意の通報に頼っている現状でございます。また、区長におかれましても、管理区分を把握していないために対応が出来るというようなケースもあるものと思われまます。今後は管理区分を明確にするとともに、関係団体や関係者の協力により点検の機会を確保するなど、速やかな対応に努めてまいりたいと考えております。

対応に当たりまして、連絡をいただいた内容によっては担当課での対応が必要となりますので、結果的にたらい回しをされたというふうを受け取られるケースもあろうかと思ひます。このような事案に迅速に対応するために、利用者の立場に立って対応をするという接遇の向上、窓口の明確化、関係課及び関係機関との連携強化について検討をしてまいりたいと思ひます。

よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木良道君）

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

再開は午後1時30分より再開をいたします。

休 憩 午後 0時02分

再 開 午後 1時30分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き来栖議員の所信表明に対する1回目の質問を行います。

発言を許します。

1番 来栖丈治君。

[1番 来栖丈治君登壇]

○1番（来栖丈治君）

引き続きまして、坪井市長の所信表明について質問させていただきます。

1点目ですが、特産物のブランド化、6次産業の推進ということで、現時点での結構ですが、具体的なプランなどありましたらお聞かせいただきたいと思います。

2点目ですが、さくら保育所の関係です。廃園に向けた今後の対応についてお伺いをしたいと存じます。

また、3点目ですが、千代田地区の小学校統合が進まない部分があります。市民の合意が得られないというようなことについて、具体的な話をお伺いできればと存じます。

以上、3点よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

発言を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

まず、特産化のブランド化、6次産業の推進についてのブランド化や6次産業を進めるに当たりまして、具体的なプランを持ち合わせているのかというご質問に対してお答えいたします。

ブランド競争が激化している中、ほかの商品にはない付加価値を高める、そして消費者の信頼や評価を得ることは極めて重要であります。

これまで本市におきましては、各生産者の方々や事業者の皆様方のご努力によりまして「湖山の宝」事業に対する一定の評価をされるところでございます。今後、生産者や事業者の皆様方みずからがブランドコンセプトを確立できるような支援体制、商品のアドバイスや意見交換会を活用しながら6次産業の育成などの側面から支援してまいりたいというふうに考えております。

また、ブランド化を推進することによりまして、地域が活性化をするばかりでなくて、かすみがうら市のイメージアップの向上にもつながっていくものというふうに期待をいたしております。

次の、さくら保育所の今後の対応についての中で、保護者の合意形成など基本ですが、そういった対応についてお伺いしたいという質問に対してお答えしたいと思います。

まず、さくら保育所につきましては、小松崎議員さん、それから佐藤議員さんにもお答えしましたとおり、これまでの経過の中で閉所に対して保護者や市民の皆様方の理解が得られなかったことはご承知のとおりでございます。私の市政運営の進め方としてその基本として、市民の皆さんとの対話、そして議会の審議内容を尊重することが最も重要なことであるというふうに私は考えています。

したがいまして、さくら保育所の今後の対応とすれば、まずは保護者の皆さんの合意を得ることであるというふうに考えています。

次に、千代田中学校の統廃合問題についてお答えしたいと思います。

千代田中学校区の小学校の志筑、新治、七会、上佐谷小学校を統合して現在の志筑小学校を統廃合校として平成28年4月の開校を目指したことを統合委員会の中で協議を進め、保護者や地域の皆さん方の合意に至らなかったことは認識をいたしております。その中で、統合が進まなかった理由としまして、具体的な部分までは精査をしておりますけれども、やはり統合問題については、保護者や地域の皆さんのご意見などを十分に拝聴し、子どもの教育の向上という課題を初め、さまざまな問題について総合的に検討し、最善の結論をすべきであるというふうに思っているところでございます。

以上であります。

○議長（鈴木良道君）

1番 来栖丈治君。

○1番（来栖丈治君）

一番最初の協同病院のアクセス道路の整備状況というようなことで、1番目の中で詳しく道路の現在の整備状況、また並びに混雑緩和策など、土浦市の状況まで報告をいただきまことにありがとうございます。

そこで、1点なんですけれども、アクセス道路の新設というのを少し提案したいなと思います。下大津地区、あるいは湖岸線沿いの牛渡、佐賀地区などは住民が湖岸線の県道を使って、あるいは堤防を使っておおつ野に入っていくことが可能かと存じます。しかし、中央から北側に住む方々はどうしても354号であるとか、戸崎上稲吉線を利用せざるを得ないというような状況があるろうかと思えます。

そこで、昨年度新設をしてもらった霞ヶ浦環境センター連絡道路からおおつ野の病院の隣にハウス栽培をしているところがあるんですけれども、そこに1つ道路がとまっている状態で土浦市との本当の市道1本で、かすみがうら市になるというような本当に隣接しているところで1本道路がとまっているわけです。そこに連絡道路からですと800メートルぐらいで接続が可能かというふうに思っています。すぐそこに今連絡道をきちんといい道を通してもらったものですから、そこから今工事している高いクレーンがそこに見えるというような状況下にあるものですから、近隣の方々、そういう接続が可能であるならば中から通して、新設道でおおつ野に直接入ってい

けるようになれば、354号の土浦側は4車線化になるかもしれないんですけども、かすみがうら市側というか、行方から来る方々はやっぱりあそこで詰まっちゃうというようなことが発生するかと思いますので、できるだけ市内の方々が国道を通らなくても入っていけるようなアクセスを考えていただければ。ですから、県西用水道路、あるいは上稲吉線から来て霞ヶ浦環境科学センター連絡道に入って、そこからおおつ野に結べば800メートルぐらいしかないんじゃないかなと思うので、そういった新設道路をご検討いただくとともに、これは要望になりますけれども、私はこういうまちづくりのチャンスというのは、50年に1回ぐらいのチャンスだというふうに思っているんです。ですから、新設の道路をもとにして新しいまちづくりというか、畑の遊休農地化もほとんどしていますし、あとは山林、平地林の山林ということなものですから、加えてまちづくりなど土浦市のおおつ野地区内で終わらず、この近隣の戸崎、加茂、深谷のほうに広げるようなそういうまちづくり構想計画などをご検討いただけないものかということで、ご質問をしたいということでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

お答えをいたします。

現在、市道8459号線、茨城県環境科学センター連絡道路の全線開通を目指しておりますことから、ご指摘の路線につきましては、今後関連するアクセス道路のネットワークをきちっと組み立ててまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木良道君）

1番 来栖丈治君。

○1番（来栖丈治君）

よろしく願いいたします。

続きまして、少子化問題につきまして、いろいろ細部説明をいただきましたが、私少子化対策に一番効果があるのは、婚活事業というか、若い人の結婚を促進することが一番じゃないかなというふうに思っております。

当市の場合、県の出会いサポートセンターへの紹介というか、それ1本になってしまったわけですけども、婚活事業に取り組むことによって市内の若い人たちの活気というか、そういうものをつくって行って、まちづくりに活かしていくことができないかというようなことで、そういう婚活の事業への再チャレンジというか、そういうものができるかなということを考えております。

群馬県などでは「赤い糸事業」といって、女性団体の方々に依頼をして、そういう仲人さんのこと、相談業務なんかをお願いしているという例があるんですが、かすみがうら市でも「おせっかいお母さんの縁結び事業」とか、そういうようなネーミングかなんかで相談、あるいは登録、婚活の支援というようなことができないものかなということをご提案するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

お答えをいたします。

人口減少並びに出生率がともにあわせての答えということになるのかなと思います。

本当に、議員ご指摘のように少子化、人口減少等につきましては、次代を担う子どもたちの未来を開くためにも全国的にも課題として取り組まなければならないということでもございます。

先般は国のほうの創生会議、あるいは今回の内閣改造によりまして地方創生を重要視していくというようなこともあるわけでもございます。

私の考えで、茨城県の出会いサポート事業でも年間でこれまで1,200件の成婚率もあるということなものですから、まずはその実績を踏まえております。

また、市民の皆さんとの懇談、こういうものも必要ではないかなというふうにも考えています。その一つの要因には、市民の皆さんにも人口減少、あるいは出生率等についても、問題意識を持ってもらおうというようなことから入らなければ、この問題は行政だけでは進まないというふうに認識をしているところでございます。

その点、ご理解をいただければなというふうに思っております。

○議長（鈴木良道君）

1番 来栖丈治君。

○1番（来栖丈治君）

ぜひともまちの活気とか、まちの中の人材の再活用というか、人材を生かしたそういうような事業に発展させられればなというふうな思いを持っておりますので、よろしく願いをいたしたいと存じます。

続いてなんですが、まちづくりの関係でいろいろ細かいことをお調べいただき本当にありがとうございました。

私は4点目で要望に近いものなんですが、青年活動を志して地元から県の活動まで14年間活動したわけなんですけれども、そういう中でだんだん青年組織の活動がなくなってきちゃったというようなことで非常に残念に思っております。

できれば、生涯学習なんかの立場で、成人式の実行委員会みたいなものには少しの力を、少しの支援をやっていただいて、ぜひとも若い人が集まってけんけんごうごう将来の夢とか、まちづくりの夢とか、そういうものを話し合えるような、そういう同好会みたいなものづくりから再組織化していければ若い人たちが動くということは町の元気につながると思いますので、そういった点でお骨折りを頂戴できればなというふうに思っております。

いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

来栖議員、要望ですか、答弁ですか。

○1番（来栖丈治君）

生涯学習課で。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

ただいまの青年組織の組織率の現状であるとか、今後の方向とかといったことに関しまして社会教育の観点からお答えを申し上げます。

まず、本市における青年会につきましては、平成6年ごろに解散になったというふうには伺っておりますが、実際には若い人たちが組織的、あるいは団体的に活動を全くしていないかといいますとそうではありませんで、スポーツやボランティア等のサークル活動、地元の祭り保存会の青年部、あるいは職場や学校での同好会的活動といった自主的な活動をしているというような若者も多く、それぞれの目的、あるいは志向に応じて細分化されたものというふうに理解しております。

教育委員会、生涯学習課としましては、いわゆる地域の将来を担う若者の発掘と育成は必須の課題でありますことから、若い人が市政に参画するきっかけづくりとして、来栖議員のご指導いただきながら今後も対応していきたいというふうに考えています。

まず、その中で成人式のお手伝いというような、以前にもそういったことを青年会の方々が担っていた時代がございました。我々としましては、実は高校生会が近年休止状態ということでございます、ここ数年。こちらをまた再復活していただくべく、とりあえずは市内にあります高校に参りまして、そういった方々でいわゆる高校生会が組織できないかというような打診というか、お願いをしております。実際、この高校はいわゆる秋のかすみがうら祭におきましては、幾つかのイベントに対しましてお手伝いを实际いただいている、そういった方々です。市内外の方がいらっしゃると思いますが、そういった方々を中心としまして、そういった組織を立ち上げて、いわゆる成人式等の実行委員会等も含めて、どんどんと輪を広げていければいいなというふうに考えておりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

1番 来栖丈治君。

○1番（来栖丈治君）

生涯学習課でいろいろ細部お考えをいただいているということですので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと存じます。

もう一点、まちづくりについてお伺いをさせていただきます。

1番目の部分になるかと思うんですが、市民協働のまちづくりということで、丁寧に前からの流れ、市長公室長さんからお調べをいただいでご答弁をいただきました。

かすみがうら市の協働のまちづくり指針というのは公に発表されて、例えば職員とか、まちの何かそういうものに発表されてみんなが知るところになっているのかどうなのか、その点ちょっと確認をしたいと存じます。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

お答えをいたします。

先ほどの1回目の答弁でもございますが、平成21年7月にまちづくりに対します提言書をまとめていただきました。その後、平成22年5月に「協働のまちづくりの指針」と基本的な考え方を

策定したわけでもございます。その後の取り組みにつきましては、最近ではまちづくりファンド事業というものも取り入れて、現在今年度の事業の予算の中で取り組んでいるところでもございます。

この内容につきましては、先ほどちょっと市長のほうから触れたとおりなんですけど、市民団体、あるいはNPO団体によるまちづくり活動を積極的に支援すると、そして協働のまちづくりを進めていこうというような目的でもございます。その中には、ハード事業、ソフト事業、2つの事業を組み込んで、それぞれの事業費に対して市のほうからの支援をしていくというような事業の一つでもございます。とりわけ、目立って事業化に移ったのは、こういうところかなというふうには思っておりますが、また例えば環境面にしても市民の皆さん、行政区の皆さんとともに、環境美化運動、地元のコサ払いというものですとか、それとか交通安全にしても防災の面にしても、ともに取り組んできたというふうに私のほうは認識をしております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

1番 来栖丈治君。

○1番（来栖丈治君）

活動団体、きっと指針の中では活動団体がこういうふうな種類で何団体あるとか、そういったものまできっと記述がされていたかと思うんですけども、例えば、そういうふうな市民協働団体の累計というか、そういうのに自分たちの団体がどこに類していて、私たちが市民協働団体として認知をされて動いているとか動いていないとかということが、市民、あるいは市民を中心とする団体に伝わってなければ、補助事業を今つくったというようなことのお話がありましたが、市民に広く周知をされなければなかなかそこに取り組みないというか、やっていることは市民協働事業であっても、自分たちがそういう類する団体活動をしている、あるいはそういうふうにも認められている団体なのかというような意識がない中では、広げていこうとする手段として与えても、食いついてこないというか、そういうような事態になっているのではないかなというようなことで、先ほどの質問は、みんなが認知するところになっているのかどうなのかというようなことをお聞きしたいということなんですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

お答えをいたします。

行政とそういう市民活動をしている団体の距離が少しあるのかなというふうなご質問かと思っております。確かに、残念ながらこれまでいろいろ市からの発信事業等について、あとは各活動団体のいろんな位置づけ等についても、少し距離があったなというふうな感じはしております。啓発も含めて、市民協働、行政にはできない部分も一つのまちづくりの役割として担っていく団体の皆さん方の啓発、周知を含めて今後対応してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

1番 来栖丈治君。

○1番（来栖丈治君）

ぜひとも施政方針の中でも坪井市長が、私が目指すというようなことで強く市民協働のまちづくりにかける思いとか、思い、そういうものは強く感じておりますものですから、私もそういったまちづくりへの市民参加とか、みんなでものをつくっていくということについては大好きで、共通の認識を持っているものというふうに思っております。ですから、どんどん市民にPRをして、みんなの協力をいただいた中で楽しいまちづくりがされるような、そういうような市政運営がされることを強く望んでいるところであります。

思い切って市民協働のまちづくりを進めていただければなというようなことを申し上げまして、私の一般質問を閉じたいというふうに思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

1番 来栖丈治君の一般質問及び所信表明に対する質問を終わります。

日程第 2 所信表明に対する質問

○議長（鈴木良道君）

日程第2、所信表明に対する質問を行います。

発言を許します。

6番 田谷文子君。

[6番 田谷文子君登壇]

○6番（田谷文子君）

皆さんこんにちは。

このたびは返り咲きによる市長ご就任、まことにおめでとうございます。

坪井市長には公平で、公正なる市政運営をお願いしたいと存じます。

第2次安倍内閣が正式に発足しました。安倍首相は改造内閣を実行実現内閣と位置づけ、引き続き経済最優先でデフレからの脱却を目指すと強調しました。地方創生と、女性が活躍できる社会の実現に重点的に取り組んでいくことも打ち出しました。これによって多くの雇用が生まれ、若者が元気になることこそ、過去20年のデフレから脱出する糧になるのではと本当にそれを願っている私は一人であります。円安が続いて、きのうもきょうも106円39銭、きょうはもっと安いようでございます。5年11カ月ぶりの円安、その割には材料費や燃料費等の高騰でメリットがない、そのような様子が伝えられております。

当かすみがうら市においても、市長は効率的な行財政運営に努めると言っておられますし、市民の利益につながる企業の誘致に努めてまいりますとも言っておられます。また、市長ご自身が先頭に立って積極的にトップセールスに努めて、さらに元気なかすみがうら市の実現に地場産業の復興は抜きには考えられませんとも力強い、活力あるかすみがうら市実現のため、ご尽力を賜りたいと切に思っております。

ちなみに、ことしの米の値段は安くて、農家の人々は困り果てていると聞き及んでおります。市長はその点はどのようにお考えになっておられるでしょうか。

それでは、市長の所信表明に対する質問に入らせていただきます。

まず、石岡地方斎場についてであります。

石岡地方斎場の式場料金に格差が生じていると言っておられますが、そのことはどういうことですか、お伺いいたします。

2点目として新治地方広域事務組合クリーンセンターの老朽化に伴う対策についてであります。周辺市町との広域化処理に取り組んでいくとありますが、その対応策についてお伺いするものです。

3点目として、学校統合問題についてお伺いします。

千代田地区の統合問題については、市民の合意形成を進めてまいりますと述べておられますが、その対策及び仕方、手法をお伺いいたします。

以上で、1回目の質問といたします。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

田谷議員の私の所信表明に対する質問にお答えいたします。

まず、石岡斎場の式場料金の格差についてのどういうことかという質問であります。新石岡地方斎場につきましては、ご案内のとおり石岡市、小美玉市、本市の3市で運営がされている広域の施設でございます。ことし7月21日から供用開始となっているわけではありますが、式場利用料金について、石岡市、小美玉市民と比較をすると本市は格差が生じているということでございます。

それから、2点目の新治広域センターの老朽化に伴う今後の広域処理の問題についての問い合わせでございます。先日の小松崎議員さんのご質問に答えましたとおり、ごみ処理につきましては、周辺市町との広域共同処理を行い、市民の負担を軽減することが必要であるというふうに私は考えています。市長就任後に石岡市長を訪問いたしまして、石岡市と小美玉市と茨城町一般廃棄物広域処理協議会への加入申し入れを行いまして、先般構成市町の了解を得たところでございます。

今後につきましては、一般廃棄物広域処理推進協議会の構成自治体として、整備スケジュール及び広域処理を推進してまいりたいと考えております。

それから、3点目の学校統合問題につきましての問いにお答えいたします。

本日の来栖議員さんの質問にも答えました。それから、千代田地区の小学校の統廃合問題につきましては、統合委員会の中でも議論を重ねてきましたが、残念ながら合意に至らなかったことを認識しているところでございます。子どもたちにとりまして、よりよい教育環境を整えていくといった考え方は誰もが持っていることと思っております。やはり統合問題につきましては、地域のご理解と盛り上がりが必要であるということのように考えています。

今後、保護者また地域の方々のご理解をいただければというふうに考えていまして、今後十分な話し合いを持って進めていきたいというふうに考えています。

それから、通告外の米の問題についての見解を述べまして、私も大変安い米でことしは生産費

を割っていると思います。産地の立場からこういった流通の問題についても取り組んで、提言していきたいと考えています。

どうぞよろしくをお願いします。

○議長（鈴木良道君）

6番 田谷文子君。

○6番（田谷文子君）

ありがとうございました。

1番目の石岡の地方斎場のことについて、料金の格差ということは私も十分承知しておりますけれども、市長の選挙期間中のチラシによりますと、補助金を出しますとかというようなチラシもちょっと舞い込んでおりますところから、市長はそういうふうな考えをお持ちになっておりますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

その格差の是正につきましては、私も選挙の期間中、公約として何らかの是正をしたいというようなこととお話をさせていただきました。今後、どういう形になるかまだわかりませんが、小美玉市、石岡市と並ぶ料金になるような形の是正は対応していければなというふうに考えているところでございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 田谷文子君。

○6番（田谷文子君）

昨年度までは、石岡の広域斎場を利用する方というのは約8%だったんですね。そのほかは民間の斎場をご利用なさっている方が多うございまして、そうすると民間の斎場との兼ね合いもございまして、民間の斎場も式場料金を取るところと、取らないところとございまして、そういうことに関しましては、市長は税の不公平さ、それと無駄遣いとかということには考えておられるのかどうかその辺お聞きしたいと存じます。

○議長（鈴木良道君）

6番 田谷文子君に申し上げます。

ただいまの発言は議題の範囲を超えていますので、注意願います。これは所信表明に対するあれでございます。

6番 田谷文子君。

○6番（田谷文子君）

議題の範囲と申されますと、それは補助金を出すとかということに関しては、民間斎場を使っている方が多うございまして、ですので、その辺に関して市長のお金……。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時08分

再 開 午後 2時08分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

6番 田谷文子君。

○6番（田谷文子君）

そういうことでしたら、私は市民の皆様が一番お聞きになりたいなと思うことをちょっと質問させていただきましたけれども、あしからずご了承願いたいと思います。

次にいかせていただきます。

2点目の新治地方広域事務の組合クリーンセンターの老朽化に伴う問題でございますが、先ほど市長が述べていましたことは、9月2日の常陽新聞のほうに書かれていましたものを私も読ませていただきました。それは、石岡市、小美玉市、茨城町との3市1町の広域で実現するということが決まったということをごちらに書いてありましたけれども、それは議会の了承とか、それからまた予算のこともありましたけれども、そういう予算もきちんと予算案とはありましたが、これは計上して定例会に提出するとありましたけれども、今議会に提出するようなことはあるんですか。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時10分

再 開 午後 2時11分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

6番 田谷文子君。

○6番（田谷文子君）

それでは、新治地方広域事務組合のクリーンセンターですが、平成7年に供用が始まりまして、ただいま19年間使用しているということですが、耐用年数は25年と小松崎議員さんの質問でちょっとお聞きしましたが、あと5年間残っているということは、長寿命化の処理とかということは、市長は全然考えておられなかったのでしょうか、その辺もちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

新治広域事務組合クリーンセンターにつきましては、今、田谷議員さんからお話がありましたように、32年で25年になるかと思えます。当然、長寿命化の話もあるわけですが、こういった問題については、いろいろ今まで皆さんもご議論してきたと思うんですが、合併をしないこういった小さな市では、国の補助が得られないという問題もあつたりなんかしまして、非常に難しい課題があります。そういった中で当然広域で処理をすることが一番コスト、そしてこれからのランニングコストも含めまして、建設費も含めまして安くできるという、そういう中で今回こ

ういう判断をさせていただいたものでありまして、決して新治広域も検討しなかったわけではございません。

それから、周辺自治体の状況、そういったものを勘案しまして、総合的に今回は判断をさせていただきました。

○議長（鈴木良道君）

6番 田谷文子君。

○6番（田谷文子君）

今、市長は新治広域クリーンセンターのことも考えなくはなかったとおっしゃいましたけれども、それは議会に提案はなされたんですか。

○議長（鈴木良道君）

田谷文子君に申し上げます。

これ質問の内容が全然違いますので、これ所信表明に対する質問ですので、そちらのほうで進めてください。

6番 田谷文子君。

○6番（田谷文子君）

土浦と一緒にのほうが、私は上りのほうを向いていますので、私の意見を述べさせていただきますと、やはりさっきランニングコストのこともおっしゃっていましたけれども、やはりかすみがうら市民とすると石岡なり小美玉なりということになりますと、やはり遠くなるという市民の不便もありますし、ランニングコストも高くなるような感じが私はしていますので、答弁は結構ですけれども、そういうことです。よろしくお願いします。

3点目の学校統合問題についてお伺いいたします。

志筑小学校は統合小学校として最初建てたようなわけではなかったかのように、私はお聞きしているんですけれども、そのときの執行をなされたのは坪井市長と伺っていますけれども、坪井市長が執行するような段階のときは、既に統合の問題も少子化の問題も出ていたのかなという感じはするんですけれども、今でも市長は統合小学校としてではなかった、その志筑小を建ててよかったとお思いですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

まず、小学校統廃合問題ですが、一番理想的な形はそれぞれ今小学校17校市内ございます。そういう学校がそれぞれ子どもがいて、残せることが最高の理想の形であります。学校はそれぞれの地域のやっぱり教育・文化・住民の拠点になっています。それを統合するということは大変我々としても心苦しいことでもありますけれども、今大変な少子化になってきましたので、17校で今小学校児童数が約2,600並びだと思えます。その半分が下小と東小なんです。あと10……、あと小学校13校で2,600人、その東と下小でその半分を持っている。あとの11校でその半分と、大変な少子化になっています。そういう中でやっぱり私は教育環境上もこのままじゃいけないということで、統合を推進しなきゃいけないという考え方を持っています。

志筑小学校を建てる時期につきましては、あの学校につきましては非常に古くから建てかえの

課題が出ていまして、老朽化していまして、いろんな設備等の対応もしてくれない、大変古くなっていました。そういう中で志筑小学校は、将来いろんな形になるかもしれませんが、そういう中でも耐え得る学校ということで、計画をつくって、つくってきた学校でございます。

そういったことで、志筑小学校は私のときに最後建ち上がったのは宮嶋市長さんですが、私も推進してきた責任者ということで認識をいたしております。

○議長（鈴木良道君）

6番 田谷文子君。

○6番（田谷文子君）

志筑小学校が統廃合に期するような形をとって土台というんですか、そういうものができているということは私も見させていただきましたので、よくわかっています。ですけれども、今、子どもたちが本当に少なく、そして今度何か七会小は1年生に入る方が上稲吉ではたったの2人とかってちょっとお聞きしている。そういう段階ですし、それにも増してまた耐震が28年度までに統廃合をなさらないということになりますと、耐震にもお金がかかる。そしてまたエアコンの設備とかということで、これも新治と七会と上佐谷小学校を合わせると8800万ものお金がかかるということで、すぐまた統廃合が成立したというときは、この耐震のお金が7億も8億もかかって、またエアコンが8800万もかかるということに関して、市長はどのようにお考えですか。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時18分

再 開 午後 2時19分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

6番 田谷文子君。

○6番（田谷文子君）

安倍首相もこの秋には学校改革に着手すると申し述べております。まず、6・3・3制を見直して、小中一貫校も具体的な青写真もつくっているような様子です。ですので、坪井市長もぜひとも学校の統廃合問題についてはもっと前向きに、そして着手していただきたいと存じております。

それから、最後になりますが、市長のトップセールスのお手並み拝見と私は今とても期待しておるところです。千葉県知事の森田健作、東国原前知事の宮崎牛、そして笠間のクリ、江戸崎のかぼちゃ、小美玉市の乾杯条例に関するヨーグルト、石岡みのりの地酒、そしてかすみがうら市は先ほど来お話がありますとおり、特産物としてフルーツの里とか私は思っていたんですけれども、湖山の宝とか、帆引き船の絵はがきとかということで、余り具体性のないような形をとっておるところから、6次産業も含めて市長のトップセールスをぜひとも手がけていただいて、かすみがうら市の知名度を上げていただきたいと思っております。

安倍首相も地球規模に及ぶような48カ国ものトップセールスを手がけている様子でございますので、我が坪井市長もぜひともかすみがうら市のトップセールスのお手並みを拝見したいと存じ

ますので、よろしくお願ひします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴木良道君）

6番 田谷文子君の所信表明に対する質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす9月11日定刻から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 2時21分

平成26年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第4号

平成26年9月11日(木曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	来 栖 丈 治 君	9番	佐 藤 文 雄 君
2番	小 倉 博 君	10番	中 根 光 男 君
3番	川 村 成 二 君	11番	鈴 木 良 道 君
4番	岡 崎 勉 君	12番	小座野 定 信 君
5番	山 本 文 雄 君	13番	矢 口 龍 人 君
6番	田 谷 文 子 君	14番	藤 井 裕 一 君
7番	小松崎 誠 君	15番	山 内 庄兵衛 君
8番	加 固 豊 治 君	16番	廣 瀬 義 彰 君

欠席議員 なし

出席説明者

市 長	坪 井 透 君	環境経済部長 (併)農業委員会 事務局長	根 本 一 良 君
副 市 長	石 川 眞 澄 君	土 木 部 長	渡 辺 泰 二 君
市長公室長	木 村 義 雄 君	会 計 管 理 者	高 田 忠 君
総 務 部 長	小松塚 隆 雄 君	消 防 長	井 坂 沢 守 君
市 民 部 長	板 垣 英 明 君	教 育 部 長	飯 田 泰 寛 君
保健福祉部長	金 田 克 彦 君	水道事務所長	田 崎 清 君

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長 君 山 悟
〃	補 佐 乾 文 彦
〃	係 長 小 池 陽 子
〃	係 長 杉 田 正 和

議事日程第4号

日程第 1 議案第52号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
議案第53号 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の制定について
議案第54号 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定
める条例の制定について

- 議案第 5 5 号 かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 5 6 号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 5 7 号 かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 8 号 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 9 号 平成 2 6 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 6 0 号 平成 2 6 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 6 1 号 平成 2 6 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 2 号 平成 2 6 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 3 号 平成 2 6 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 4 号 美並小学校校舎耐震補強及び大規模改造工事請負契約の締結について
- 議案第 6 5 号 霞ヶ浦中学校屋内運動場大規模改造工事請負契約の締結について
- 日程第 2 議案第 6 6 号 平成 2 5 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 6 7 号 平成 2 5 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 8 号 平成 2 5 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 9 号 平成 2 5 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 0 号 平成 2 5 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 1 号 平成 2 5 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 2 号 平成 2 5 年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第 4 議案第 7 3 号 市道路線の変更について
- 日程第 5 請願第 8 号 「集团的自衛権容認の閣議決定」の撤回を求める意見書提出の請願書

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 5 2 号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 議案第 5 3 号 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 5 4 号 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 5 5 号 かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 5 6 号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 5 7 号 かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 8 号 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 9 号 平成 2 6 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 6 0 号 平成 2 6 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 6 1 号 平成 2 6 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 2 号 平成 2 6 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 3 号 平成 2 6 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 4 号 美並小学校校舎耐震補強及び大規模改造工事請負契約の締結について
- 議案第 6 5 号 霞ヶ浦中学校屋内運動場大規模改造工事請負契約の締結について
- 日程第 2 議案第 6 6 号 平成 2 5 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 6 7 号 平成 2 5 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 8 号 平成 2 5 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 9 号 平成 2 5 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 0 号 平成 2 5 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 1 号 平成 2 5 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 2 号 平成 2 5 年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

日程第 4 議案第 73号 市道路線の変更について

日程第 5 請願第 8号 「集団的自衛権容認の閣議決定」の撤回を求める意見書提出の請願書

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立をいたしました。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第 1 議案第 52号ないし議案第 65号

○議長（鈴木良道君）

日程第1、議案第52号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定についてないし議案第65号 霞ヶ浦中学校屋内運動場大規模改造工事請負契約の締結についてまでの14件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑通告がありますので、発言を許します。

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

おはようございます。

議案第52号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定についてお尋ねをいたします。

前回の公金着服事件、平成24年だったかなと思いますが、このときも市長初め、管理職の給与の削減があったかと思います。それについて確認したいと思います。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えいたします。

前回の公金着服事件の際の減給措置についての質問にお答えをいたします。

ご指摘の措置は、条例改正によりまして市長の給与を20%、副市長及び教育長の給与を10%、それぞれ平成24年12月の1カ月減額したものでございます。

また、管理職手当につきましては、かすみがうら市職員の給与に関する規則を改正をいたしまして、管理職手当の特例措置として部長級の職員の管理職手当を50%削減をしております。

この件につきましては、部長級職員一同から市長に対し不祥事がたび重なった事態に鑑み、当時管理職手当が20%減額であったところ、1カ月間を50%減額とすることで申し出が市長にあったものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

市長が20%、副市長と教育長が10%、管理職の皆さん、部長級だと思いますが、その方たちはたび重なる不祥事にその責任をとるということで、みずから申し出て管理職50%ですか、50%を自主的にやるということそれが認められたということだというふうを確認してよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

50%削減はそのとおりでございますが、監督責任につきましては、全管理職ということではないと思いますので、そこは市長、副市長、教育長はその監督責任ということございましたけれども、そういう不祥事がたび重なった事態に鑑みたというような表現となっております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

不祥事が重なったので部長級も自主的に管理職の手当を削減する申し出をやったということですね。

今回は、副市長1人しかいないんですね。市長と教育長がいないということでひとり舞台になっちゃうんですけども、これたび重なっているんですね、たび重なっている。つまり公金着服が今回また同じ時期にあったということだったんですね。そういう意味では、10%じゃなくてこれ自主的に、前私が質問したときには総務部長が別に基準はないということで答弁しておりました。そういう意味では、10%、20%、それぞれの思いでやればよいと思うんですが、今回はそういう意味ではダブルスコアなんかは考えませんでしたでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

現在のところダブルスコアは考えておりませんでした。前市長でございますけれども、前市長もできるだけ自分の在任期間中にというふうな思いはあったわけですけども、前市長についても、返還の申し出というのはございました。これは前回と同じ率ということで伺ってはいます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

朝日新聞ですね、宮嶋市長が自主的に給与を返還を申し出。これは20%だったですか、この記事は。全額ではなかったんですか。

○議長（鈴木良道君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

全額ではなくて、私のほうで伺っているのは前回の返還と同じ率というふうに伺っております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

余り副市長の給与の削減を強要するわけにはいかないですから、自主的なものですからよろしいかなと思います。

それで何回か新聞に載っておりますが、この中で今回着服が判明して懲戒免職になった市職員ですね、これ向原土地区画整理組合というのは、業務上横領容疑で刑事告訴ですか、告訴するという方向で検討しているということですが、その後どうなったのでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

お答えをいたします。

向原土地区画整理組合の刑事告訴の件とその後の経過についてお答えをいたします。

土浦警察署では、組合からの被害届を8月18日正式に受理をしたとのご連絡がございました。それ以前から組合から相談があり、また、新聞報道もされていたことから、捜査は既に開始をしていたとのごございました。市の対応につきましては、土浦警察署から捜査資料提供などの形でご協力をいただきたいというような要請がございました。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ということは、告訴はしないということなんでしょうか。被害届だけでそれ以上のことは、後は警察に任せるという意味なんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

組合のほうでは、被害届で対応をしたいということのようなことでございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

朝日新聞の記事によりますと、渡辺部長が「1350万円をなぜ女性に渡したのか、本人からは納得いく説明が一切ないと、警察の力をかりるしかないとして告発の方針を決めた」というふうに書いてあるんですね。これは告発の方は取りやめたのはなぜでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

7月22日に、土浦警察署のほうへ告発を前提としてご相談に伺いました。その際、土浦警察署のほうと協議をした結果、事件立件をする上で一番大事なのは向原土地区画整理組合の意思であ

り、そのようなことのご指導をいただきましたので、組合の動向を見守るということで対応をしてございました。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

組合の意思を尊重すべきだということでこちらのほうはやらなかったということですが、やはり事実関係がこのまま不明瞭になってしまっただけではいけないと思うんですね。

流用職員、実際には400万円横領かというふうになっているんでしょう。これがいつ具体化になるかどうかですね。1350万円を2回にわたって引き出して、それを高齢の地権者、神立停車場線のところに土地を持っている方に2回にわたって渡したと。以外に向原のお金を流用していたということが出されたと思うんですね。こういう事実関係はもっともっと明らかにしていかなければいけないと思うんですが、これは被害届だけだとどこまで事態がはっきりされるんでしょうか。警察と話し合いはされたかどうかわかりませんが、そこが大事なんですよ。実際にはこの400万円という新聞記事が踊っていますが、実際にどういうふうなことで経過がはっきりわかるのか、これについてお答えできますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

ご指摘のとおり、9月2日の読売新聞におきまして、400万円は私的に着服をしたというような新聞報道がされたわけでございますけれども、この内容につきましては、組合のほうの独自の調査でございまして、市のほうではその調査はいたしておりません。土浦警察署のほうといたしましては、最終的に事件を立件し、検察のほうへいくわけですが、その際公表するかしないかというような判断もそこであらわれるということで、公表をする場合は市のほうにはご連絡を差し上げますというような連絡はいただいております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ということは、警察の判断もしくは検察の判断で公表するか公表しないかが決まるということですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

警察署のほうからはそのように伺っております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

警察にもやはりきちっと公表できるように要請すべきだと思うんですね。このまま400万円と

いう数字は今おっしゃったように、向原土地区画整理組合のほうで独自に調べたら、そういう不透明な引き出しがあったと。それが400万円だというふうに言っているわけでしょう。そういう点は確認されたんだと思うんですね。その通帳を見て渡辺さんも、確認されたでしょう。されてないんですか。されたと思うんですが、されてないかどうかは、まあじゃされたかどうか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

本人に確認したときに、1350万円を地権者に貸したというようなことで、地権者のほうからも間違いなく1350万円はお借りしましたというような整合性のとれた回答でございましたので、市のほうとしては、その400万円を当事者が着服をしたという事実はつかんでございませんでした。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

質問に答えていない。組合が調査をしたわけでしょう、通帳。通帳を預けてたんでしょ、まるっきり。それでそこから引き出したわけでしょう。そういう事実を組合のほうがわかったわけでしょう。それを部長は確認しましたかというの。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

申しわけございませんでした。一応組合のほうからはそのようなご連絡はなく、新聞報道で内容は承知いたしました。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

だから、渡辺さんは確認、実際に組合の通帳を見て説明は受けてないということですね。受けてないし、聞こうともしなかったということですね。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

確かにもう既に退職をした後にそのような話が出てきましたので、こちらでは確認はしておりません。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○議長（鈴木良道君）

退職したかどうかの問題じゃないんだよ。重大な問題なんだから、退職云々かんぬんは関係ないですよ。退職したら、後は公表も何もいいですよということになったらおかしいじゃないですか。退職したというのは懲戒解雇にしたわけでしょう。それだけ厳しい着服をやったということですから、これは具体的に事実関係を公表できるように、検察のほうに要求・要請をしたほうが

いいと思います。市長、どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

この事件につきましては、向原の当事者のほうから被害届が出ておりますので、警察のほうの捜査のほうもそれに従って進んでくるものというふうに理解をいたしております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

質問に答えていないんですね。きちっと公表するように検察に要請すべきじゃないかと言ったんです。そういう気はないんですね。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

当然事件の内容、重さ、そんなものによってこれは判断していくべきものでありますので、警察の判断によってなされるものだと考えております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ですから、要請はしないんですねと言ったんですよ。要請しないんですね、じゃね。検察にちゃんと事実関係をわかれば、これは非公開ではなくて公開するように、もしくは市のほうにもその分をきちっと公開する。そういう要請をしませんかと言っているんですよ。そういう要請は市長は考えていないということですね。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

当然市の職員のことですからいろいろ市からの情報提供、書類の提供、それと当然警察等が出た結果等につきましては、市のほうにこれは報告があるものだというふうに私は理解をしています。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

できる限りちゃんと要請をして、報告来たらいいじゃなくて、報告も来なかったらちゃんと要請してください。そのままにしてはまずい。やはり同じような事件が起きる可能性はゼロとは言えないわけですね。

前回も、私、一般質問の中で職員の採用の問題でる聞きましたよね。そういう点では、非常に不透明な箇所が出てくるわけですから、そういう点では、やはりきちっと今の職員の規律を守っていく、このことが必要だというふうに思います。

それでは、次ですね、次じゃない、続けていいんですか。

○議長（鈴木良道君）

続けてください。

○9番（佐藤文雄君）

議案第53号でございます。特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準の条例の問題ですが、子ども・子育て支援法には、正当な理由がなければ拒んではならない。つまり保育事業者がですね。この保育の応諾義務というのがうたわれております。かすみがうら市条例案では6条ですか。例えば定員超過で申し込みがあった場合は、公正な選考をしなければなりません、正当な理由については、子ども・子育て会議の対応方針で特別な支援が必要な子どもの状況と施設、事業者の受け入れの状況と施設、事業者受け入れや能力と体制が難しい場合、それから保育料の滞納、保護者とのトラブル、こういうことで問題点として上げられているんですが、障害児については、加配や施設設備の状況を正当な理由とされたり、つまり障害児を受け入れることがなかなか難しい、相手側ですね。あとは保育料の滞納が要請されたり、滞納実績がある保護者の場合の正当な理由となって応諾義務が除外されるというふうに解しているというところがあるんですね。さらに、保護者とのトラブルでは、施設事業者がトラブルだと認識すれば、契約を結ばなくてもよいとされております。

つまり子ども・子育て支援法が施設事業者に負わせている応諾義務が実際に効力を発揮するかが問題だと、大きな問題だと。このように契約方式による利用方式は、契約がどうなるかは自己責任になっちゃうんですね。保育難民が生まれる危険性があるということですが、どのように考えておりますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

佐藤議員さんのご質問にお答えします。

この条例案におきまして、特定教育・保育施設は、正当な理由がなければ利用申し込みを拒んではならないというふうなことになります。また、市から施設利用者に対しまして施設外にあつせん、また調整及び要請に対する協力をいただいて対応し、施設の入所をお願いしていきたいというふうなことで考えております。

また、国においても、これら不当な理由に該当する項目については、慎重に整理した上で今後運用上の取り扱いについて示していくというふうなことでなっておりますので、国の動向のほうを注視しながら進めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

今は、いわゆる保育料の滞納だとか、それから保護者とのトラブルが受け入れしなくてもいいという正当な理由にされたりする場合があります。それと今、障害児については、加配や設備の状況、うちはこれは無理ですよというふうなものは正当な理由になる可能性があるというんですよ。

厚労省か内閣かわかりませんが、私もFAQというよくある質問に対して明確な答えがどう出

されているか見たことありますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

その部分については見ておりません。ただ、国のほうでも、それらのことも十分検討した上で、今後運用上の基準として各自治体のほうへも案内があるというふうなことで期待をしておりますので、それらを注視しながら市の運用上の取り扱いにも反映させていきたいというふうなことで考えております。

○9番（佐藤文雄君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

これはFAQというかよくある質問の中に書かれているとは思いますが、それは見ていただくと同時に、そういう条例案そのものが国が示す子ども・子育て支援法の従うべき基準と参酌基準、これに基づいて、特定教育・保育施設の確認をするために運営基準を定めることになっているんですね。この条例案は、根本的に問題抱えているというふうに私たちは捉えております。

1つは、今言ったように、保護者は市町村が確認した特定教育・保育施設、または特定地域型保育事業と契約することにより保育を受けることとなります。ところが、保護者が希望しても、特定教育・保育施設が同意しない場合は不成立となる。保育を必要とする子どもが保育を受けることができるとは限らない。施設を利用できない場合や、希望する保育条件より質の低下した条件の施設の入所を選択せざるを得ないという事態も考えられるということなんですね。これについてはどう考えておりますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

そのようないずれの件のことにつきましても、今国のほうでそれらを整理しているというふうなことで聞いておりますので、それらを国のほうででき上がったものを見せていただいた中で、また、市で検討してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それから、問題点のその2なのですが、運営に関しても大きな問題があるんですね。認定こども園、また、家庭的保育事業は給付金、これについて施設型給付であり、用途制限がないために人件費を抑制して利潤を生み出し、それをほかの事業に使用することが可能となるわけですね。そのために幼児保育の質の向上につながる制度とは言えないという、こういう意見もあります。

また、認定こども園、家庭的保育事業等にとっては、保護者から保育料を徴収するために運営の財政基盤は施設型給付費、地域型給付費に保育料を足して運営財源とする仕組みであるために、保育料の滞納は運営費に穴をあけることとなります。

つまり、こういう認定こども園とか家庭的保育の場合は、委託という形じゃなくて一定程度国から支援を受けますが、あと保護者が負担する保育料等については、直接契約になるわけですから、そちらのほうはその事業者が保育料を徴収するということになるわけですね。そうしないと運営できない。認可保育所なり、また私立じゃない市立ね、市立なんかはちゃんと一般財源で保障しますから、そういう財政的な心配はないんですよ。

こういうことで実際に認定こども園なり、小規模保育なりの園にとっては、安定的に運営ができなくなる、そういうことが懸念されますが、市当局はどのように考えておりますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

お答えします。

これらの施設につきましては、公定価格に基づきまして運営費を市から支払われることとなります。また、施設型給付費となり、利用者負担金を差し引いた部分を施設に払うこととなります。そういうふうなことから安定した運営ができるものと考えております。

利用者負担金の未納がまた生じた場合は、まず、施設において滞納金が発生しないよう自主努力をしていただくよう指導してまいります。支払いに応じない保護者などに対しまして、児童福祉施設としての位置づけに鑑み、市が施設にかかわって納付請求を行うことも検討してまいります。

また、特定教育保育施設につきましては、これまで同様県認可施設として県の適切な指導監査のもと運営していくこととなりますが、さらに新制度のもとでは、施設型給付費の対象施設として市が主体的に関与していくこととなっておりますので、佐藤議員さんご指摘の事項なども踏まえまして、施設の安定経営のもとに保育の質の向上につながるよう市で指導していきたいというふうなことで考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

言っている意味わからないですか。財源的に不安定になるんですよ、安定的に運営できると言ったでしょう。

補助する部分は公定価格で、あくまでも補助する部分ですよ。あとの残りについては、保護者から徴収することになるわけですよ。だから、きちっとした運営資金がなければ、この認定こども園なりが運営できないというになるんですよ。だから、不安定だというんです。ところが、認可保育所なり、私立じゃなくて市立なんかは一般財源で保障されますから、別にそういう問題はないわけですね。そういうことを言っているんですよ。

部長にも渡したでしょう、あの記事を。「新制度認定こども園説明会、不安の声が続々」。政府が認定こども園の説明会を内閣府でやったんだって。来年4月から始まるものについて大幅な補助金減となるということで、その認定こども園の認定を返上する動きがあるというんですね。なんか、千代田保育園も認定こども園を返上するんじゃないかという、そういううわさも聞くんですが、そういう意味では、認定に踏み切れないということで、また、急遽9月18日にもう1回

700人規模の説明会を決めたということですね。

そういうことがあるわけですよ。公定価格の問題もあります。ただ今言ったように、運営するときに安定的に運営できるかというところに問題があるわけですね。そういうことを理解しておりますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

佐藤議員さんのほうからいただきました新聞記事等も見させていただきました内部のほうでも協議したところなんです、その時点においては、大部分の施設については、基本となる公定価格、その部分のみの計上で計算をして経営が不安定だというようなことの判断をされているようだというふうなことでありました。その後、県のほうからも、こういうふうなことの不安に対しまして県の考えのほうを示した文書が示しておりますが、そこにまた付加的要素の中での割り増し、その公定価格以外に割り増しのある部分、それらを計上しないために、経営が安定しないというようなことになっているようだというふうなことで、県のほうからも回答はいただいておりますので、各施設において公定価格以外の部分での上乗せ、それらをして計算をすれば、安定した経営が成り立つものというふうなことで今は考えております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

公定価格の問題も問題なんです、確かに。幼稚園児の場合の公定価格と保育園児の公定価格というのは同じなんです。でも、実際には預かる時間が違うんでしょう。でも、そういうところでは矛盾があるわけですよ。そういうところがあるんですが、今私が言ったのは、部長が言ったでしょう、例えば保育料をなかなか納めないとか、そういう問題があるのかなんとかと言ったときには、市が納付請求をいたしますと言ったでしょう。直接契約だから、法的に市が納付請求はできるわけではないんですよ。誤解ですよ、それ。だって、法的には直接契約ですよ、認定こども園。できるんですか、法的に。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

今手元にその点についての資料がありませんので、後ほどご回答申し上げたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

なかなか難しい制度でほんとに複雑怪奇になっちゃっているんですね。今までは要求保育させてください、保育を頼みますというふうにやれば1つの流れでやれましたが、今度は何時間だとか、そういうことまで全部やって、認定を受けてからやるというふうになっちゃうでしょう。そういうところで複雑なんです、ただ言えることは、OECDの保育白書というのがあるんですね。ここには「保護者への直接的な補助金給付は、子どもへの適切な保育の提供にならないこと。

職員の研修の改善や給与の改善に貢献せず、保育の質の向上につながらず、見た目だけのサービスなどに広がる」というふうに指摘しているんです。

今言ったように、公定価格を保護者のほうに給付する。それを代理受領するということなんです。ご存じですか。あくまでも代理受領なんです。つまり保育を受ける保護者に対してその公定価格の分が支給されると。それを代理受領するのが今回の制度なんです。ですから、その不足分については、保護者が直接契約で納めなきゃいけない。そういう点では、経営は不安定になるということなんです。

こういう問題点があるということなんです。これについてはちょっと調べておいていただきたいと思うんですが、今見たようなやり方の制度そのものについての問題点があるということをご指摘しておきたいと思います。答弁を求めても難しいでしょうから。

それでは、次、議案第54号 家庭的保育事業及び設備及び運営に関する基準を定める条例案についてでございます。

家庭的保育事業とはどういうことなのかということ、これについて1回ちゃんと説明してください。私のほうで差し上げたでしょう。家庭的保育事業とはどういうことなのか。

今回、示された認可基準は、無認可保育所の保育者の資格要件が一部改善されるということで、一定の評価はできますが、それでも現行の保育所基準を下回っており、保育に格差が持ち込まれることが懸念されるわけです。

家庭的保育事業の国の認可基準は、ほとんど事業で保育の担い手は、保育の担い手ですよ、保育士資格を必要とせず研修のみでいい。これは小規模保育所事業は、A型は保育士資格全員、B型は2分の1以上、C型は研修のみでいい。こういう保育をする保育士さんの資格がABCのそういうランクになっちゃっているというのが非常に問題だと思うんです。

かすみがうら市条例の第23条の2項では、やはり職員は市長が行う研修を受けたもので国家資格の保育資格でなくてもよいというふうになっております。この市の資格基準は国の示した内容を踏襲しているだけで、実際に小規模保育事業のA型以外は、保育要件として保育資格を必要としないということになってしまうと思うので、これはやはりどんな事業でも保育者は全て保育資格とするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、議員さんご指摘の議案第54号の家庭的保育事業等の趣旨でございますが、家庭的保育事業とは、地域型保育給付の対象、主に3歳児未満児を対象としたものと、家庭的保育事業、5人以下でございます。また、小規模保育事業としまして6名から19名、それらの施設の中でABCというふうな3つのタイプで行うような事業でございます。

また、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、これらは地域の子どもが対象となる施設でございますが、多様な保育ができるというふうなことでの新制度での位置づけとなっております。

また、議員さんのほうからご指摘いただきました保育士の資格等につきましては、国のほうでもいろいろな形での保育事業に当たれるというふうなことで大分対策的には緩めのもので基準をつくっているのかなというふうなところもございますが、市のほうでは、基本的にそれらを判断

できるものもございませんので、基本的には国の基準を参酌して今回は決めさせていただきたいというふうなことで考えてございます。

また、家庭的保育事業等を運営する施設につきましては、新制度のもとでは市が認可主体となっておりますので、直接的に指導監督を行っていくことができることとなりますので、市としては、国の定めている基準、これが最低基準として市のほうでは今回条例のほうを上程させていただいたこととございますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

私、上乘せ基準なんかはどうなんですかというふうなことも、国のいわゆる参酌と従うべき基準と、これについて一覧表で皆さんにお渡しされたと思うんですが、やはり逆に、神戸だったような気がするんですが、基本的に小規模保育については、A型を推奨するというふうな立場で市がそういう対応をしていくと。また、B型、2分の1じゃなくて3分の2にするとかという、そういう上乘せをしているところもあるんですね。ただ国からの参酌だけでやるんじゃなくて、そういう上乘せをする、もしくは市の姿勢としては、認可をする場合にはAを最優先でやるとか、そういうことも考えるべきだと思うんですね。どうですか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

それらのことにつきましては、先行きがなかなか不透明な部分もございますので、この条例で運用させていただいた中で、市の条件等に合ったもので、また条例の変更等は行って、特に必要となるような施設については、特段のまた配慮等が必要な部分もあるかもしれませんので、そこら辺を考慮した中で、また改めて議会のほうへご相談などもしていくようなことがあるかもしれませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

そういうことも検討、来年の4月1日からということになりますが、やはりそういう意味では現実に合わせていく、保育の質を低下させないという立場で市は取り組んでいく必要があるというふうに思います。

あと給食の問題ですね。自園調理方式を基本としているけれども、小規模保育、家庭的保育や事業所内保育は連携施設からの搬入も認められております。これは当かすみがうら市条例の第16条にそうなっておりますが、国のほうのいわゆる基準参酌もそういうふうになっておるようですが、やはり子どもの健康というものを守っていく、そういう意味では、衛生面やアレルギー児の対応、子どもの体調に応じたきめ細やかな食事の提供のためには、給食は自園調理を必須条件にすると。調理員や調理室を設置するべきだと思いますが、この点についてはどういうふうにご検討国どおりにしたんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

議員さんご指摘のこともちょっと心配するような部分はあるかと思いますが、余りにも多くのことを定め過ぎることによりまして、これらの施設に参入しようとするものを少なくするというようなことはちょっと考えたくないというふうなこともありますので、基本的には国の基準を参酌して定めたものであります。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

子どもの保育だから、幾らそういう家庭的な保育だと言っても、5人以上だったり、6人から19人というところであっても、きちっとした自園方式にやるべきなんじゃないかということなんですよ。それについてちょっと答えてないんですがどうですか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

そういうふうなことも考えなくはありませんが、基本的には今申しましたように、そういう事業への参入者、それらの条件として阻害するようなことはできるだけ避けたいというふうなことが前提にありますので、そこまでの答えを今現時点で求めるというようなものとしては考えてはいません。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それから、居宅訪問型保育事業、いわゆる実際に居宅に行ってサービスするということなんです。これについてはいろいろな意見があったようなんです。深夜で保育する、これについては児童養護施設などにおいて複数の職員で対応できるようにすべきだという意見がございます。

また、屋外の階段設置の規制が外されて、4階以上の建物まで認められているようになっておりますが、保育の場所は原則1階とすべきだと思います。さらに、国基準では、立地に関する規制はありませんが、静かな環境での立地を許可基準に盛り込むべきだと思います。

これは横浜なんかはガード下に保育所を設けていたんですね。待機児解消を物すごくキャッチフレーズにしていますが、横浜はそういう形でガード下で保育をしている。それも本当に狭いような条件でやっていて、待機児解消だというふうにあドバルーン上げていますが、実態はそういうことになっているわけですね。

そういう意味では、加えてやる、つまり上乘せしてこの基準を加えていくと、上乘せしていくという考えが必要だと思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

この条例を運用するに当たりまして、そういうふうな弊害等が生じてまいりますことも当然考

えられますので、そういうふうな事例が発生したときには条例等の変更等も含めてまた考えを見直していきたいというふうに考えてございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

今のところ家庭的教育、いわゆる5人以下、それから6人から19人というのは、今の霞ヶ浦地区では余り現実的ではないかなというふうに思いますので、そういう現実的なものになった場合に、よくよく保育新制度が動き出しますので、動き出して各地の経験、そういうものを見て改めて条例について見直すということも必要かなというふうに思います。

それと、家庭的保育事業の認可基準というのは、現行の認可保育所と大きな隔たりがある基準になっている。これは今言ったように、ABCのランクをつけてしまうということですね。これは児童福祉法第1条2項には、「すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」とうたわれており、本法に抵触するような政策が進められているんじゃないかなと思うんですね。

保育士資格は3分の1でよいとされている認可外の保育所、認可外ですよ、——の保育所で子どもの死亡事故率は圧倒的に高いんですね。2013年の1年間における死亡事故件数は、認可保育所で4件、認可外保育所では15件となっております。これは厚生労働省の調べです。入所児童数から換算すると、認可外は認可の実に45倍。こういう事故の率があるということなんですね。ですから、認可保育所と比較すると、無資格者の多い認可外保育所の保育施設の死亡事故の件数は多くてリスクが高い。無資格試験の保育は避けるべきだというふうに思います。ですから、できる限り保育士資格を持った方でやっていくというふうにやるべきだというふうに思いますが、基本的な考え方でよろしいですからお答えできますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

そういうふうな保育士資格を持っていない方は、研修などにより行えるというようなことになっておりますので、市で行う研修内容、それらの質の高い研修の中身として、それらに当たる保育に当たるものに対しての研修を、保育業務に当たるものの質の高い保育ができるような研修を行っていききたいというふうなことで考えておりますのでよろしくお願いします。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

質問に答えてないんだよ。市の研修を受けたらやるという、無資格と同じですよ。何のために学校まで行って国家試験をとって保育士になるんですか。そういうお金をかけて自分で投資をして保育士になって、専門職として資格を持っている。こういう保育士を排除することになっちゃうんですよ。だから、質の高い、低いABCのランクになって、問題になるということなんですよ。

なんか今の答えだと、研修、すばらしいかすみがうら市ですね。なんかどこかの学校の施設み

たいじゃないですか。どのぐらいの研修やるんですか、どのぐらいの研修でこれがオーケーになるんですか。少なくとも今の保育士さんは短大を2年間やらなきゃいけないでしょう、そして国家試験を受けるんです。

ちょっと答弁がとんちんかんですから、そういう保育士資格を優先するというふうに市は考えますかと言っているんですよ。それを逆に質の高い教育を行えばオーケーだ。だって質の高い教育をやるうたって、何回も不祥事起きているじゃないですか、当市でも職員だって。だから、問題だと言っているんですよ。いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

議員さんおっしゃられるとおりであることは間違いありません。ただ一方では、それら保育士さん等がなかなかいないというような現状もありますので、国のほうの基準等はそれらを踏まえた中での基準を定めてあるというふうなことで理解してございますので、市においても、基本的には国の基準を参酌して今回は条例のほうへ提案させていただいておりますが、それらの保育士がなかなかいないというふうな中では、やはりそういったふうな研修も必要であるというふうなことで認識しておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

わからない、そういう研修……では、当市はどのぐらいの研修期間を考えているんですか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

それらの研修については、これから考えていきたいと考えております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ですから、まだどのぐらいの期間で保育士の資格と同じようなレベルになるかというのはわからないじゃないですか。何で保育士が足りないかというのは、賃金が安いというのが大きいんですよ。ですから、私が言っているのは、保育士資格を有するこういう方を優先に市は採用したり、また、そういう運用を考えるということじゃないんですかと言っているんですよ。そういうふうな方向なのに、今言ったように質の高い保育をやるのに研修を受ければいい、その研修期間はまだ今から決めますって。だれが責任持つんですか。市長ですか。市長になっちゃうんだよ、責任は。市長が一応トップですから。どうですか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

申しわけありませんでした。基本的には保育士さん等でやられる方があれば、その人が優先的

な順位ではなってくると思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

よろしく申し上げます。そういう基本的な考え、姿勢が大事だと、かすみがうら市政。

議案第55号です。放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準の条例ですね。学童保育は児童福祉法34条の8に位置づけられた任意規定、これが不明確だったわけです。今度の新制度では、国レベルで初めて設置基準が示されたわけです。

そこでぜひやってもらいたいというのは、いわゆる学童保育には市町村において要綱というものがあるといことなんですね。うちも大塚ふれあいセンターで学童保育、または東小学校で学童保育、また各地学校を使って学童保育をやっていますね。そういう意味では要綱あると思うんですが、要綱ありますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

あります。今現在手元には持ってはございません。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

要綱があるわけですね。これは一番何を言いたいかということ、要綱と設置基準が設備運営に定める条例がばらばらになっちゃっているでしょう。これでは問題なので体系的にする。つまり放課後児童クラブ健全育成条例とかというふうに、そういうふうにきちっと基準の中を定めながら、要綱と一緒にまとめて条例化するということが必要だということなんですが、どうですか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

今議員さんからご指摘いただいたことも踏まえまして、運用しながらそれら矛盾が生じる部分は変えていきたいというふうなことで考えてございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それから、最低基準の目的等という項目があります。この中に追加してもらいたいのは、今市だけではなくていろいろな事業所というか、民間の事業者がやっていらっしゃいますよね、児童クラブというか、放課後児童クラブのね。そういう放課後児童健全育成事業、そういう事業者に対して財政支援を含めて支援しますということも加えるべきだというのが私たちの考え方なんですが、そういう財政支援なんかも市のほうでやるというふうなことを考えていらっしゃいますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

当面は今回提案させていただきます条例をもとに、また、これもこれらにつきましても、また運用する中で随時考えていきたいというふうなことで考えております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それから、設備の基準なんですね。専用区画の面積が児童1人につき1.65平米以上となっておりますが、これは保育の乳児の基準なんですね。少なくとも1人当たり1.98平米以上にすべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

これらの基準につきましても、市が独自に基準等を持って今までおりませんでしたので、どういうふうなものが基準として置いていいかというふうなことがちょっと市独自では判断できる部分ではありませんので、国で定めた基準のほうを参酌してあるものでございますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ちょっと私も話ししたと思うんですよ、いろいろ聞き取りやったときにね。やはりここは何で1.98平米にするかという根拠なんです、全国学童保育連絡協議会というのがあるんですね。1967年に結成されたらしいんですが、この提言では施設の広さ、設備の内容で生活室、子ども1人について1.98平米以上を確保し、生活に必要な用具を備えると。そういうことを言っているんですね。プレールーム、子ども1人につき1.98平米以上を確保し、遊具を備える。ただし、生活室と共用する場合は、子ども1人につき3.96平米以上確保するというふうに厚労省に要請をしているそうです。

保育所では、乳児2歳以上、この保育室の面積が1.98平米なんですよ。大きい小学校に上がっている子どもたちがこの2歳以上の保育室の1.98平米なのに、1.68平米となったらやはり国の基準そのものが低いということなんですよ。学童保育を低く見ているということなんですよ。狭いような状況じゃまずいというふうに思うんですが、そういうところを国の基準に何でも従えばいいんじゃないんですよ。ここでこのポイントが1.98平米にすると、2歳以上が保育室ではなっているんですよ。小学校6年生まで今度は預かろうとしているわけでしょう。そういうところを検討すべきだと思いますが、そういうことは全く考えないんですか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

これらにつきましても、この条例を運用するに当たっていく中で、当然条例をまた変えていくというようなことも視野には入っておりますので、よろしくご理解していただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それから、職員についてです。子ども40人までは支援員は2人以上としておりますが、これも学童保育連絡協議会が要請している、厚労省に要請したものなのですが、20人までは3人、21人から30人までは4人以上の支援員を配置すべきだというふうに要請しているんですね。支援員は全員有資格者としております。新制度では小学校6年生まで対象とすることになったことも踏まえて、設備や支援員の拡充なども具体化するべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

これもまた同じ回答になって大変申しわけありませんが、運用していく中でそれらもまた見直し等も考えていきたいというふうなことで思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

なかなかそう簡単に答えられない問題が多過ぎて困っちゃうと思うんですが、そういう意味では、いろいろな提言をこの学童保育の連絡協議会やっているんですね。一度この提言の中身を見てください。ホームページでちゃんと取れますから。

なかなか厚労省、質問して色よい返事はしているんだけど、実際に条例というか、基準を設けるとなると後退しているんだよね。1.98平米もそういうことも考慮したいと答弁しているんですよ。ところが、1.68になっちゃったんですね。

それから、開所日数なんですが、1年につき250日となっておりますが、実態に合わせて280日というのを提案をしたいと思いますが、当市では何日なんですか、そしてほかの民間の児童クラブがありますね、そこは年間何日というふうになっているか教えてください。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

暫時休憩をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時08分

再 開 午前11時16分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、佐藤議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

細かい資料等については、後ほど委員会などにおきまして提出をさせていただきたいと思いますが、現在、放課後児童クラブ、そちらを運営しているものの数等につきましては、市のほうでは16カ所、1年間のほうの稼働日数でございますが、250日以上というふうなことでございます。

また、民間におきましては、現在4カ所が行われています。おおむね290日程度を運営しているようでございます。また、平成28年度、来年にはまた民間で1保育所が行うというようなことであります。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

その資料を議案審査特別委員会に提出してそこでやってほしいということですね。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

失礼しました。そのようなことであります。

また、一番先の議案第53号のほうのご質問の中で、保育料の徴収が市でできるかというふうな部分があったかと思うんですが、これにつきましては、児童福祉法の改正によりまして、児童福祉法の第56条の第11項でございますが、地方税の滞納処分の例によりこれらを処分することができるということが書かれているというふうなことで、市のほうで徴収ができるというふうなことであります。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

その点については、後で確認させてください。また、私のほうが不用意にそれに対して反論はできませんので、それは確認してやりたいと思います。

以上で終わります。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で議案第52号ないし第65号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている14件の議案の審査は、先例により議長を除く全議員で構成する平成

26年第3回定例会議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま設置されました平成26年第3回定例会議案審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く15名の議員を指名いたします。

それでは、直ちに全員協議会室にて議案審査特別委員会を開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時19分

再 開 午前11時37分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

この際、諸般の報告を行います。

休憩中に、平成26年第3回定例会議案審査特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告をいたします。

委員長に中根光男君、副委員長に山本文雄君。

以上のとおり当選されましたので、報告をいたします。

諸般の報告を終わります。

日程第 2 議案第66号 平成25年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（鈴木良道君）

日程第2、議案第66号 平成25年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で議案第66号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第66号の審査は一般会計決算審査特別委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 3 議案第 67号ないし議案第 72号

○議長（鈴木良道君）

日程第3、議案第67号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてないし議案第72号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの6件を一括議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑通告がありますので、発言を許します。

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それでは、議案第67号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、一つ一つお伺いしていきたいと思えます。

1つは、国保税の賦課状況についてお聞きします。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

資料は、皆様のお手元に配付してあります国民健康保険税の徴収率推移一覧というのがございます。そちらに基づいてご説明いたします。

現年度分の調定額は、一般分と退職分を合わせまして12億8281万8500円となります。過年度分につきましては、6億444万573円となります。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

この平成25年度の賦課状況、いわゆる調定額になると思えますが、この調定額について給与所得とか、営業所得、いわゆる国保では各階層の方が加入されていると思えます。その加入されているところの賦課状況というか、割合について答弁願えますか。

職業別とその金額、これについて、もし順番で並べてもらえばいいですけれども、並べられなかったら後でもいいです。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

まず、給与所得者の方におきましては、2,662件ありまして、4億9977万5100円となります。その次に、営業所得の方に対しましては、656件ありまして、1億9576万9400円となります。次に、農業所得ですが、430件ありまして、1億2091万5700円となります。あと年金所得がありまして、こちらは1,821件ありまして、2億3857万1600円となります。その他の所得としましては

344件、8733万4700円となります。それから、所得がない方につきましては279件、881万3300円、所得不明の方もいらっしゃいまして、こちらは403件、3040万4900円となっております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

今、件数と金額をおっしゃいました。前もって言うておきましたけれども、大体この割合ですね、給与所得、大体順番で割合、それは金額とそれから件数、どの程度になるか、やってませんか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

割合につきましては、ちょっと今滞納分の割合のみ計算しておりまして、後ほど計算してお届けしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それでは、後でこの資料を提出していただいて、これ私は特別委員会の委員じゃないんですよ。だから、後で提出されても困るんだけど、まあいいでしょう。後で提出してください。私、後でもらってそれをチェックしたいと思いますが。

今、大体給与所得の方が一番多いというふうに受けとめましたので、その順序を出して提出して特別委員会のほうにも、私のほうにも提出してください。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

はい、わかりました。そのようにいたします。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それでは、収納率の状況についてお答え願います。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

それでは、収納率についてお答えいたします。

資料は先ほどと同じ資料になります。現年度分と過年度分がございまして、まず、現年度分の収納率につきましては、平成24年度が88.43%、平成25年度が89.6%となります。また、過年度分につきましては、平成24年度が18.88%、平成25年度が22.25%となっております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

これで前年度と比べてどうなんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

現年度分につきましては、収納率が若干上がっております。現年度分、過年度分ともに収納率は若干上がっていると思います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

平成24年度と比べて若干上がっているということですね。

それから、不納欠損がここずっと続いているんですね、その件数及び平成24年度と平成25年度の対比、それから根拠法に基づく内訳についてお答え願います。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

それでは、お答えいたします。

不納欠損の状況ですが、お手元の不納欠損処分経年度実績表というのをお配りしてあるかと思いますが、そちらでお答えしたいと思います。

まず、平成24年度につきましては、執行停止後3年経過。こちらは地方税法の第15条の7第4項ですが、こちらは273件ございまして、4779万2261円となります。その次に、納付納入義務の即時消滅、こちらは地方税法の第15条の7第5項ですが、こちらにつきましては13件、154万5200円ございます。それから時効につきましては、同法第18条となります。こちらは67件、945万8882円となっております。

また、平成25年度につきましては、執行停止後3年経過が242件、5078万866円、納付納入義務の即時消滅、こちらが25件、148万6400円、時効につきましては68件、745万9896円となっております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

全体の件数は減っているけれども、金額はふえたと。その中で同じように、執行停止後3年経過、これが平成24年度と平成25年度を比べると件数は減っているけれども、金額はふえている。

この執行停止後3年経過というのについて具体的に説明していただけますか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

ちょっと手元に資料がございませんので、ちょっと調べたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時50分

再 開 午前11時50分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

それでは、再開は午後1時30分より再開をいたします。

休 憩 午前11時51分

再 開 午後 1時30分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

それでは、佐藤議員の先ほどのご質問でお答えできなかった2つの点についてお答えしたいと思います。

まず、職業別の割合のほうからお答えさせていただきたいと思います。

平成25年度の課税のほうの割合なんですけど、給与所得者につきましては、件数が40.37%、金額でいうと42.30%になります。営業所得につきましては、件数で9.95%、金額で申しますと16.57%になります。また、農業所得につきましては、件数で6.52%、農業所得につきましては10.23%になります。それから、年金所得につきましては、件数で27.61%、金額では20.19%、その他の所得につきましては件数が5.21%、金額でいうと7.39%となります。所得がない方につきましては、4.23%の件数で金額は0.75%となります。また、所得不明の方の件数でいうと6.11%、金額で申しますと2.57%となります。

それから、もう1点、根拠法のほうですが、まず、地方税法の第15条の7第4項、滞納処分の執行停止3年継続ということについてご説明いたします。

こちらは執行停止から3年が経過していますが、執行停止の要件としましては、まず差し押さえるべき財産がないということ、それから生活を著しく窮迫させるおそれがある。滞納処分することによってですね。それがあつ場合。また、滞納処分する財産が不明である。こういうことが条件となつております。

また、次の地方税法第15条の7第5項、滞納処分の執行停止に係る即時消滅。こちらにつきましては、内容的に申しますと、滞納者が死亡しまして、また、相続人もいないような場合、また、差し押さえる財産がない場合、それと外国人就労者が滞納したまま帰国してしまつた場合などが考えられると思ひます。

最後に、地方税法の第18条、地方税の時効消滅ですが、こちらは法定納期期限の翌日から起算しまして5年間行使しないときというふうになつております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

調定額、いわゆる賦課額ですけれども、そういう意味では給与所得者が全体の件数では40%を超えて、いわゆる金額では42.3%ということなんです。

それから、次が年金ですね、年金が件数では27.6で金額では20.2%ということで、これまで国税保稅というのは農業とか営業とか自営業、これが逆に給与所得のほうにシフトしてきているという実態がここで明らかになつたのではないかなというふうに思ひます。

それから、次に、所得階層別収納状況についてお尋ねします。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

では、所得階層別の状況についてお答えいたします。

平成24年度、平成25年度の対比ということでありまして、両方についてお答えしたいと思います。

まず、平成24年度ですが、50万円未満が2,625件、金額でいうと1億3669万8600円になります。50万円から100万円未満が802件、9102万8100円となります。100万円から200万円未満が1,493件、2億7266万3200円となります。200万円から300万円未満が927件で、2億5624万400円となります。300万円から400万円が419件、1億5889万円となります。400万円から500万円が182件、8771万8600円となります。500万円以上につきましては、341件、2億2959万300円となります。

これの平成25年度分につきましては、同じように50万円未満から2,507件、1億2590万2100円、次が50万円から100万円が8616万500円、100万円から200万円が、件数では1,492件で2億7020万3300円、200万円から300万円未満が887件、2億3811万8000円、300万円を超えて400万円未満につきましては399件ありまして、1億5152万6600円、400万円以上500万円未満が191件ございまして、9127万9200円、500万円以上につきましては331件ありまして、2億1839万5000円となつております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時37分

再 開 午後 1時39分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ちょっと数字が違っていたと思うので、もう1回確認していただけますか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

大変失礼しました。

まず、平成24年度のほうから申します。50万円未満につきましては、件数で1,319件、2億3899万1231円となります。50万円から100万円未満が150件、4357万3875円となります。100万円から200万円未満が326件、1億2914万2928円となります。200万円以上300万円未満が205件、1億627万7920円となります。300万円から400万円未満が71件ございまして、4860万3912円となります。400万円から500万円未満が17件、1251万5524円、500万円以上が20件で1607万320円となります。

また、平成25年度につきましては、それぞれ50万円未満が1,208件、2億1539万6145円、50万円から100万円未満が139件、3448万5172円、100万円以上200万円未満が309件、1億2615万2488円、200万円から300万円未満が191件ありまして、1億1043万2398円、300万円以上400万円未満が52件、3182万2254円、400万円以上500万円未満が22件、1137万958円、500万円以上が9件、1064万8100円となります。

申しわけありませんでした。訂正させていただきます。

○議長（鈴木良道君）

佐藤議員、これ全部データではだめですか。

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

今述べましたけれども、決算審査特別委員会のほうで提出していただきたいというふうに思います。

簡単に言いますと、50万円未満が多い。今言ったのは単年度じゃないんですよ、過年度分の合計を言ったと思うんですね。

例えば単年度の場合は、これも資料として出していただきたいと思いますが、所得の給与所得、所得階層じゃなくていわゆる職業別階層を見ますと、単年度での滞納というのが給与所得、これが金額では70%なんです、滞納が。ですから、給与所得の方が単年度、いわゆる現年度ですね、現年度の滞納が70%を超えているという実態が平成25年度ではあったと。平成24年度を見ると、

このデータですけれども、61.7%なんですね。やはり圧倒的に給与所得の方が多というデータになると思います。これについて調べていただきたいということと、それから、私のほうで知りたいというのは、所得不明と所得皆無というのがあるんですが、この所得不明というのはどういうことでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

こちらにつきましては、無申告のもの等になっておると思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

無申告というのは申告していないと、申告していないけれども国保証は出すということで、一応その人には課税というか、請求書というか、国保税の請求書は行っていると。これは逆に言えば、こういう方というのは、保険証を実際に1年限りで、次に繰り越して保険証をもらうという納税相談に来る人がどれだけいるのかというのもポイントだと思うんですね。こういうところで、所得不明の方がやはり過年度の滞納でも金額が相当額にわたっております。この所得不明という人たちに対しての保険証との関係ですね。実際に保険証を最初は郵送しますが、その次は郵送じゃなくて納税相談に来なければ1カ月だけで終わってしまうわけですね。こういうところについては調べておりますか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

そこまでの調べは行ってないと思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

やはりこういうところで所得不明の方が逆に滞納の全体で占める割合も多いんですね。こういうところをきちっと見ていかないと、保険証そのものが持ち合わせてないままになってしまっているというあらわれなんじゃないかなというふうに思います。

それでは、同じように年代別の収納状況、これ平成24年から平成25年のデータはございますか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えします。

こちらのデータは作成しておりません。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

実をいいますと、県の国保連合会で毎年2年ごと更新してつくっていますよね、あのデータというのは当市との関係というのはどうなっているんですか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

当市のほうからデータを上げたもので、国保連合会で2年ごとにまとめているものだと思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

そういうことでデータがこちらから行っているけれども、こちらでデータの集計ができないというのは、どういうわけで集計できないんですかね。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

12番 小座野定信君。

○12番（小座野定信君）

この場は一般質問ではありません。議案に対する審議で私見を入れた質問というのは、この場合には適さないと思います。ご指導願います。

○議長（鈴木良道君）

佐藤文雄君に申し上げます。

一般質問とは違いますので、その辺はご注意願います。

○9番（佐藤文雄君）

勘違いしていますね。一般質問じゃないです、数字ですからね。数字ですよ、一般質問じゃないです。ここに国保連合会のデータがある。

[発言する者あり]

○9番（佐藤文雄君）

だから、ここにどういうふうなデータになっているかというのを……

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時49分

再 開 午後 1時50分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

では、佐藤議員の質問にお答えいたします。

なぜデータがないかということですが、こちらは2年に一度の集計となっております、年度途中においてはこのデータ等ははまだ示せる段階にないということでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それでは、次に、職業別構成の中での滞納分、今言いましたのでこれはいいです。

次に、経年度の一般会計からの法定外繰入額と1人当たりの繰入額について報告願います。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

まず、こちらにつきましては、資料の国民健康保険特別会計、一般会計繰入金の年度別内訳というのがお手元に配付してあると思っておりますが、こちらでご説明いたします。

まず、平成21年度につきましては、2億2162万447円になりまして、1人当たり1万5576円になります。平成22年度につきましては、3億7441万8137円で、1人当たり2万6664円となります。

[佐藤議員「それは法定外でしょう。全体の分」と呼ぶ]

○市民部長（板垣英明君）

失礼しました。では、法定外について訂正させていただきます。

まず、平成21年度につきましては、1130万6000円となりまして、1人当たり795円となっております。平成22年度につきましては、1億2130万6000円で、1人当たり8,639円となります。平成23年度につきましては、1億9798万1000円で、1人当たり1万4248円となります。平成24年度につきましては、2億692万9245円で、1人当たり1万5338円、平成25年度につきましては、2億2443万1530円となりまして、1人当たり1万7046円となります。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ということは、年々法定外の全体の量と1人当たりの繰入額がふえているということで確認してよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

議員お見込みのとおりだと思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それから飛ばして、歳入における過去10年間の国保負担の割合ですが、これどういうふうな傾向になっているかだけでよろしいかと思いますが、国庫負担ですね、これはどういうふうな状況ですか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

一見すると国庫負担は伸びが余らないように思いますが、国保だけではちょっとわからない状況がありまして、この裏の国庫負担のそれぞれの複雑なものが絡み合っていますので、この表だけで国庫負担がふえている、減っているというのはちょっと判断しかねる表となっております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

これはみんなに配付していますか。

あくまでもこれはデータであります。平成17年度が全体の国保会計に占める国庫支出金が33.53だったと。それが平成25年度は23.08%になったという事実は事実として受けとめたいと思います。

それから、医療費なんですけれども、この医療費についてですが、1人当たりの診療費、これはどのくらいになっているのでしょうか。平成24年度と平成25年度だけでいいです。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

診療費の平成24年度と平成25年度なんですけど、平成24年度につきましては、1人当たり21万4567円、平成25年度につきましては、1人当たり22万3320円、約4%ほど上がっております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

これも提出資料の、提出してないと思いますので、提出していただきたいかなというふうに思います。

私のほうでやったデータでいいますと、今度は実際に1人当たりの給付額はわかりますか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

そちらにつきましては、手元に資料がございません。すみません。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

やはりそういうところでだんだん給付ふえていると思いますので、そういう点も確認しておいてください。

それでは、特定健康診査の事業費というのは、いわゆるメタボじゃないですけども、40歳以上ですか、この特定診査だなというふうに思います。これについて平成25年度の予算は約3000万円でした。それが結果的に2300万円という実態ですね。これはこの計画と実態というのの関係を教えていただけますか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

特定健診の予算が3000万円で決算が2300万円ということですが、こちらにつきましては、国の目標はあくまでも対象者の6割を見込んでおります。市は4割ほど見込みましたが、実際には36.8%の受診にとどまりました。考えられることとしましては、この年ちょうどドックのほうが100人ほど人数がふえておりますので、そちらのほうに移行した可能性もあると考えております。以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

では、人間ドックは平成24年度と平成25年度の比較はどうか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

ドックの受診者状況につきましては、平成24年度が672件、平成25年度につきましては760件でございます。

[佐藤議員「金額は」と呼ぶ]

○市民部長（板垣英明君）

そこまでのデータは今ちょっと手元ございません。申しわけございません。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

そういう意味では、人間ドックの件数が多くなっていると。金額も平成24年度と平成25年度比べて多くなっているということが確認できたかなというふうに思います。

健康管理というのは非常に大事ですからよろしくお願いします。

それでは、次、後期高齢のほうに移らせていただきます。

後期高齢も資料行っているかと思いますが、行っておりますか。これ、平成24年と平成25年だ

けでいいです。平成24年度と平成25年度あたりの所得額と保険税について。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

資料が皆さまのお手元にいつているかと思いますが、後期高齢者の医療制度加入被保険者の所得と保険料の推移、こちらでご説明いたします。

平成24年度の所得につきましては、1人当たり33万9501円、保険料につきましては、1人当たり4万2145円、平成25年度につきましては、35万1825円に対しまして、保険料が4万2632円となっております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

所得額に対する保険税の割合はどうでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

平成24年度につきましては12.41%、平成25年度につきましては12.12%となっております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

3番目です。短期保険証の発行数について同じく述べてください。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

同じ資料になりますが、やはり平成24年度につきましては、短期保険証17件発行しております。平成25年度は44件の発行となっております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

これは短期保険証がふえていますよね。一旦ふえてまた減って、またふえているということについては、理由か何かはわかりませんか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

そこまでの理由は今のところちょっとまだ検証の段階であります。検証中でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それでは、後期高齢者医療制度、その中では普通徴収と特別徴収、特別徴収というのは年金から天引きする。実際には天引きができない、そういう低所得者の方は、普通徴収という形になっていると思いますが、その被保険者数及び特別徴収と普通徴収者の内訳、ここに書いてあると思いますが、実際に普通徴収者の全体の割合、割合についてここに数字が出ていないので、計算していると思いますので、その計算で教えていただけますか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

割合ですが、被保険者に対しての特別徴収の割合は……普通徴収の割合は86.5%……

〔佐藤議員「逆です。それは特別徴収。普通徴収です」と呼ぶ〕

○市民部長（板垣英明君）

ちょっと計算させてください。

お答えいたします。

被保険者に対する普通徴収の割合は、86.68%となります。すみません。22.09%となります。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

前もってちょっと調べておいてくれと頼んでいるんだけど、普通徴収者の割合がどうなっているのかというのが大きいんですよ。私のほう計算では、データから単純に計算すると、平成24年は全体の被保険者が5,079でしょう、違いますか。そして普通徴収が1,236ですよ。そうすると24.33ですよ。平成25年は全体が5,176です。そして被保険者のいわゆる普通徴収者が1,112なんですよ。21.48%なんですよ。こういう数字になりますが、どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

はい、確認しましたらそのとおりでございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

平成25年度と平成24年度で普通徴収の方がかなり減っているんですよ。120ぐらい減ってい

るんです。124人ですかね、これは個人個人ですから。124人減っているんですが、これはどういうことというふうに想定すればよろしいでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

正確にはわかりませんが、その分特徴対象者がふえてございます。特徴のほうに移行したのかなと思われまます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

そういうところも分析をしていただきたい。それはなぜかという、滞納にかかわってくるんですね。普通徴収の方が、特別徴収の場合は年金から天引きしますから問題はないと思うんですが、普通徴収の方はやはり納付書が来て納付しなくちゃいけない。そうなると、滞納するという可能性があって、逆に厳しい状況で短期保険証に通ずるということになると思います。そこについて普通徴収者の収納状況について、平成24年と平成25年についてご説明いただきます。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

それでは、こちらにつきましては、現年度分につきましては、平成24年度が収納率が95.07%、平成25年度が96.89%となっております。過年度分の平成24年度が29.99%、また、平成25年度につきましては、23.79%という数字になってございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

この表にあるように、金額でないとよくわからないんですね。今おっしゃいましたが、このデータからいうと平成24年と平成25年の現年度、当年度の収入未済額というのは、逆に言えば当年度の滞納額になると思うんですね。そうしますと、平成24年度は約397万円ですね。そして平成25年度が238万円。繰り越しているもの、繰り越しは平成24年度が304万円、平成25年度が455万円になっているんですね。これで確認してよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

そうでございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それで滞納繰越額がふえる傾向になっていますよね。一方で、不納欠損について、これに関連

して説明願えますか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

では、こちらもお手元の不納欠損処分経年度実績表についてご説明いたします。

まず、平成25年度の先ほどの国保と同じように平成25年度執行停止後3年経過のものが28件で6万2100円、納付納入義務の即時消滅、こちらはございません。時効が68件、60万8700円となっております。合計で96件の71万800円、こちらが不納欠損となっております。

ちなみに、平成24年度につきましては、執行停止3年経過が10件の15万1800円、時効が1件、1万8800円、トータルで11件の17万600円、合わせますと107件、88万1400円となっております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

平成24年と平成25年でふえていますよね。大幅にふえていると思いますが、これは特に時効5年というのが件数的には多いんですけれども、執行停止3年も多いですね。これはどういうふうに見たらよろしいのかということなんですけれども、そこまでは分析しておりませんか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

分析してございません。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ですから、こういう現年度滞納、それから過年度滞納がどういうふうになっているか、それから短期保険証がどういうふうに行われているかという、こういう相関関係もやはりきちっと説明できるように調査をしていただきたいというふうに私は思います。

以上で、議案第68号の後期高齢は終わりたいと思います。

それでは、次、下水道のほうよろしく申し上げます。

下水道のほうです。建設費分担金、負担金及び使用料及び手数料、これは過去5年間ですが、実際平成24年と平成25年比べて徴収率が改善されているかどうかを簡単に言ってください。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

お答えをいたします。

資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

現年度分担金、負担金合わせたもので、平成25年度収納率は97.2%、平成24年度と比較いたしますと0.5%の減でございます。

なお、この減の理由といたしましては、4名の方の未納金がございました。1名の方について

は、平成26年9月に入金をいただき、残りの3名の方については、分納によって現在決められた額を納入いただいております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

加入状況について過去5年間のデータというふうに言っていますが、今平成24年、平成25年、これも改善されていますか、加入状況。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

加入状況につきましては、資料の5ページでございます。平成25年度末の公共下水道の加入状況につきましては、対象戸数9,798戸に対しまして前年度対比125戸の加入があり、9,264戸が接続し、94.5%の加入率となっております。

ご指摘をいただいております加茂・牛渡流域特定環境保全公共下水道につきましては、前年度対比31戸、加入率3%の増でございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

平成24年と平成25年でどうなのかということだけじゃなくて、改善されているかということなんです。特に今私が指摘しようと思った加茂・牛渡流域特環ですね。これが前回も目標を幾らと言いましたか、5%を目指すというふうに答弁したんじゃないかなと思うんですが、実際は何%ですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

ご指摘のように5%、48件の加入を目指すようなご答弁を申し上げましたけれども、現在、実際といたしましては厳しい状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ですから、なぜ厳しい状況なのかという、厳しい話では決算にならないんです。目標ということで近づけるということで、その近づけてもかなり遠いよというふうなことを言ったと思うんです。これが今まで最高でも平成20年で6.6%でしょう。だから、5%というのは現実的な数字かなというふうに思ったけれども、なぜそれができなかったかということなんです。それが決算ですよ。なぜできなかったのか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

既にご答弁は申し上げますけれども、下水道の接続につきましては、戸別訪問を県の職員と同行により実施をした経過がございます。それにもかかわらず実際できなかったということにつきましては、今後さらなる検討を重ねてまいらなければならないというふうには考えてございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

さらなる検討、検討では見当つかないですよ。いつまでになっているかね。

具体的にやはり実際に加入してない方がいらっしゃるわけでしょう。数字的にわかっているわけですよ。ですから、前に調査活動したでしょうよ。調査したときにどういう声がそれに反映しているか。それと同時に、もう一度そういうふうに個別に意見を聞いて、それに基づいて対策を練るといふふうにやっていかないと対策にならないんですよ。前にアンケート取りましたよね。あれは2年前ですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

アンケート調査の結果でございますけれども、平成24年度に実施をした内容で、その中で当分の間接続見込みなしというような回答が大きな割合を占めてございますので、この接続見込みなしの方につきましては、さらに個別訪問を重ねて加入の促進に努めてまいりたいというふうには考えてございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ですから、そういうアンケートに基づいていろいろデータが出ているわけですから、そこに市としての対策というのも考えていく必要があるのかなというふうに思います。

それでは、5番目のほうで、建設費総額に対する平成25年度、平成24年度ですね、平成25年度の使用料総額の比率、千代田地区と霞ヶ浦地区、それぞれ幾らになるか。また、この下水道の事業債はいいです。この分だけ言っていただけますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

建設費総額に対する平成25年度使用料総額の比率につきましては、資料の7ページでございます。

初めに、建設費総額は241億4646万1144円に対する使用料の比率でございますが、使用料総額は3億2401万5280円であり、千代田地区の使用料は2億5233万7360円となり、千代田地区建設費

123億3100万7910円による比率は2%となります。

また、霞ヶ浦地区使用料も同様に比較いたしますと、霞ヶ浦地区建設費118億1545万3234円に対し、比率は0.6%となります。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

こういう数字を見ますと、やはり千代田地区の問題では2%、霞ヶ浦地区が0.6%ですから、この点がやはり問題なんじゃないかと思うんですね。それで使用料についての割合をちょっと述べていただけますか、使用料全体の割合。千代田地区と霞ヶ浦地区の使用料の割合。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

千代田地区の使用料は2億5233万7360円、霞ヶ浦地区使用料は7167万7920円でございます。

[佐藤議員「私は割合を言ったんです。割合はどうですかと言ったんです、100に対して」と呼ぶ]

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

すみませんでした。千代田地区につきましては77.88%、霞ヶ浦地区22.12%でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ちなみに建設総額について、これも霞ヶ浦と千代田地区、割合言っていたいただけますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

建設費総額でございますが、241億4646万1144円に対する使用料の比率でございますが……

[佐藤議員「そうじゃない、建設総額に対して千代田地区と霞ヶ浦地区の割合」と呼ぶ]

○土木部長（渡辺泰二君）

すみません、ちょっと……すみません。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時23分

再 開 午後 2時24分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

お答えをいたします。

平成25年度までの建設投資総額でございますが、7ページの右側となります。

投資総額は241億4646万1144円でございますが、千代田地区は123億3100万7910円、全体の51%、霞ヶ浦地区は118億1545万3234円で全体の49%となっております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ということは、やはり使用料については、千代田地区が78%、霞ヶ浦地区が22%、建設総額については霞ヶ浦地区が49%でしょう、そして千代田地区が51%なんです。こういうアンバランスがありますよということなんです。ここについて霞ヶ浦地区のほうの公共下水道、こういうところの投資に対して効果的にやるにはどうしても加入者をふやしていかないと根本的な対策をとらなさいいけないということなんです。このことについてぜひ検討して、特別会計決算審査特別委員会でご審議していただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

ご指摘のとおりいたします。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それでは、農業集落排水事業。

これについては、同じように分担金、使用料が改善されているか。

○議長（鈴木良道君）

10分間暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時27分

再 開 午後 2時38分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

お答えをいたします。

資料の10ページでございます。

分担金につきましては、総額131万8343円の収入があり、11.4%の収納率で前年度対比6.1%の減となっております。使用料につきましては、現年度、過年度合わせまして収納率は97.1%と

なり、平成24年度と比較いたしまして0.3%の減となっております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

土木部長、改善されているかと聞いているんですよ。その数字言ったら改善されていないというふうにしかなれないんですけども。その時になぜマイナスになったのかというところが分析なんじゃないですか。私の質問は改善されていますかという質問なんですよ。それに答えがないからややこしくなるんですよ。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

申しわけありませんでした。結果的には改善はされてございません。平成25年度に実施をいたしました加入促進状況におきましても、30%を占める当分の間接続見込みなしというような結果も出ておりますので、先ほどの下水道と同じような形で戸別訪問を行い、加入促進に努めてまいりたいというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

当分がなかなか難しいと。当分難しいなんていうことではまずいですから、ぜひ努力をしていただきたい。根本的な改善策というか、それが必要なんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ市長なんかも相談して、新しい加入促進のための方策というのを考えていただきたいというふうに思います。

それでは、介護保険のほうに移らせていただきます。

介護保険については、予算と決算の差額、これについて簡単にご説明いただけますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

お答えいたします。

お手元のほうに配付されているかと思いますが、介護保険給付費予算決算額というようなことでタイトルが打たれているものでございます。

棚が幾つかに分かれているかと思いますが、一番上の棚に保険給付費となっている棚があると思います。この棚は、その2段目以降の棚全てを合計したものの額というふうなことでございます。この合計の給付費につきましては、平成25年度では決算額で申しますと27億4178万1068円というふうなことでございます。予算との差額におきましては、6741万7932円というふうなことで記載してございます。以下、その中身の内容につきましては、各サービス等によってそれぞれ記載されております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

だから、平成24年度と平成25年と私言いましたけれども、つまり保険給付費が伸びていますよということなんじゃないですか、決算で。そこを話ししてほしいんですよ。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

失礼しました。給付費総額におきましては、平成24年度と比較しまして104.2%というような伸びとなっております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

当初の計画はどうでしたか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

予算額から比較してもらえればと思うんですが、そこでも同じような伸びになっているかと思えます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

同じような伸びですか、計算しましたか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

24と25の予算額におきましては、104.2%というような数字でほぼ同じようなことかと思えます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

予算と決算で実際にどういうふうに伸びているか、今後どういうふうに伸びるかという点での検証が必要だということを強調したいと思います。

それから、不納欠損ですね、この不納欠損についてご説明いただきます。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、お答えいたします。

2枚目のほうのページに記載してございます。タイトルが欠損件数及び金額というようなことでタイトルが打たれてございます。

一番下に平成25年度の不納欠損の内容が記載してございます。平成25年度においては、平成21年度分と平成22年度分合わせまして232件の不納欠損数で、額としましては720万2425円というような内容でございます。

その欠損の中の人数でございすが、合計では226名というようなことで、職権消除による欠損が1件、死亡による欠損が34件、転出・出国21名、収入見込みなし170名というような状況です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

介護保険というのは、不納欠損のやり方というのは、国保とか一般の税金とは違うやり方をとっているというふうに思いますが、これはどういうわけかご説明できますか。

では、いいです。後で教えてください。

2年で大体介護保険の場合は、不納欠損というか今言う欠損になっているので、そうしますと、これが実際に行われると、介護を受けようとしたときに、介護が100%使用料が負担がかかるというふうに聞いていますがどうですか。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時46分

再 開 午後 2時57分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、佐藤議員さんのご質問にお答えします。

介護保険料の滞納者におきまして各種サービスを受ける場合には、1年から1年6カ月の間に、条件にもよりますが、未納であった方に関しましては、一旦自己負担において全額を払っていただき、その後申請に基づきまして、結果的には1割負担というようなこととなります。

また、それと2年以上滞納している場合でございすが、一旦は全額納めていただき、その後、滞納の期間等によりまして、本人負担は3割というようなことでの対応をしているところで

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

そういうことで、滞納すると一旦全額を払わなくてはいけないということがあると、結果的に1割負担になったとしても、全額払わなくてはいけなくなっちゃうと。非常に介護保険を受けに

くくなるということになるかと思えます。

それでは、普通徴収の、過去5年間の被保険者のデータがありますからこれはいいです。これ伸び率だけ教えていただけますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

平成25年度におきましての1号被保険者でございますが、1万922名のうち1,517名の認定者数というふうなことでございます。認定率としましては13.89というふうなことで、平成24年度の14.14%と比較しますとやや平成25年度は下がっている状態だと思えます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

私も資料請求ちょっとまざったんですが、要支援もあるかと思えますので、後で要支援のものの教えていただきたいと思えます。

それでは、徴収の問題ですが、これも普通徴収と特別徴収がありますね。特別徴収じゃなくて、特別徴収は天引きでいいんですから、年金からね。不普通徴収のことについて説明願えますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

普通徴収についてのご質問でございますが、第1号被保険者数が1万922名、うち普通徴収者数でございますが、2,094名。その割合でございますが、19.17%というふうなことでございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

収納率も。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

収納率におきましては、83.9%でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

そういうことでは、2割近い方がこういう滞納をしているということがありますので、介護保険が受けられなくなる危険性がありますので要注意してもらいたいと思えます。

では、次に水道のほうへいきます。

まず1つ、当該年度の前年度と比べての差額、分析結果について説明願います。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

お配りしております資料①をごらんいただきたいと思います。

平成25年度は、一般会計から営業外収益といたしまして3700万円の補助金を受けております。決算における損益計算におきまして、2321万9461円の純利益となっております。

予算と決算の差額について説明をさせていただきます。

水道事業収益におきましては、平成25年度水道の加入金と雑収益等の増によりまして1548万2000円の差額となっております。また、水道事業費用につきましては、予算に対しまして人件費、薬品費、受水費、支払利息等の減額がありましたが、減価償却費、資産減耗費が増加したため、1190万5000円の差額となっております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

純利益について説明願います。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お配りしております資料②をごらんいただきたいと思います。

純利益につきましては、平成23年度は877万円の赤字決算でありました。平成25年度決算におきましては、平成24年度の決算に続き黒字決算となる2322万円の純利益を確保しております。純利益につきましては、全額を減災積立金に積み立て処分させていただきたいと考えております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それから、給水原価ですね、これについて簡単に説明いただけますか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

こちらにつきましても、資料③をごらんいただきたいと思います。

給水原価につきましては、昨年度より3.1円増加の247.6円となっております。有収水量が昨年度よりおよそ2万立方メートル、率にして0.5%減少する中で、減価償却費が増加しております。人件費は減少しましたが、電気料金、受水費、減価償却費、支払利息が原価の中で多くを占めておりますので、給水原価と供給単価の差額の解消は進んでいない状況でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それでは、企業局からの購入水とその金額について簡単に説明してください。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

こちらにつきましては、資料の④をごらんいただきたいと思います。

平成25年度は県西用水から日量4,600、県中央と1,400立方の契約によりまして、その中で受水申し込みを行っております。過去5年間の実績と当該年度を比較してみますと、日々の配水量にかかわらず月単位で一定量の申し込みを行っておりますので、県西、県中央を合わせた受水水量の合計、それぞれの受水費を加えた合計額は、これまでの5年間を見ますと、余り差は生じていないと考えております。

ただ、平成26年度、今年度につきましては、県中央からの受水量を増量しておりますので、この分の受水費がふえることとなります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それで、この資料に私、途中で追加したのは、水源の内訳なんですね。年間総配水量に対して受水水量と地下水量の割合。これについて説明いただけますか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

こちらにつきましても、資料④の下側をごらんいただきたいと思います。

こちらが平成20年度から平成25年度までの水源の内訳でございます。平成25年度につきましては、水源といたしまして年間で426万4947立方、地下水が224万1442立方でございます。それと受水水量といたしまして202万3505立方でございます。割合といたしましては、地下水が上回っているということでございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それで、これ私でいろいろ調整してやっていたのが、つまり原水及び浄水費ですね、これが見ますと次第に上がっていますよね。平成20年度81.5が今現在89、1立方に対してなっていると思うんです。今度は平成26年度ですね、参考ですが2,100にしましたよね。そうすると地下水量と受水水量が変わってくると思いますが、この割合とそれから今言った原水及び浄水費の単価はどのぐらいになりますか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

まず、平成26年度、本年でございますが、2,100トンまでふやした場合、県中央だけで申しますと、基本料金で2032万8000円の増加になります。合わせまして使用料金、これは申し込みによ

ってのものでございますが、使用料金につきましては1660万7500円、合わせまして3693万5500円の費用が増加すると見込んでいるところでございます。

それと原水及び浄水費に対しての比較かと思いますが、こちらにつきましては、動力費、浄水以外の動力費等も含まれておりますので、見通しといいますか、概略になりますけれども、これを割りますと90.2円になるかと思いますが。さらに原水及び浄水費の比重がふえてくるということでございます。

それと県水と地下水の割合でございますが、2,100にふやすことによりまして、今までは地下水のほうが割合が高かったわけでございますけれども、平成26年度につきましては、5割以上を県水に頼るということになってきます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

2,100になると地下水と受水費の逆転が起こって、原水及び浄水費、これについては単価が上がってしまうという結果だということですね。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

議員お見込みのとおりでございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それから、東電の補償料について説明いただけますか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

こちらにつきましては、資料を用意してございませんので口頭でのお答えとなります。

東京電力株式会社の福島第一原子力発電所及び第二原子力発電所の事故によります原子力損害の補償請求にかかわります補償料につきましては、当水道事業といたしましては、2つの浄水場において月2回ずつ実施しております。これは水道水の放射能測定に係る費用でございます。総額で78万1200円でございます。全額が補償されております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それから、給水人口等について簡単に説明いただけますか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

過去5年間の給水人口についてお答えいたします。

お配りしております資料⑥をごらんいただきたいと思います。

年々給水人口は減少傾向にあります。平成20年度4万2670人であったものが、平成25年度は4万1161人になっております。人数にいたしまして1,509人の減、率にいたしまして3.5%の減少になるかと思っております。給水量につきましては、これまでのところ給水人口の推移に合わせて減少傾向にありますので、これ以後も同じような推移をたどるかと思っております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

今総合計画というか水道事業の計画をつくっているという段階ですので、ここではお答えができないかなと思うんですが、人口とか給水量の予測というのは、ここではまだ答えられないということではよろしいですか、まだ答えられませんね。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

議員おっしゃるとおりでございます。今現在、来年度の水道ビジョンに向けて基礎資料の整理をしているところでございまして、今の人口推計等につきましても検討している段階でございますので、この場での回答は差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それから、他会計、いわゆる一般会計からの補助金がどんどん削られていますが、それに対してそれなりに、一時平成23年は赤字になりましたが、その後は何とか回復をしているということですが、対策について簡単に説明いただけますか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

平成20年度からの一般会計の補助金につきましては、お配りしております資料⑦をごらんいただきたいと思っております。

議員ご指摘のとおり、平成20年度は9000万円の補助金でございましたが、平成25年度は3700万円でございます。一般会計からの補助金3700万円につきましては、現状の水道料金体系を維持するため、収益的収入の営業外収益として計上いたしまして、企業債利息に全額を充当しております。一般会計からの補助金により、供給単価と給水原価の差額分を補っている現状でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

これを見ますと人件費が随分圧縮されていますが、人件費がどんどん人数が減っていますが、これはどういうふうに所長は見ていらっしゃいますか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

確かに人件費、人数そのものが減っているところでございます。なるべく外注等外部委託できるものはするということで今まで来ております。今後も外注できるものは外注したいと考えているところでございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ということは、今現在の人数で8人で事足りるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

人数につきましては、8人減らされましたが、どうにかやりくりでやっているという現状でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

最後になりますが、水道事業における霞ヶ浦地区と千代田地区の比率について簡単に説明してください。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

水道事業におけます霞ヶ浦地区と千代田地区の比較についてでございますけれども、こちらにつきましても、お配りしております資料の⑧をごらんいただきたいと思います。

まず、給水収益でございますが、合計で9億744万800円でございます。このうち霞ヶ浦地区は3億2363万7000円、率にいたしまして35.7%、千代田地区は5億8381万1000円、率にして64.3%となります。

それと給水人口につきましては、合計で4万1161人、このうち霞ヶ浦地区は1万6067人、率で39.0%、千代田地区につきましては2万5094人、率で61%でございます。

それと加入戸数でございますが、こちらにつきましては、合計で1万5024戸、霞ヶ浦地区が5,477戸、率にいたしまして36.5%、1戸当たり2.9人になるかと思えます、それと千代田地区につきましては9,547戸、率で63.5%、1戸当たり2.6人ということになります。

それと表の中で1日最大給水量でございます。こちらにつきましては、平成26年2月9日、ここの冬でございますが、こちらに記録されております。この日は凍結による漏水がかなり多かった日かと思えます。この日は合わせて1万3096立方の配水量がございました。このうち霞ヶ浦

地区は5,851立方、率にして44.7%、千代田地区は7,245立方、率で55.3%でございます。

説明は以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

千代田地区と霞ヶ浦地区の全体の割合については、収益とそれから加入戸数、これは大体35～36で、霞ヶ浦地区が35～36で千代田地区が63～64というような感じで整合性はとれているというふうな感じかなというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で議案第67号ないし第72号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第67号ないし議案第72号までの6件の審査については、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会へ付託いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 4 議案第 73号 市道路線の変更について

○議長（鈴木良道君）

日程第4、議案第73号 市道路線の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で議案第73号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第73号の審査は、所管である産業建設委員会へ付託をいたします。

日程第 5 請願第 8号 「集団的自衛権容認の閣議決定」の撤回を求める意見書提出の請願書

○議長（鈴木良道君）

日程第5、請願第8号 「集団的自衛権容認の閣議決定」の撤回を求める意見書提出の請願書

を議題といたします。

請願の委員会付託についてお諮りいたします。

本請願は会議規則第141条第2項の規定により平成26年第3回定例会議案審査特別委員会に付託をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（鈴木良道君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

続いて、休会についてお諮りいたします。

委員会の審査及び議案等の調査研究のため、9月12日から18日までの7日間を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、9月12日から18日までの7日間休会とすることに決しました。

次回は9月19日定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時21分

平成26年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第5号

平成26年9月19日(金曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	来 栖 丈 治 君	9番	佐 藤 文 雄 君
2番	小 倉 博 君	10番	中 根 光 男 君
3番	川 村 成 二 君	11番	鈴 木 良 道 君
4番	岡 崎 勉 君	12番	小座野 定 信 君
5番	山 本 文 雄 君	13番	矢 口 龍 人 君
6番	田 谷 文 子 君	14番	藤 井 裕 一 君
7番	小松崎 誠 君	16番	廣 瀬 義 彰 君
8番	加 固 豊 治 君		

欠席議員

15番 山 内 庄兵衛 君

出席説明者

市 長	坪 井 透 君	環境経済部長 (併)農業委員会 事務局 長	根 本 一 良 君
副 市 長	石 川 眞 澄 君	土 木 部 長	渡 辺 泰 二 君
市 長 公 室 長	木 村 義 雄 君	会 計 管 理 者	高 田 忠 君
総 務 部 長	小松塚 隆 雄 君	消 防 長	井 坂 沢 守 君
市 民 部 長	板 垣 英 明 君	教 育 部 長	飯 田 泰 寛 君
保 健 福 祉 部 長	金 田 克 彦 君	水 道 事 務 所 長	田 崎 清 君

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長 君 山 悟
〃	補 佐 乾 文 彦
〃	係 長 小 池 陽 子
〃	係 長 杉 田 正 和

議事日程第5号

- 日程第 1 議案第52号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
議案第53号 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の制定について
議案第54号 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定

- める条例の制定について
- 議案第 5 5 号 かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 5 6 号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 5 7 号 かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 8 号 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 9 号 平成 2 6 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 6 0 号 平成 2 6 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 6 1 号 平成 2 6 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 2 号 平成 2 6 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 3 号 平成 2 6 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 4 号 美並小学校校舎耐震補強及び大規模改造工事請負契約の締結について
- 議案第 6 5 号 霞ヶ浦中学校屋内運動場大規模改造工事請負契約の締結について
- 日程第 2 議案第 7 3 号 市道路線の変更について
- 日程第 3 請願第 6 号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に関する緊急請願
- 日程第 4 委員会発議第 6 号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」を「農林水産業・地域の活力創造プラン」に反映させるにあたり生産現場の実態を考慮し慎重に対応することを求める意見書（案）
- 日程第 5 請願第 7 号 教育予算の拡充を求める請願
- 日程第 6 委員会発議第 7 号 教育予算の拡充を求める意見書（案）
- 日程第 7 請願第 8 号 「集団的自衛権容認の閣議決定」の撤回を求める意見書提出の請願書
- 日程第 8 閉会中の継続審査について
- 日程第 9 閉会中の所管事務調査について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 5 2 号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 議案第 5 3 号 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営

- に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第54号 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第55号 かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第56号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第57号 かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第58号 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第59号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第60号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第61号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第62号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第63号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第64号 美並小学校校舎耐震補強及び大規模改造工事請負契約の締結について
- 議案第65号 霞ヶ浦中学校屋内運動場大規模改造工事請負契約の締結について
- 日程第2 議案第73号 市道路線の変更について
- 追加日程第1 議案第74号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について
- 議案第75号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について
- 追加日程第2 議案第76号 かすみがうら市監査委員の選任について
- 日程第3 請願第6号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に関する緊急請願
- 日程第4 委員会発議第6号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」を「農林水産業・地域の活力創造プラン」に反映させるにあたり生産現場の実態を考慮し慎重に対応することを求める意見書（案）
- 日程第5 請願第7号 教育予算の拡充を求める請願
- 日程第6 委員会発議第7号 教育予算の拡充を求める意見書（案）
- 日程第7 請願第8号 「集団的自衛権容認の閣議決定」の撤回を求める意見書提出の請願書
- 日程第8 閉会中の継続審査について

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立をいたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第 1 議案第52号ないし議案第65号

○議長（鈴木良道君）

日程第1、議案第52号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定についてないし議案第65号 霞ヶ浦中学校屋内運動場大規模改造工事請負契約の締結についてまでの14件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっている14件の議案の審査は、平成26年第3回定例会議案審査特別委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

平成26年第3回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君。

[平成26年第3回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君登壇]

○平成26年第3回定例会議案審査特別委員会委員長（中根光男君）

おはようございます。

議案審査特別委員会委員長報告を行います。

平成26年第3回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定により、ご報告をいたします。

本委員会は、平成26年9月11日に付託されました議案第52号ないし議案第65号の14件について、9月11日、12日、16日に市長、副市長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第52号ないし議案第55号は異議があり、起立採決の結果、起立多数で可決すべきものと決定をいたしました。

また議案第56号ないし議案第65号は異議がなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会会議録は作成次第配付いたしますので、ご理解を願いたいと思います。

以上で平成26年第3回定例会議案審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長報告に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長報告に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第52号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第52号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議があるため起立により採決いたします。

議案第52号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第52号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定については可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第53号 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

9番 佐藤文雄君。

[9番 佐藤文雄君登壇]

○9番（佐藤文雄君）

おはようございます。

議案第53号 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

本条例案は、国が示す子ども子育て支援法の従うべき基準と参酌基準に基づいて特定教育・保育施設の確認をするための運営基準を定めるものでありますが、この条例案には根本的な問題を抱えております。

保護者は市が確認した特定教育・保育施設または地域型保育事業と契約することにより保育を受けることとなります。ところが保護者が希望しても特定教育保育施設が同意しない場合は不成立となり、保育を必要とする子どもが保育を受けることができるとは限りません。施設を利用

きない場合や希望する保育条件より質の低下した条件の施設への入所を選択せざるを得ない事態になることも考えられます。

子ども子育て支援法は、特定教育、保育施設は支給認定保護者から利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないと保育の応諾義務がうたわれております。しかし、定員超過で申し込みがあった場合は、公正な選考をしなければなりません。正当な理由について子ども・子育て会議の対応方針で、特別な支援が必要な子どもの状況と施設事業者の受け入れの状況と施設事業者受け入れや能力と体制が難しい場合や保育料の滞納、保護者とのトラブルなどが挙げられております。障害児については、加配や施設設備の状況を正当な理由とされたり、保育料の滞納が予想されたり、滞納実績がある保護者の場合も正当な理由となり応諾義務が除外されます。さらに、保護者とのトラブルでは、施設事業者がトラブルだと認識すれば契約を結ばなくてもよいとされています。つまり、子ども・子育て支援法が施設事業者に負わせている応諾義務が実際に効力を発揮するかは大きな疑問であります。このように契約方式による利用方式は契約がどうなるかは自己責任となり、保育難民が生まれることとなります。

運営に関しても大きな問題があります。認定こども園や家庭的保育事業などは給付金について施設型給付であり、使途制限がないため人件費を抑制して利潤を生み出す。それをほかの事業に使用することも可能となります。そのため、幼児教育の質の向上につながる制度とは言えません。

OECD保育白書は、保護者への直接的な補助金給付は、子どもへの適切な保育の提供にはならないこと。職員の研修の改善や給与の改善に貢献せず、保育の質の向上にもつながらず、見た目だけのサービスなどが広がると指摘しております。

また、認定こども園、家庭的保育事業者等にとっては、保護者から保育料を直接徴収する利用者と事業者との直接契約でありますから、運営の財政的基盤は施設型給付費、地域型給付費に保育料を足して運営財源とする仕組みであるため、保育料の滞納は運営費に穴をあけることとなります。この保育料の滞納について直接契約方式となる認定こども園などの保育料を市町村が徴収できるという法的根拠があるかと、私はただしたところ、保健福祉部長は代行徴収ができると答えました。しかし、書類を見ますと、保育料の支払いに応じない保護者等については、法律上、市町村がかかわって納付請求できるという代行徴収の仕組みがあるということだけであり、市町村が減収分を公費で補填するものではないということがわかりました。代行徴収ができるといっても施設側の請求に基づき、地方税の滞納処分の例による処分だということでもあります。したがって、保育料の滞納は当該施設、いわゆる認定こども園などの直接契約であります。こういう園の運営に穴をあけることになり、園にとっては安定的運営ができなくなる危惧を払拭できないということでもあります。

この新制度は、介護保険制度をモデルにしており、最大の特徴はこれまでの市町村の責任によって保育を提供する現物給付の制度を改め、利用者と事業者の直接契約を起点にする現金給付の仕組みへの変更であります。したがって、市町村は保育の契約に介入することができないため、市町村の責任が後退し、保育の市場化に道が切り開かれることになる危険性があるということでもあります。

私は、児童福祉法24条1項、市町村の保育実施責任を最大限に生かすことを求めて、反対討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第53号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第53号 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第54号 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

9番 佐藤文雄君。

[9番 佐藤文雄君登壇]

○9番（佐藤文雄君）

議案第54号 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

この条例案は、子ども子育て支援新制度の導入に伴い、新たに導入される小規模保育、事業所内保育などの家庭的保育の各事業の認可基準を定めるものであります。小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育、いわゆるベビーシッターでございますが、これらの事業は待機児童解消を目的として設置されます。今回示された認可基準は、無認可保育所の保育者の資格要件が一部改善されるなど、一定の評価はできますが、それでもなお、現行の保育所基準を下回っており、保育に格差が持ち込まれることが懸念されます。

第1に、家庭的保育では、職員は全員市町村長が行う研修を受けた者で、国家試験の保育資格者でなくてもよいということになっています。各事業の保育者は全て保育資格とすべきではないでしょうか。市の資格基準は国が示した内容を踏襲、小規模保育事業のA型以外は保育者要件として保育士資格を必要とせず、市町村長が行う研修修了者であればよいという内容になっていま

す。

児童福祉法1条2項には、全ての児童は等しくその生活を保障され、愛護されなければならないというたわれており、本法に抵触するような政策が進められております。保育士資格者は、3分の1でよいとされている認可外保育所での子どもの死亡事故率は圧倒的に高くなっています。2013年1年間における死亡事故件数は認可保育所で4件、認可外保育所では15件となっております。これは厚生労働省の調べであります。入所児童数から換算すると認可外は認可の実に45倍になります。認可保育所と比較すると無資格者の多い認可外保育所施設の死亡事故の件数は高く、リスクが高い無資格者の保育は避けるべきであります。

第2に、給食に関しては、自園調理方式を基本としておりますが、小規模保育、家庭的保育や事業所内保育は連携施設からの搬入も認められております。衛生面やアレルギー児の対応、子どもの体調に応じたきめ細かな食事の提供のために、給食は自園調理を必須とし調理員や調理室を設置するべきであります。

第3に、ゼロ歳児から2歳児の保育室面積基準についてですが、国の基準を今回は上回っており評価はできますが、いまだ日本の保育面積基準は諸外国と比較しても低く、子どもたちの発達保障の観点から、さらなる拡充が必要だと考えます。

審議の中で、保育事業者について保健福祉部長は市で行う研修を質の高い内容で対応すると言いましたが、簡単な研修で保育ができるということになれば、2年間の学校教育を経て国家試験を取得した保育士を排除することにつながるのではないのでしょうか。結果的には国家試験を持つ保育士がますます不足する事態に陥ることになり、質の高い保育が望めなくなってしまうと考えます。

また、この条例制定については、上乘せ基準を設けるよう再三求めましたが、聞き入れられませんでした。定員規模が小さいことを理由に保育所等と比べて保育者の資格要件の緩和など、国基準に盛り込まれ、それがそっくり本条例になっております。私はその結果、施設事業によって保育に格差が持ち込まれることになってしまうと考えます。

以上、保育の質を低下させる条例案には反対であります。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第54号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第54号 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第55号 かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

9番 佐藤文雄君。

[9番 佐藤文雄君登壇]

○9番（佐藤文雄君）

議案第55号 かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

この条例案について、第1に、学童保育には市町村の要綱があり事業の基準だけを条例にして加えるのは体系上問題があるとして放課後児童健全育成条例にすることを提案いたしました。

第2に、最低基準の目的等に市だけではなく放課後児童健全育成事業に従事する事業者に対して、財政的な支援を含め支援をするということを加えることを求めました。

第3に、設置の基準についてであります。

児童の生活の場となる専用区画の面積、生活室と言われておりますが、児童1人につき1.65平米となっておりますが、これは保育所の乳児の基準であり、少なくとも1人当たり1.98平米以上とすべきであります。

第4に、職員について、子ども40人まで支援員は20人以上としておりますが、20人までは3人、21人から30人までは4人以上の支援員を配置すべきであり、支援員は全員有資格者とする。こと。

5つ目に、開所時間及び日数についてであります。

1年につき250日となっておりますが、当市の民間業者が実際実施しているレベルでは280以上になっております。そういう意味では、280に改善することを求めました。

以上、5つの提案と改善を求めましたが、まともな答弁はございませんでした。

また、国が行っている現在の放課後児童対策には共働きやひとり親子どもの生活の場として専任指導員が保育する放課後児童クラブ、これは学童保育、厚生労働省管轄であります。これと全児童を対象として空き教室を利用した地域住民の講座を開いたり遊んだりする放課後子ども教室、これは文部科学省が管轄であります。それぞれ果たしている役割は違っておりますし、内容も異なっております。

このような中で、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体化することについて問題が出ております。全国学童保育連絡協議会では、場所も職員も子どもたちも一体化するのであれば、学童保育の役割は果たせないとして改善を求めました。

その結果、学童保育については、生活の場としての機能を十分に担保することが重要で、基準

に基づいて実施していくことになりました。国の基準では、保育の場所については、専用区画としておりますが、ただし、保育に支障がない場合はこの限りではないというただし書きがついておりまして、子ども教室との一体化が可能となっております。本条例も同様になっております。

私は、さいたま市では、条例化の際、ただし書きを削除し、子ども教室と一体化による後退に歯どめをかけているとして一例を挙げましたが、市は検討していくとの答弁でございました。

いずれにしても、私は、実態に追いつかないからといって、条例の制定について低い水準に合わせることは問題だと考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第55号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

法案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第55号 かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第56号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第56号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第56号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第57号 かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第57号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第57号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第58号 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第58号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第58号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第59号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第59号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第60号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第60号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第60号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第61号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第61号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第61号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第62号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第62号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第62号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第63号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第63号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第63号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第64号 美並小学校校舎耐震補強及び大規模改造工事請負契約の締結についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第64号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第64号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第65号 霞ヶ浦中学校屋内運動場大規模改造工事請負契約の締結についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第65号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 73号

○議長（鈴木良道君）

日程第2、議案第73号 市道路線の変更についてを議題といたします。

ただいまの議題につきましては、産業建設委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 岡崎 勉君。

[産業建設委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○産業建設委員会委員長（岡崎 勉君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定により、ご報告いたします。

本委員会は、平成26年9月11日に付託されました議案第73号の審査のため、9月11日に委員会を開き、現地調査を行い、担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

採決の結果であります。議案第73号 市道路線の変更については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で産業建設委員会の委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

議案第73号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第73号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第73号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時33分

再 開 午前10時40分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

○議長（鈴木良道君）

ただいま市長から議案第74号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について及び議案第75号 かすみがうら市教育委員会委員の任命についての2件が提出をされました。

お諮りいたします。

議案第74号及び第75号の2件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第74号及び第75号の2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

議案の配付をお願いいたします。

[議案書配付]

追加日程第1 議案第74号及び議案第75号

○議長（鈴木良道君）

追加日程第1、議案第74号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について及び議案第75号 かすみがうら市教育委員会委員の任命についての2件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程をされました議案第74号及び議案第75号 かすみがうら市教育委員会委員の任命につきましてご説明をいたします。

本案は、大山隆雄氏、田沢高保氏を教育委員に任命することについて、地方教育行政の組織及

び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明をさせますので、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案の趣旨説明を求めます。

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

議案第74号及び第75号 かすみがうら市教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

議案第74号につきましては、教育委員会教育長としてご活躍をいただきました。菅沢庄司氏が辞職されたことから、後任として大山隆雄氏を教育委員会委員に任命いたしたく議会の同意をお願いするものでございます。

任期は前任者の残任期間であり、本年10月1日から平成27年6月24日までとなります。

次に、第75号につきましては、教育委員長としてご活躍いただきました石塚貴夫氏が9月30日をもって任期満了となることから、後任として田沢高保氏を教育委員会委員に任命いたしたく議会の同意をお願いするものでございます。

任期は本年10月1日から4年間となります。

ご同意賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより一括して質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑を終結いたします。

続いて、お諮りいたします。

議案第74号及び議案第75号は人事案件でありますので、先例により討論を省略して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、討論を省略して採決することに決定をいたします。

続いて、議案第74号の採決を行います。

お諮りいたします。

議案第74号 かすみがうら市教育委員会委員の任命については、これに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第74号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第75号の採決を行います。

お諮りいたします。

議案第75号 かすみがうら市教育委員会委員の任命については、これに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第75号はこれに同意することに決しました。

日程の追加

○議長（鈴木良道君）

ただいま市長から、議案第76号 かすみがうら市監査委員の選任についてが提出されました。お諮りいたします。

議案第76号を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第76号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。議案の配付をお願いいたします。

[議案書配付]

追加日程第2 議案第76号 かすみがうら市監査委員の選任について

○議長（鈴木良道君）

追加日程第2、議案第76号 かすみがうら市監査委員の選任についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程をされました議案第76号 かすみがうら市監査委員の選任につきましてご説明をいたします。

本案は、古川誠一氏を監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明をいたさせますので、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案の趣旨説明を求めます。

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

議案第76号 かすみがうら市監査委員の選任についてご説明をいたします。

本案は、これまで監査委員としてご活躍をいただきました古渡善平氏の任期満了に伴い、後任

に古川誠一氏を選任いたしたく議会の同意をお願いするものであります。

任期は本年9月21日から4年間となります。

ご同意賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑を終結いたします。

続いて、お諮りいたします。

議案第76号は人事案件でありますので、先例により討論を省略して採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、討論を省略して採決することに決定をいたしました。

続いて、議案第76号の採決を行います。

お諮りいたします。

議案第76号 かすみがうら市監査委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第76号はこれに同意することに決しました。

日程第 3 請願第6号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に関する緊急請願

○議長（鈴木良道君）

日程第3、請願第6号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に関する緊急請願を議題といたします。

ただいまの議題につきましては、産業建設委員会に付託をしております。

これより委員長報告を求めます。

産業建設委員会委員長 岡崎 勉君。

[産業建設委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○産業建設委員会委員長（岡崎 勉君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定により、ご報告いたします。

ただいま議題となっている請願第6号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に関する緊急請願につきましては、9月11日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第6号については、全会一致で採択すべきものと決しました。

また、請願第6号については、全会一致で採択すべきものと決定されましたので、地方自治法第109条第6項の規定により、委員会において議長宛てに意見書案を提出することを決定いたしました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

続いて、請願第6号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより請願第6号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本請願は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、請願第6号は委員長の報告のとおり採択されました。

日程第 4 委員会発議第6号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」を「農林水産業・地域の活力創造プラン」に反映させるにあたり生産現場の実態を考慮し慎重に対応することを求める意見書（案）

○議長（鈴木良道君）

日程第4、委員会発議第6号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」を「農林水産業・地域の活力創造プラン」に反映させるにあたり生産現場の実態を考慮し慎重に対応することを求める意見書（案）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、委員会提案であります。

なお、発議案については、お手元に配付してあります委員会会議録において、審査が終了しており、委員会から即決の申し出が提出をされております。

よって、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明及び質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

本案は委員会提案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたします。

続いて、委員会発議第6号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第6号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、委員会発議第6号は提案のとおり可決をされました。

日程第 5 請願第7号 教育予算の拡充を求める請願

○議長（鈴木良道君）

日程第5、請願第7号 教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

ただいまの議題につきましては、文教厚生委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 加固豊治君。

[文教厚生委員会委員長 加固豊治君登壇]

○文教厚生委員会委員長（加固豊治君）

文教厚生委員会委員長報告。

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定により、ご報告いたします。

ただいま議題となっている請願第7号 教育予算の拡充を求める請願につきましては、9月11日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第7号については、全会一致で採択すべきものと決しました。

また、請願第7号については、全会一致で採択すべきものと決定されましたので、地方自治法

第109条第6項の規定により、委員会において議長宛てに意見書案を提出することを決定いたしました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で、文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

続いて、請願第7号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより請願第7号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本請願は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、請願第7号は委員長の報告のとおり採択をされました。

日程第 6 委員会発議第7号 教育予算の拡充を求める意見書（案）

○議長（鈴木良道君）

日程第6、委員会発議第7号 教育予算の拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、委員会提案であります。

なお、発議案については、お手元に配付してあります委員会会議録において、審査が終了しており、委員会から即決の申し出が提出をされております。

よって、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明及び質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

本案は委員会提案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

続いて、委員会発議第7号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第7号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、委員会発議第7号は提案のとおり可決をされました。

日程第 7 請願第 8 号「集团的自衛権容認の閣議決定」の撤回を求める意見書提出の請願書

○議長（鈴木良道君）

日程第7、請願第8号「集团的自衛権容認の閣議決定」の撤回を求める意見書提出の請願書を議題といたします。

ただいま議題となっている請願の審査は、平成26年第3回定例会議案審査特別委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

平成26年第3回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君。

[平成26年第3回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君登壇]

○平成26年第3回定例会議案審査特別委員会委員長（中根光男君）

平成26年第3回定例会議案審査特別委員会、請願の委員長報告を行います。

平成26年第3回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定により、ご報告いたします。

ただいま議題となっております請願第8号「集团的自衛権容認の閣議決定」の撤回を求める意見書提出の請願書については、9月16日の委員会において議題とし、審査を行いました。

審査においては、紹介議員からの意見等を聴取し、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第8号につきましては、異議があり起立採決の結果、起立少数で採択すべきものと決しました。

以上で、平成26年第3回定例会議案審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時01分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

中根光男君。

○平成26年第3回定例会議案審査特別委員会委員長（中根光男君）

それでは、報告に誤りがございましたので、もとへ戻りまして再度報告をさせていただきます。審査の結果、請願第8号につきましては、異議があり起立採決の結果、起立少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で平成26年第3回定例会議案審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

9番 佐藤文雄君。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時40分

[矢口議員退席]

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、佐藤議員から委員長報告に対する質疑の申し出がありましたが、かすみがうら市市議会先例集の108番において、委員長報告に対する質疑は、当該委員会に所属する議員は行わないのを例とするとの決定がなされておりました。ただいま議会運営委員会で協議をいただいた結果、佐藤議員は当該委員会の委員であることから、委員長に対する質疑は認められないとの決定であり、議長はこの発言を認めないことと決定をいたします。以上です。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

続いて、請願第8号の討論を行います。

賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

9番 佐藤文雄君。

[9番 佐藤文雄君登壇]

○9番（佐藤文雄君）

今、議長が述べましたが、基本的に質疑はございませんかということだったわけですね。経過の中でぜひとも確認をしたいことが私はあったわけです。特に今回の請願の審査に当たっては、私は請願人代表招致を要請いたしました。意見陳述、質疑、これに対していろんな議論がありまして結果的に賛否とることになったんですね。6対6になったんですよ。それで最終的に委員長の判断で参考人を呼ばないということになったんですね。なぜ呼ばないのかと、私はこれを確認したかった。審議の中で一番肝心の請願人の代表の声を聞かないというのは議会のあり方としてどうなのか。ですから、委員長が最終的に判断したわけですから、委員長がどういう考え方なの

はこれは全ての市民に、はっきりと公開すべきであります。

請願に賛成する立場で討論をいたしますが、まず、その前に請願人代表の参考人招致をせずに、参考人の意見陳述、質疑の機会を与えなかったことについて私は強く抗議したいと思います。

請願は1人でもできるんです。そして、請願は住民の権利であります。どんな意見があってもどんな意見の違いがあったとしても、請願者に対しては、聞く耳を持つというのは民主主義の基本であり、議会は当然その機会を保障すべきであります。今回、参考人の意見の機会を奪ったことは当議会の議会制民主主義のあり方が問われているのではないのでしょうか。

請願人代表の1人であるイシイヒロエさんから訴えがありました。

まず、これを紹介したいと思います。

7月1日に政府が集団的自衛権行使容認を柱とした閣議決定を強行した後、ここかすみがうら市でも不安や反対の声があちこちで上がっております。子育て中の若いお母さんたちから今突然にどうしてこんなことがという疑問や子どもたちの未来はどうなるのかという不安、戦争を経験された世代の方々からはNHK朝のテレビドラマ「ごちそうさん」や「花子とアン」で放送されている異常な戦時中の悲惨な経験、自分のお孫さんの将来の就職先として国家公務員である自衛隊を考えていたというある若いおばあさんはもう気軽に入隊をすすめることはできないと話してくれました。

私自身は戦後の生まれなので、実際の戦争体験はないのですが、子どものころ、土浦の町に行きますと、足や手をなくされた傷痕軍人さんが白い着物を着て、あちらこちらに立っているお姿をお見かけしました。それを見るたびに今度は自分の父親が戦争にとられるのではないかという不安を覚え、学校の先生に訴えたことがありました。小さな木造校舎の小学校の教室には、絵入りの大きな年表が張ってありました。担任の先生と教頭先生は、その年表の大日本帝国憲法と日本国憲法を指して、どちらの憲法がいいかと思きました。私は大日本帝国憲法のほうが強そうで格好いいと答えましたが、先生は4年生のあなたはまだ勉強していませんが、この2つの憲法には大きな違いがあります。今の日本国憲法には、日本は絶対に戦争しないと書いてありますから、お父さんが戦争に行くことはありません。安心していいですよとおっしゃいました。そのとき感じた大きな安堵感を52年たった今でもはっきりと思い出します。

戦後69年間、日本国憲法は水や空気のような存在として当たり前のように、私たちの平和な生活を守り続けてくれているのだと思います。今、憲法9条改定にも等しい大転換を一遍の閣議決定で強行することは立憲主義を根底から否定するもので、決して許されるものではありません。

私たちの子や孫が将来にわたって戦争の影のない平和な時代に生きられますよう、また現在も日本各地の災害現場で日々奮闘されている自衛隊の皆さんが、海外で戦争に巻き込まれて命を落とすこと、殺し殺されることがありませんように、このかすみがうら市議会から議員の皆様のご検討を得て集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書を政府に提出いただけますようお願い申し上げます。

以上が請願者の思いであります。

私が5月から6月にかけて行った市民アンケートでも、集団的自衛権行使に反対が43%、賛成が24%、わからないが20%でした。恐らく現時点では反対が多くなっているのではないのでしょうか。そもそも集団的自衛権の行使というのは何かですが、集団的自衛権の行使というのは、日本

に対する武力行使がなくても他国のために武力の行使をする。政府がどうごまかそうとも海外で戦争をする国に乗り出すということの意味します。

安倍政権は、国民多数の反対の声を踏みつけにして集団的自衛権行使容認の閣議決定を強行しましたが、これは憲法9条を破壊する歴史的な暴挙であります。この閣議決定のどこが問題でしょうか。それは海外で戦争する国を2つの道で押し進めるものとなっています。

第1は、アメリカが世界のどこであれ、戦争に乗り出した際に自衛隊が戦闘地域まで行って、軍事支援を行うということであります。その具体的危険がどこにあるかといえば、2001年のアフガニスタン戦争、2003年のイラク戦争のような戦争をアメリカが起こした際に、これまでの海外派兵を自衛隊派兵法の根拠法である特別措置法であります。これにあつた武力行使をしてはならない。戦闘地域に行くのはならない。この2つの歯どめを外し、自衛隊が戦闘地域まで行って軍事行動をやる。アメリカの戦争のために日本の若者の血を流すというのが集団的自衛権の正体であります。

日本共産党の志位和夫衆議院議員が国会で安倍首相に集団的自衛権の行使ができるとなれば、この2つの歯どめを外されてしまうのではないですかと再三ただしました。しかし、首相は歯どめを残すとは言いませんでした。反対に自衛隊の活動を拡大する方向で従来のあり方を検討すると答弁しました。自衛隊が戦闘地域に行くことを認めたのです。閣議決定にはそのことがあからさまな形で明記されました。自衛隊が活動する地域を非戦闘地域に限るという従来の枠組みを廃止し、これまで戦闘地域とされていた場所であっても、支援活動ができるとしたわけであります。そうなったらどうなるか。戦闘地域での活動はそれがたとえ補給、輸送、医療などの後方支援であっても、相手からの攻撃を受けることになります。攻撃されたらどうなるか。これも日本共産党の笠井 亮衆議院議員と小池 晃参議院議員が連続して追求しました。攻撃されたらどうするのかとの追及に対して首相は逃げますと答えました。それでは済まないでしょうとさらに追及されて、武器の使用はすると渋々認めました。結局応戦し、武力行使となるわけであります。

それが何をもたらすかということでありますが、アフガン戦争に対してNATO北大西洋条約機構の国々は集団的自衛権を発動して参戦しました。NATOが決めた当初の活動の内容は後方支援ばかりだったのであります。それでも泥沼の戦争に巻き込まれていきました。アメリカ以外のNATO軍の犠牲者は戦争開始から今日まで21カ国、1,035人に上っています。

私は、安倍政権がやろうとしていることは、日本の国を守ることで国民の命を守ることでない。アメリカが起こすアフガン戦争やイラク戦争のような戦争で自衛隊が戦闘地域まで行って、軍事活動ができるようにする。アメリカの戦争のために日本の若者の血を流す。これこそが正体だということを強調したいと思います。

第2は、自衛の措置という名目で、集団的自衛権行使容認に公然と踏み込んだということであります。閣議決定は日本に対する武力攻撃がなくても日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある場合には、武力の行使、集団的自衛権の行使ができるとしています。それは一体どんな場合か。安倍首相が一つ覚えのように繰り返しているのは、紛争時に邦人いわゆる外国にいる日本人ですが、この邦人の輸送をするアメリカ艦船の防護であります。彼は記者会見で繰り返しお母さんが赤ちゃんを抱っこしている絵の入った大きなパネルを使って、助けなくていいのかと熱弁を振りました。しかし、緊急時の邦人の避難というのは、あくまでも

日本政府の責任で行われるべきものであります。

1997年の日米ガイドラインの協議の場でも、日本側は米軍による邦人救出を要請しましたが、アメリカ側からは断られ、日米両国政府は自国の国民の退避はおのおのの責任で行うことが確認されています。大体アメリカの救出活動の特徴は、国籍による優先順位があるということです。第1位はアメリカ国籍保持者、第2位はアメリカ永住権保持者、第3位はイギリス国民、第4はカナダ国民、第5はその他の国民。日本人はその最後のその他に入るわけでありまして。アメリカ軍は日本人を運んでくれないのです。現実的にはあり得ないこんな例しか持ち出せない。これは国民の命を守るというみずからの言明がいかに空理空論であるかをみずから証明するものではないでしょうか。

安倍首相は、集団的自衛権の行使は明確な歯どめがある。限定的なものだと言いますが、これも悪質なごまかしです。明白な危険があるかどうかを判断するのは誰か。時の政権ではありませんか。それは首相が政府が全て情報を総合して判断すると答弁しています。しかし、いざというときに国会でその情報を明らかにせよと言ってもそれは特定秘密ですということになるのではないのでしょうか。さらに、首相は国会で石油の供給不足や日米関係に重大な影響がある場合でも、武力行使があり得ると答弁しています。結局、歯どめなどどこにもない。国会にも国民にも真実が明らかにされないまま、時の政権の一存で海外の武力行使が底なしに広がるとというのが事の真相だと思います。無制限の海外での戦争を国の存立、自衛の措置の名で押し進めることはかつて日本軍国主義が帝国の存立・自存・自衛の名で侵略戦争を進めた誤りを再び繰り返すものであり、断じて許すわけにはいきません。

こうした2つの道で海外で戦争をする国づくりを目指す閣議決定は、戦後日本の国のあり方を根底から覆そうというものにほかなりません。

ことは自衛隊創設からちょうど60年です。この60年間、自衛隊は1人の外国人も殺さず、1人の戦死者も出していません。これは歴代の自民政権が立派だったからではありません。憲法9条の偉大な力であります。憲法9条は自衛隊員の命をも守ってきたということではないでしょうか。

安倍政権はこうした戦後日本のあり方を根底から覆し、殺し殺される国につくりかえようとしています。そのことによって失われるものは一体何でしょうか。第1に、若者の命と人生が失われます。戦争で真っ先に犠牲とされるのは未来ある若者です。第2に、日本が憲法9条のもとに築いてきた国際的信頼が失われます。

日本国際ボランティアセンターJVCは、6月10日声明を発表し、次のように訴えました。先進主要国のほとんどがアフガニスタン本土に軍を派遣する中、日本だけは反政府武力勢力にも住民にも銃を向けることはありませんでした。これがアフガニスタンにおいて、日本が最も信頼される国とみなされた理由です。政府の議論に欠けているのは失うものの大きさに対する認識です。

これまで日本は、非軍事に徹した国際平和協力を行ってきました。これは他国にできない日本の独自性であり、これにより日本が国際的な信頼を獲得してきたことは紛れもない事実です。第二次世界大戦以降、およそ70年間をかけて築き上げてきた資産や信頼を決して失ってはならないのです。世界の紛争地で献身的にボランティア活動に取り組んできた多くのNGOから日本が海

外で戦争をする国になったら、海外で他国民に銃を向けるようになったら、世界から日本に寄せられてきた信頼が憎悪に変わり、日本人がテロの対象にされ、失うものは余りにも大きいという警告が発せられております。

第3に、日本社会から人権と民主主義は失われます。海外で戦争をする国づくりは、戦争に国民を動員する体制づくりと一体のものであります。秘密保護法はその重大な一歩でありました。自衛隊員に犠牲が出れば自衛隊員が激減し、徴兵制になりかねない。多くの識者が懸念し、その危険性を発信しております。

政府はこれまで徴兵制について憲法18条が禁止する奴隷的苦役に当たり許されないとしていました。しかし、自民党の石破 茂幹事長、今は地方創生担当大臣であります。この石破氏が国会で国を守ることが意に反した奴隷的な苦役だというような国は国家の名に値しない。徴兵制が奴隷的な苦役だとする議論には、どうしても賛成しかねると発言しています。憲法の根幹をなす9条の解釈さえ勝手に変更する勢力が、憲法18条の解釈を変更しないと一体誰が保証できるでしょうか。集団的自衛権行使容認の閣議決定について各メディアの世論調査では、どれも5割から6割の国民が反対の声を上げております。

6月30日と7月1日の官邸前行動には、連日数万人の人々が参加し、海外で戦争をする国づくりに反対する抗議の国民的エネルギーを目に見える形で示しました。若い世代が最大の被害者となるのは私たちだと。この問題を文字どおり、みずから問題として捉え、戦いの主人公になっています。子育て世代は、子どもたちが戦争に巻き込まれるのではないかと不安だ。私たちの責任で平和憲法を子どもたちの世代に引き渡したいと声を上げております。高齢者世代は、あの悲惨な戦争を孫の世代に体験させるわけには絶対にかないと立ち上がっております。

請願者の思いは、まさにこのことではないでしょうか。

広島・長崎の平和式典に際して、安倍首相は、被爆者から断固反対、撤回の声が突きつけられました。しかし、首相は見解の違いだとしか言えなかったわけです。国民の怒りの声が、この広がりをして安倍政権は、閣議決定を具体化する法案の提出については来年に先送りし、怒りの鎮静化を待つという作戦に出ております。今、集団的自衛権の行使容認に反対する意見書を可決した地方議会が安倍政権の閣議決定以降もふえ続け、8月12日現在で190議会に上っています。

茨城県では、取手市、つくば市、美浦村の議会でも意見書を採択しております。閣議決定前では157市町村議会でありました。この間、県議会では岩手が意見書を可決しております。

私は、憲法9条を持つ日本こそ今平和外交に一番頑張るべきではないかと考えます。勝手に憲法の解釈を変えて海外で戦争をする国にして若者に血を流させる。こんなことを絶対に許してはならないと思います。改めて議員の皆さんに集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書を政府に提出する請願にご賛同していただきますよう切にお願いいたしまして、賛成討論いたします。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

以上で通告による討論は終わりました。

続いて、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより請願第8号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択でありますので、起立により採決をいたします。

本請願は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立少数であります。

よって、請願第8号は不採択と決定をされました。

日程第 8 閉会中の継続審査について

○議長（鈴木良道君）

日程第8、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

一般会計決算審査特別委員会委員長、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長及び政治倫理条例検討特別委員会委員長より、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

日程第 9 閉会中の所管事務調査について

○議長（鈴木良道君）

日程第9、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、お手元に配付しましたとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定をいたしました。

○議長（鈴木良道君）

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成26年かすみがうら市議会第3回定例会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後 0時06分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 鈴木 良 道

かすみがうら市議会議員 加 固 豊 治

かすみがうら市議会議員 佐 藤 文 雄

かすみがうら市議会議員 小 座 野 定 信